

# 公開買付説明書の訂正事項分

(第3回訂正分)

平成23年10月

トラベラー・ホールディングス  
レッドホース・ホールディングス・リミテッド

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分にかかる公開買付けは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 2 章の 2 第 1 節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第 27 条の 9 第 3 項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】 / 1	トラベラー・ホールディングス (Traveler Holdings)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1203、私書箱30592号、 64アース・クロース、ランドマーク・スクウェア 3 階 (Landmark Square, 3 <sup>rd</sup> Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 村上 義弘 同 西山 宏 同 松田 純一 同 大橋 君平 同 菅原 清暁 同 山口 智寛 同 柴田 陽介 同 佐藤 康之
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門5森ビル2階 桜川綜合法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5501-7160
【事務連絡者氏名】	弁護士 村上 義弘
[届出者の氏名又は名称] / 2	レッドホース・ホールディングス・リミテッド (REDHORSE HOLDINGS LIMITED)
[届出者の住所又は所在地]	香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー18、17階 1702号室 (FLAT/RM 1702 17/F, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
[代理人の氏名又は名称]	弁護士 村上 義弘 同 西山 宏 同 松田 純一 同 大橋 君平 同 菅原 清暁 同 山口 智寛 同 柴田 陽介 同 佐藤 康之

[代理人の住所又は所在地] 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門5森ビル2階  
桜川綜合法律事務所

[最寄りの連絡場所] 同上

[電話番号] 03-5501-7160

[事務連絡者氏名] 弁護士 村上 義弘

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年9月15日付で提出いたしました公開買付届出書（平成23年9月30日付及び平成23年10月11日付でそれぞれ提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

### 第2 公開買付者の状況

#### 1 会社の場合

(5) 経理の状況

### 第5 対象者の状況

5 その他

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 8【買付け等に要する資金】

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### ③【届出日以後に借入れを予定している資金】

(訂正前)

(前略)

#### ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
投資業	Traveler Value Up Limited 香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー18、17階 1702号室 (Room 1702, 17 <sup>th</sup> Floor, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期：貸付日の3年後の応当日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	550,000
電子部品製造機器の設計、製造、販売	株式会社東京ウエルズ 東京都大田区北馬込二丁目28番1号	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	300,000
空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売（アリオレス）	アネス株式会社 東京都北区栄町一丁目3番	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年3月31日 (期限一括弁済)  年利：3%	100,000
計(c)			950,000

(注1) TVULは、RHLがその議決権の100%を保有する中国（香港）に存する会社で、本公開買付けを行うための資金調達のためのピークルとして利用すべく平成23年4月19日に社名変更を行いTraveler Value Up Limitedとしたものです。TVULは、今回、優先株式を発行して調達した資金によりトラベラー・ホールディングスに貸付けを行い、トラベラー・ホールディングスは当該借入金をもって本公開買付けを行うため資金の一部とするものであります。トラベラー・ホールディングスは、TVULとの間で平成23年9月9日付で金銭消費貸借契約を締結しており、上記TVULからの資金調達の裏付けとして平成23年9月9日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存を確認することで、貸付実行の現実性を確認しております。なお、当該預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。TVULによる貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。

- (注2) トラベラー・ホールディングスは、株式会社東京ウエルズからの資金調達の裏付けとして株式会社東京ウエルズとの間で平成23年8月31日付で金銭消費貸借契約を締結しており、株式会社東京ウエルズの財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。また、トラベラー・ホールディングスは、アネス株式会社との間でも平成23年9月30日付で金銭消費貸借契約を締結しており、アネス株式会社の財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月28日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社の各預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社による貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。
- (注3) 株式会社東京ウエルズは、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。株式会社東京ウエルズは、電子部品製造機器の設計、製造、販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約166億円（2010年3月期決算）です。なお、株式会社東京ウエルズは株式の上場は行っておりません。
- (注4) アネス株式会社は、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。アネス株式会社は、空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約43億7134万円（2011年5月期）です。なお、アネス株式会社は株式の上場は行っておりません。
- トラベラー・ホールディングスは、三恵企業株式会社との間で1億円の借入契約を締結していましたが、公開買付届出後に、借入金の金利負担を軽減するためアネス株式会社に対して低利での融資を打診したところ、年利3%での1億円の融資について応諾を得たため、三恵企業株式会社とも協議のうえ、経済合理性の観点から、三恵企業株式会社からの1億円の借入を中止し、同額をアネス株式会社から借り入れることとしました。そして、平成23年9月30日付でアネス株式会社との間で上記条件で借入契約を締結した上で、同日付で三恵企業株式会社との間の借入契約を合意解約いたしました。なお、三恵企業株式会社との借入契約の合意解約に関しトラベラー・ホールディングスに違約金や損害金の負担は生じず、また、上記借入先の変更により買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の額について変動はありません。
- (注5) 上記（注1）及び（注2）に記載されたTVUL、株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社によるトラベラー・ホールディングスへの貸付金の入金は、予定通り平成23年10月6日に完了しました。この結果、トラベラー・ホールディングスの買付等に要する資金に充当しうる平成23年10月6日現在の預金残高は、金9億5000万円となっております。

(訂正後)

(前略)

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
投資業	Traveler Value Up Limited 香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー18、17階 1702号室 (Room 1702, 17 <sup>th</sup> Floor, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期：貸付日の3年後の応当日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	550,000
電子部品製造機器の設計、製造、販売	株式会社東京ウエルズ 東京都大田区北馬込二丁目28番1号	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	300,000
空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売（アリオレス）	アネス株式会社 東京都北区栄町一丁目3番	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年3月31日 (期限一括弁済)  年利：3%	100,000
計(c)			950,000

(注1) TVULは、RHLがその議決権の100%を保有する中国（香港）に存する会社で、本公開買付けを行うための資金調達のためのピークルとして利用すべく平成23年4月19日に社名変更を行いTraveler Value Up Limitedとしたものです。TVULは、今回、優先株式を発行して調達した資金によりトラベラー・ホールディングスに貸付けを行い、トラベラー・ホールディングスは当該借入金をもって本公開買付けを行うため資金の一部とするものであります。トラベラー・ホールディングスは、TVULとの間で平成23年9月9日付で金銭消費貸借契約を締結しており、上記TVULからの資金調達の裏付けとして平成23年9月9日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存を確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、当該預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。TVULによる貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。

(注2) トラベラー・ホールディングスは、株式会社東京ウエルズからの資金調達の裏付けとして株式会社東京ウエルズとの間で平成23年8月31日付で金銭消費貸借契約を締結しており、株式会社東京ウエルズの財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。また、トラベラー・ホールディングスは、アネス株式会社との間でも平成23年9月30日付で金銭消費貸借契約を締結しており、アネス株式会社の財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月28日現在の預金残高証明書により貸付け

に充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社の各預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社による貸付金の入金 は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。

(注3) 株式会社東京ウエルズは、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。株式会社東京ウエルズは、電子部品製造機器の設計、製造、販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約166億円(2010年3月期決算)です。なお、株式会社東京ウエルズは株式の上場は行っておりません。

(注4) アネス株式会社は、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。アネス株式会社は、空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約43億7134万円(2011年5月期)です。なお、アネス株式会社は株式の上場は行っておりません。

トラベラー・ホールディングスは、三恵企業株式会社との間で1億円の借入契約を締結していましたが、公開買付届出後に、借入金の金利負担を軽減するためアネス株式会社に対して低利での融資を打診したところ、年利3%での1億円の融資について応諾を得たため、三恵企業株式会社とも協議のうえ、経済合理性の観点から、三恵企業株式会社からの1億円の借入れを中止し、同額をアネス株式会社から借り入れることとしました。そして、平成23年9月30日付でアネス株式会社との間で上記条件で借入契約を締結した上で、同日付で三恵企業株式会社との間の借入契約を合意解約いたしました。なお、三恵企業株式会社との借入契約の合意解約に関しトラベラー・ホールディングスに違約金や損害金の負担は生じず、また、上記借入先の変更により買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の額について変動はありません。

(注5) 上記(注1)及び(注2)に記載されたTVUL、株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社によるトラベラー・ホールディングスへの貸付金の入金は、予定通り平成23年10月6日に完了しました。この結果、トラベラー・ホールディングスの買付等に要する資金に充当しうる平成23年10月6日現在の預金残高は、金9億5000万円となっております。

(注6) トラベラー・ホールディングスは、本公開買付けの買付代金の決済に用いるため、平成23年10月24日までに、本公開買付けの買付予定数(7,515,312株)の全てについて応募がなされた場合の買付代金相当額である金8億8680万円6816円を自己の銀行口座から出金して公開買付代理人である株式会社SBI証券に預託しました。なお、トラベラー・ホールディングスは、上記公開買付代理人に対する預託のほかに、本公開買付けに関する諸費用として金129万995円を支出しておりますので、平成23年10月24日時点のトラベラー・ホールディングスの預金残高は金6190万2189円となっております。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (5)【経理の状況】

(訂正前)

##### ①財務諸表の作成基準

下記の財務諸表は、香港財務報告基準（HKFRS）に従って作成されており、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュフロー計算書及び財務諸表に対する注記の順に記載され、それぞれの数値は、2008年12月期、2009年12月期の順に記載されています。本財務諸表の作成基準であるHKFRSは、国際会計基準（IFRS）が完全適用されたものです。なお、当社の会計年度は、12月31日をもって終了する1年間であり、2010年12月期の財務諸表については、本書提出日現在作成されておりません。

表示の方法

HKFRSにおいては、資産及び負債科目は、固定性配列法であります。

##### ②監査について

本財務諸表については、サウス・チャイナ・シーピーイー・リミテッド（South China CPA Limited）の監査を受けています。

##### ③香港ドルから日本円への換算

本項における香港ドルから日本円への換算は、2011年9月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による対顧客電信売買相場の仲値である1香港ドル=9.94円の換算率で計算し、千円未満は切り捨てています。

なお、本項において、別段の定めがある場合を除き、または文脈上要求される場合を除き、「HK\$」は香港の通貨である香港ドル、「円」および「¥」は日本国の通貨である円を指します。

(後略)

(訂正後)

##### ①財務諸表の作成基準

下記の財務諸表は、香港財務報告基準（HKFRS）に従って作成されており、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュフロー計算書及び財務諸表に対する注記の順に記載され、それぞれの数値は、2008年12月期、2009年12月期の順に記載されています。本財務諸表の作成基準であるHKFRSは、国際会計基準（IFRS）が完全適用されたものです。なお、当社の会計年度は、12月31日をもって終了する1年間であり、2010年12月期の財務諸表については、本書提出日現在作成されておりません。

表示の方法

HKFRSにおいては、資産及び負債科目は、固定性配列法であります。

##### ②監査について

本財務諸表については、サウス・チャイナ・シーピーイー・リミテッド（South China CPA Limited）の監査を受けています。

##### ③香港ドルから日本円への換算

本項における香港ドルから日本円への換算は、2011年9月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による対顧客電信売買相場の仲値である1香港ドル=9.94円の換算率で計算し、千円未満は切り捨てています。

なお、本項において、別段の定めがある場合を除き、または文脈上要求される場合を除き、「HK\$」は香港の通貨である香港ドル、「円」および「¥」は日本国の通貨である円を指します。

(中略)

(2010年12月期財務諸表に基づく追記)

公開買付届出書提出以降に2010年12月期の財務諸表が作成されましたので、以下、追記します。

①財務諸表の作成基準

下記の財務諸表は、2010年12月期のものであり、香港財務報告基準（HKFRS）に従って作成されており、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュフロー計算書及び財務諸表に対する注記の順に記載され、それぞれの数値は、2009年12月期、2010年12月期の順に記載されています。本財務諸表の作成基準であるHKFRSは、国際会計基準（IFRS）が完全適用されたものです。なお、当社の会計年度は、12月31日をもって終了する1年間であり、2010年12月期の財務諸表について、2009年12月期の財務諸表の後に同様の形式で記載しております。

表示の方法

HKFRSにおいては、資産及び負債科目は、固定性配列法であります。

②監査について

本財務諸表については、サウス・チャイナ・シーピーイー・リミテッド（South China CPA Limited）の監査を受けています。

③香港ドルから日本円への換算

本項における香港ドルから日本円への換算は、2010年12月期の財務諸表については2011年10月20日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による対顧客電信売買相場の仲値である1香港ドル=9.88円の換算率で計算し、千円未満は切り捨てています。

なお、本項において、別段の定めがある場合を除き、または文脈上要求される場合を除き、「HK\$」は香港の通貨である香港ドル、「円」および「¥」は日本国の通貨である円を指します。

2010年12月31日現在の連結包括利益計算書

	注記	2009年		2010年	
		HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
売上高	5	6,381,679	63,050	31,547,812	311,692
売上原価		(6,133,913)	(60,603)	(3,700,474)	(36,560)
売上総利益		247,766	2,447	27,847,338	275,131
その他の収益	5	51,660	510	369,955	3,655
一般管理費		(8,891,049)	(87,843)	(27,843,422)	(275,093)
金融費用	6	(952,175)	(9,407)	(2,761,088)	(27,279)
税引前損失	7	(9,543,798)	(94,292)	(2,387,217)	(23,585)
税金費用		(145,414)	(1,436)	(441,817)	(4,365)
当期純損失		(9,689,212)	(95,729)	(2,829,034)	(27,950)
<u>その他包括利益</u>					
その他包括利益 — 税効果後		—	—	—	—
当期包括利益		(9,689,212)	(95,729)	(2,829,034)	(27,950)
<u>当期損失の帰属</u> ：					
親会社の株主		(8,966,121)	(88,585)	(1,022,929)	(10,106)
非支配持分		(723,091)	(7,144)	(1,806,105)	(17,844)
		(9,689,212)	(95,729)	(2,829,034)	(27,950)
<u>当期包括利益の帰属</u>					
親会社の株主		(8,966,121)	(88,585)	(1,022,929)	(10,106)
非支配持分		(723,091)	(7,144)	(1,806,105)	(17,844)
		(9,689,212)	(95,729)	(2,829,034)	(27,950)

2010年12月31日現在連結財政状態計算

資産	注記	2009年		2010年	
		HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
非流動資産	11	6,368,296	62,918	5,023,033	49,627
有形固定資産	14	860,000	8,496	860,000	8,496
会員権	15	16,814,735	166,129	16,082,929	158,899
売却可能金融資産		24,043,031	237,545	21,965,962	217,023
流動資産					
棚卸資産		92,782	916	70,641	697
営業債権・その他債権	18	153,390	1,515	131,570	1,299
預入金	18	1,643,292	16,235	1,651,471	16,316
取締役に対する貸付金	19	1,618,481	15,990	—	—
関連会社に対する貸付金	20	82,880	818	400,498	3,956
持株会社に対する貸付金	21	7,800,000	77,064	6,800,000	67,184
関連当事者への貸付金	22	1,500,000	14,820	1,500,000	14,820
現金・預金		9,232,523	91,217	1,589,927	15,708
		22,123,348	218,578	12,144,107	119,983
資産合計		46,166,379	456,123	34,110,069	337,007
資本及び負債					
親会社の株主に帰属する持分					
株式資本	27	7,075,000	69,901	7,075,000	69,901
剰余金		(12,813,039)	(126,592)	(13,835,968)	(136,699)
		(5,738,039)	(56,691)	(6,760,968)	(66,798)
非支配持分		19,036,909	188,084	17,230,804	170,240
資本合計		13,298,870	131,392	10,469,836	103,441
負債					
流動負債					
営業債務その他の支払勘定	23	1,709,386	16,888	1,377,245	13,607
未払費用	23	1,317,876	13,020	881,995	8,714
当座借越		2	0	—	—
取締役からの借入金	24	23,366	230	66,154	653
関連会社からの借入金	24	236,465	2,336	56,746	560
持株会社からの借入金	24	—	—	—	—
無担保借入金	28	29,435,000	290,817	20,574,692	203,277
ファイナンス・リース債務	29	—	—	19,560	193
未払税金	9	145,414	1,436	587,231	5,801
		32,867,509	324,730	23,563,623	232,808
固定負債					
ファイナンス・リース債務	29	—	—	76,610	756
負債合計		32,867,509	324,730	23,640,233	233,565
資本及び負債合計		46,166,379	456,123	34,110,069	337,007

2010年12月31日現在  
財政状態計算書

資産	注記	2009年		2010年	
		HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
<b>非流動資産</b>					
有形固定資産	12	2,516,841	24,866	1,959,701	19,361
子会社に対する投資	13	1,635,600	16,159	—	—
会員権	14	860,000	8,496	860,000	8,496
売却可能金融資産	16	3,988,523	39,406	3,988,523	39,406
		9,000,964	88,929	6,808,224	67,265
<b>流動資産</b>					
その他の債権	18	56,450	557	120,959	1,195
預入金・前払金	18	549,758	5,431	458,655	4,531
取締役に対する貸付金	19	1,618,481	15,990	—	—
関連会社に対する貸付金		107,590	1,062	392,475	3,877
持株会社に対する貸付金	21	7,800,000	77,064	6,800,000	67,184
関連当事者に対する貸付金	22	1,500,000	14,820	1,500,000	14,820
子会社に対する貸付金	25	2,517,915	24,877	900,551	8,897
現金預金		3,606,819	35,635	1,070,289	10,574
		17,757,013	175,439	11,242,929	111,080
		26,757,977	264,368	18,051,153	178,345
<b>資産合計</b>					
<b>資本及び負債</b>					
親会社の株主に帰属する持分	27	7,075,000	69,901	7,075,000	69,901
株式資本	29	(12,018,037)	(118,738)	(11,309,948)	(111,742)
剰余金		(4,943,037)	(48,837)	(4,234,948)	(41,841)
<b>資本合計</b>					
<b>流動負債</b>					
未払費用	23	1,291,269	12,757	796,625	7,870
取締役からの借入金	24	23,366	230	62,574	618
関連会社からの借入金	24	54,633	539	34,518	341
子会社からの借入金	26	30,331,719	299,677	21,296,214	210,406
ファイナンス・リース債務	29			19,560	193
		31,701,014	313,206	22,209,491	219,429
<b>固定負債</b>					
ファイナンス・リース債務	29	—	—	76,610	756
<b>負債合計</b>					
		31,701,014	313,206	22,286,101	220,186
<b>資本及び負債合計</b>					
		267,579,771	2,643,688	18,051,153	178,345

連結持分変動計算書

2010年12月31日を期末日とする年度

	親会社の株主に帰属する持分						非支配持分に 帰属する部分		合計	
	資本金		累計損失		小計		HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
	HK\$	(千円)	HK\$	(千円)	HK\$	(千円)				
2009年1月1日 残高	7,075,000	69,901	(3,846,918)	(38,007)	3,228,082	31,893	=	=	3,228,082	31,893
非支配株主が 保有している 優先株式 資本の拠出、 出資	=	=	=	=	=	=	18,260,000	180,408	18,260,000	180,408
当期損失	=	=	(8,966,121)	(88,585)	(8,966,121)	(88,585)	(723,091)	(7,144)	(9,689,212)	(95,729)
その他包括利益	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
当期包括利益 合計	0		(8,966,121)	(88,585)	(8,966,121)	(88,585)	(723,091)	(7,144)	(9,689,212)	(95,729)
2009年12月31日 残高	7,075,000	69,901	(12,813,039)	(126,592)	(5,738,039)	(56,691)	19,036,909	188,084	13,298,870	131,392
	=	=	=	=	=	=	18,260,000	180,408	18,260,000	180,408
当期損失	=	=	(1,022,929)	(10,106)	(1,022,929)	(10,106)	(1,806,105)	(17,844)	(2,829,034)	(27,950)
その他包括利益	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
当期包括利益 合計	0		(1,022,929)	(10,106)	(1,022,929)	(10,106)	(1,806,105)	(17,844)	(2,829,034)	(27,950)
2010年12月31日 残高	7,075,000	69,901	(13,835,968)	(136,699)	(6,760,968)	(66,798)	17,230,804	170,240	10,469,836	103,441

連結キャッシュフロー計算書

2010年12月31日を期末日とする年度

	2010		2009	
	HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
<b>営業活動に係るキャッシュフロー</b>				
税引前当期損失	(2,387,217)	(23,585)	(9,543,798)	(94,292)
調整額				
減価償却費	1,683,111	16,629	980,917	9,691
利息収入	(300,087)	(2,964)	(93)	0
投資有価証券売却損	—	—	638,968	6,313
会員権売却損	—	—	60,000	592
固定資産除却損	16,983	167	200,055	1,976
投資有価証券減損引当金繰入額	731,806	7,230	—	—
<b>資本項目調整前当期純損失</b>	(255,404)	(2,523)	(7,663,951)	(75,719)
棚卸資産の(増加額)/減少額	22,141	218	(92,782)	(916)
営業債権の(増加額)/減少額	21,820	215	(81,049)	(800)
預入金・前払金の(増加額)/減少額	(8,179)	(80)	106,481	1,052
取締役に対する貸付の(増加額)/減少額	1,618,481	15,990	(1,618,481)	(15,990)
関連会社に対する貸付金の増加額	(317,618)	(3,138)	(82,880)	(818)
持株会社に対する貸付の(増加額)/減少額	1,000,000	9,880	(7,800,000)	(77,064)
営業債務増加額/(減少額)	(332,141)	(3,281)	1,448,691	14,313
未払費用の増加額/(減少額)	(435,881)	(4,306)	1,185,845	11,716
関連会社に対する借入の減少額	—	—	(1,500,000)	(14,820)
持株会社に対する借入の減少額	—	—	(1,500,000)	(14,820)
取締役に対する借入の増加額/(減少額)	42,788	422	(41,057)	(405)
関連会社に対する借入の増加額/(減少額)	(179,719)	(1,775)	236,465	2,336
営業活動に伴うキャッシュフロー	(1,176,288)	(11,621)	(17,402,718)	(171,938)
<b>投資活動に係るキャッシュフロー</b>				
固定資産の購入による支出	(1,017,031)	(10,048)	(5,715,472)	(56,468)
固定資産の売却に伴う収入	778,000	7,686	—	—
会員権の売却に伴う収入	—	—	50,000	494
売買目的有価証券の購入	—	—	(17,453,703)	(172,442)
利息の受取	300,087	2,964	93	0
投資活動に伴うキャッシュフロー	61,056	603	(23,119,082)	(228,416)
<b>財務活動に係るキャッシュフロー</b>				
無担保借入金の借入による収入	—	—	29,435,000	290,817
無担保借入金の返済による支出	(8,860,308)	(87,539)	—	—
ファイナンス・リースに係る支出	(19,630)	(193)	—	—
非支配株主に対する普通株式発行の収入	—	—	1,500,000	14,820
非支配株主に対する優先株式発行の収入	—	—	18,260,000	180,408
財務活動に伴うキャッシュフロー	(8,879,938)	(87,733)	49,195,000	486,046
<b>現金及び現金同等物の純増加額</b>	(7,642,594)	(75,508)	8,673,200	85,691
<b>現金及び現金同等物期首残高</b>	9,232,521	91,217	559,321	5,526
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>	1,589,927	15,708	9,232,521	91,217

キャッシュフロー計算書上における現金及び現金同等物とは財政状態計算書上における以下の項目のことである。

	2010		2009	
	HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
現金及び預金	1,589,927	15,708	9,232,523	91,217
当座貸越	—	—	(2)	0
	1,589,927	15,708	9,232,521	91,217

## 財務諸表に係る注記

### 1. 概要

会社は香港で設立された会社である。同社の親会社である持株会社は香港で設立された H&R Group Limited 社である。会社の本店登記地は Room 1702, 18 Hysan Avenue 1 Causeway Bay, Hong Kong である。

会社の主たる活動は持株会社への投資、ファイナンス、並びにアドバイザー業務である。子会社の主たる活動は財務諸表の注記 13 に記載されている。

報告通貨の単位は、特段の記述が無い限り香港ドルである。これは会社の機能通貨の単位と同じである。

### 2. 新設、及び改訂された香港財務報告基準 (HKFRS) の適用

本年、グループは香港公認会計士協会が定めた新設、及び改訂された会計基準を採用した。以下の会計基準を採用したことにより、過去また現在の数値に重要な影響を及ぼすことは無かった。しかし、将来の取引に影響を及ぼす可能性がある。

HKFRS 1 (改訂)	石油やガスを資産として保有している場合、またリース契約が含まれている場合に関して例外を定めた。
HKFRS 2 (改訂)	HKFRS 2 の目的と、現金決済型の株式報酬を明確にするため。
HKFRS 5 (改訂) —2008 年の改訂に関連して	グループがある子会社を売却の経営権を手放そうとしている場合、その後支配権を持たない株式を保有し続けたとしても、当該子会社の全ての資産・負債は売却目的に分類されるよう改訂した。
HKFRS 5 (改訂) —2009 年の改訂に関連して	本改訂では HKFRS 5 以外の開示基準では一定の場合を除き売却目的で所有している固定資産、ないしは非継続事業に分類されることを明確にした。
HKAS 1 (2009 年改訂)	株式を発行することで負債が潜在的に解消する場合、当該負債の流動・固定の分類には関係が無いことを追記。
HKAS 7 (2009 年改訂)	認識される資産に対する支出のみキャッシュフロー計算書の投資活動によるキャッシュフローに分類されることの追記。
HKAS 17 (2009 年改訂)	土地に関するリースの追記。
HKAS 39 (改訂)	ヘッジに関する改訂。
HKFRS3 (改訂)	2010 年 1 月 1 日以降に発生する企業結合に関する影響。
HKAS 27	グループ内の子会社に対する持分の変更があった際の会計処理の変更。
HK(IFRIC)-Int 17	株主に対して現金以外で配当を支払うばあいについての会計処理。
HK(IFRIC)-Int 18	顧客へ資産を売却する場合、当該資産を公正価値で評価しなければならない。

グループは以下の新たに設けられた、並びに改訂された基準を早期適用していない。なお、以下の基準は公表されているが、まだ効力は発生していない。

HKFRSs (追記)	2010 年の HKFRS の更新 (注 1)
HKFRS 1 (追記)	HKFRS 7 適用の限定的な除外 初度適用者に対するさらなる除外 (注 2)
HKFRS 9	金融資産 (注 3)
HKAS 24 (更新)	関連当事者の開示 (注 4)
HKAS 32 (追記)	権利の発行の分類 (注 5)
HK(IFRIC)-Int 14 (追記)	最小支払額の事前支払い (注 4)
HK(IFRIC)-Int 19	資本が付随している既存の金融負債 (注 2)

- (注1) 2010年7月1日、ないしは2011年1月1日以降に開始される事業年度に適用  
(注2) 2011年1月1日以降に開始される事業年度に適用  
(注3) 2013年1月1日以降に開始される事業年度に適用  
(注4) 2011年1月1日以降に開始される事業年度に適用  
(注5) 2010年2月1日以降に開始される事業年度に適用

HKFRS9—金融資産は2013年1月1日以降の金融資産の新しい分類である。

HKFRS9に基づけば、HKAS39—金融資産の認識と測定の範疇にある金融資産は償却原価ないしは公正価値で評価されなければならないとされている。特に負債に対する投資で①契約に基づいたキャッシュフローを得ようとしている投資、また②主契約に基づき負債の額面と金利を得るためのキャッシュフローは、通常償却原価で測定される。それ以外の負債に対する投資や資本に対する投資は公正価値で測定する。

金融負債に関して記せば、重要な変更点としてはFVTPLの債務が挙げられる。特にHKFRS9に基づく、FVTPLに分類される金融負債は、公正価値が変動することで信用リスクが変動してしまう。この公正価値の変動に伴う公正価値の変動は当期損益には含まれない。本基準の前に採用していたHKAS39では公正価値の変動に伴う公正価値の変動は全額当期損益に含まれる。

HKFRS9は2013年1月1日以降に適用されるが、それ以前の早期適用も認められている。

経営者はHKFRS9は2013年1月1日以降に連結財務諸表に適用するものと考えており、これが適用された場合、連結財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性があるとしている。

HKFRS7—金融商品：開示の改訂においては、金融資産の取引に関する開示がさらに求められている。この改訂では、金融商品が譲渡された後も譲渡人が責任を負う場合についての透明性を高めようという目的で行われた。さらにこの改訂では契約期間を通じて均等に分配されないケースに関する開示も厳格化された。

経営者はこの改訂が連結財務諸表に重大な影響を与えるとは考えていないが、現在有しているものとは異なる金融商品を将来取得した場合、影響が出ることもあり得るとしている。

HKAS24—関連当事者についての開示では、政府関連企業の定義を修正・加筆した。しかし、当社は政府関連企業ではないので、HKAS24の改訂による影響は受けない。

HKAS32—金融商品：表示の改訂では、外貨で計上されている資本ないしは金融負債の発行に伴う義務の定めがある。今日まで、グループでは一切上記のような取引は行っていないため、HKAS32の影響は無い。しかし、今後上記のような取引が発生した場合は、連結財務諸表に重大な影響を与える可能性がある。

HK(IFRIC)-Int 19は資本を発行することにより消滅する負債がある場合の会計処理を明記している。当期まで上記のような取引を行った事実はない。しかし、今後グループが上記のような取引を行った場合は、連結財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性がある。具体的には上記のような資本を発行した場合は公正価値で評価し、負債の簿価との差額は当期損益として認識される。

上記の新しい基準は、先にも記した通り、当期の連結財務諸表に重大な影響は及ぼさない。

HKFRS3の適用は2010年1月1日以降に行われる企業買収の会計処理に影響が出る可能性がある。HKAS27は親会社の子会社に対する所有権の会計処理に影響が出る可能性がある。

HKFRS9—金融資産は2013年1月1日以降の金融資産の新しい分類である。但し2013年1月1日以前に適用することも可能である。HKFRS9に基づけば、HKAS39—金融資産の認識と測定の範疇にある金融資産は償却原価ないしは公正価値で評価されなければならないとされている。特に負債に対する投資で①契約に基づいたキャッシュフローを得ようとしている投資、また②主契約に基づき負債の額面と金利を得るためのキャッシュフローは、通常償却原価で測定される。それ以外の負債に対する投資や資本に対する投資は公正価値で測定する。HKFRS9の適用はグループの金融資産の分類に影響を与える可能性がある。

これに加えて、2009年のHKFRSの更新では、HKAS17—リースは土地借地権に関連して更新された。この更新は2010年1月1日より適用される。但しそれ以前に適用することも可能である。基準の更新前において、借手は土地借地権をオペレーティング・リースに分類し、財政状態計算書上には前払リース料を計上していた。基準の更新により、土地借地権も基準の原則通り、当該資産の費用と便益を借手・貸手のどちらが負担・享受するかを判断するようになった。更新されたHKAS17の適用をしたとしても、グループの土地借地権の分類に影響するかどうかは未定である。

会社の取締役はその他の更新された基準を適用したとしても、財務諸表に重大な影響は及ぼさないと考えている。

### 3. 重要な会計方針

財務諸表は特定の資産及び金融商品の再評価を除き、取得原価主義で作成されている。取得原価は当該資産の公正価値に基づいている。重要な会計方針は下記の通りである。

連結財務諸表は香港公認会計士協会が作成した香港財務報告基準に基づいて作成されている。これに加え、連結財務諸表には香港の会社法上必要とされる全ての開示を行っている。

#### 3.1 連結

連結財務諸表には2010年12月31日現在の支配関係のあるすべての子会社をその範囲に含めている。子会社とはその会社の財務・営業の方針をグループが決定し、その便益を享受できる会社のことを言う。通常グループがある会社を子会社とする場合、通常議決権の過半数を保有していることが必要である。

グループが子会社の支配を獲得した日から、グループの一員となる。支配を失った場合、その日をもってグループから外れる。

子会社や事業の取得があった場合にはパーチェス法を採用している。取得対価は取得した会社の株式の対価として引き渡した認識できる資産の公正価値や発行された株式資本、取得日における引き受けた負債、ならびに取得に直接支出した費用で測定される。企業結合で取得した認識可能な資産や保証した負債は取得日に公正価値で測定され、それ以外は非支配株主持分として分類される。グループの所有割合の公正価値と取得原価の差はのれんとして認識される。取得原価が公正価値よりも低かった場合、当該差額は損益として計上される。

グループ内での取引、取引によって生じた残高、及び未認識の利益は消去される。未認識の損失も資産の減損損失が移転するという証拠が無い限り、全額消去される。子会社の会計方針が違う場合にはグループの方針に合わせて調整している。

会社の財政状態計算書上では、子会社に対する投資は減損損失に備えて取得原価一引当金で計上される。

#### 3.2 外貨建て取引

##### (a) 機能通貨及び表示通貨

グループ各社が財務諸表で用いている通貨単位は当該会社が主な経済的な活動を行っている国・地域の通貨で表示する。これを機能通貨と言う。連結財務諸表は香港ドルを機能通貨として表示している。

##### (b) 取引及び残高

外貨建て取引を行った場合、取引が行われた日の為替レートをを用いて機能通貨に換算替えされる。このような取引で生じる換算替損益や期末における外貨建て金融資産・金融負債の換算替えに伴う換算差損益は損益に認識される。但し、ヘッジ契約を結んでいた場合は、その限りではない。

公正価値で評価される非貨幣性資産で生じた為替換算損益は公正価値に含めて損益を認識する。公正価値で評価されない非貨幣性資産で生じた為替換算損益は資本項目として計上される。

##### (c) グループの会社

ハイパーインフレーションにおかれている国の機能通貨としていない場合を除き、グループ内で親会社と異なる通貨を機能通貨としている場合がある。この際各社の財政状態計算書を親会社と同じ表示通貨に換算する方法は以下の通りである。

①資産・負債を期末日の換算レートで換算替えをする。

②収益・費用は期中の平均レートをを用いて換算替えをする。但し、もし期中平均レートが合理的に算定できない等妥当でない場合は、取引が行われた日のレートをを用いる。

③全ての換算替えによって生じた差額は資本項目に別の勘定を設けて計上する。

連結において、外国企業に対する純投資、並びに他の通貨を用いたヘッジ取引に係る損益は資本の部に計上する。外国での取引が売却された場合、当該為替換算差額は売却に伴う損益に加算される。

外国企業の買収により生じたのれんは外国企業の資産・負債として認識され、決算日の為替レートで換算される。

### 3.3 有形固定資産

全ての固定資産は取得原価から償却及び減損累計額を控除して記載される。取得原価には当該資産を取得するのに直接必要だった支出が含まれる。

その後発生する支出は資産の帳簿価格に加算されるか、又は別建ての資産として計上される。この場合、当該支出を合理的に見積もることが出来、かつ将来の経済的便益がグループに流入する可能性が高い場合に限られる。それ以外の修繕費は発生した会計期間に費用として認識される。

減価償却は定額法に基づき、その耐用年数にわたって償却される。

工具器具備品・・・20%

コンピューター機器・30%

自動車・・・・・・20%

リース資産・・・・・・20%

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は将来の見通しに従ってその変動を検討している。

資産の帳簿価額が回収可能価額を下回った場合、資産の帳簿価額は回収可能価額まで直ちに減額される。

除却によって生じた損益は除却により生じた収入と帳簿価額を比較し、一般管理費として当期損益に計上する。

### 3.4 金融資産以外の減損

耐用年数が定められていない資産は償却及び毎年の減損テストを行う必要はない。償却の対象になる資産は、帳簿価額を回収できない可能性があるかと判断した場合、減損の可能性を判断しなければならない。減損損失が認識されるのは資産の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合である。回収可能価額は売却価値から売却にかかる費用を差し引いた金額と使用価値のいずれか高い金額になる。使用価値の算定において、将来キャッシュフローは、現金の時間価値に関する現在の市場での評価及び当該資産特有のリスクを反映した財引前の割引率を用いて、現在価値に割引かれる。減損を行う際、最小の現金生成単位でグルーピングされる。のれんを除いて金融資産以外の資産に関しては減損損失が結果として回復した場合には、帳簿価額は回収可能価額まで戻すことができる。

### 3.5 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の短期投資等の、容易に換金可能でありかつ価値の変動について僅少リスクしか負わないものを含めている。当座貸越は財政状態計算書上では流動負債に分類される。

### 3.6 所有者持分

普通株式は所有者持分に分類されている。

### 3.7 税金

法人税等は、当期の税金と繰延税金資産・負債から構成されている。

当期の法人税等は、当期の課税所得に基づき計算される。課税所得は、連結包括利益計算書で報告された利益とは異なる。これは、当期の連結包括利益計算に含まれる項目であっても、課税所得の計算においては他の期において加算調整ないしは減算調整されるものが存在したり、いずれの期においても課税所得計算の対象とはならない項目が含まれていたりするためである。連結グループの当期の法人税等は、財務報告期間末日時点において既に制定されているか、または財務報告日付までに実質的に制定された税率を用いて計算される。

繰延税金資産・負債は、資産負債法に基づき、連結財務諸表における資産及び負債の帳簿価額と課税所得計算上の資産及び負債の金額の相違に関して認識された一時差異について計上される。繰延税金負債は通常、すべての課税対象の一時的な違いについて認識される。これに対し、繰延税金資産は将来において将来減算一時差異を上回る課税所得の発生が合理的に見込める範囲において計上される。のれんに関する一時差異や課税所得にも会計上の利益にも影響を及ぼさない取引から生じる一時差異については、繰延税金資産や繰延税金負債は認識されない。

グループが一時差異を解消させることを管理することができる、そして、一時差異が予見できる将来に解消しない可能性が高い場合を除き、繰延税金負債は子会社への投資に関して起こっている税金の一時的差異を認識する。

繰延税金資産の全部または一部を取り崩して課税所得が無くなるまで、繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、減額される。

繰延税金資産・負債は、負債が決済され、あるいは資産が実現された期間に適用される税率で計算される。

資本に直接計上される繰延税金項目以外の繰延税金は、損益として認識される。資本に直接加算ないし減算される場合には、資産で処理される。

### 3.8 引当金

環境上の原状復帰、リストラ費用及び法律上の義務を引当金として計上する場合は、グループが過去の出来ごとに基づき法的に現在争いがある、ないしは推定的債務に基づく義務がある場合で、金額を合理的に見積もることが出来る場合に限る。リストラ費用に関連する引当金としては、リースの中途解約に関する違約金や従業員の解雇費用が挙げられる。引当金は将来の営業損失に対しては計上出来ない。

類似した義務が複数ある場合、義務のレベルを評価することで、一つのものとしてとらえることが出来る。引当金は過去の事象に起因して発生した債務が現在ある場合で、当社グループがその債務を履行する可能性が高く、その金額が合理的に見積もれる場合に計上される。この金額は期末日現在においてその債務に係るリスクや不確実性を考慮し、最善の見積をおこなって算定する。引当金は現在において発生していると思われる債務に係るキャッシュフローの現在価値により算定する。一つ一つは金額が僅少であっても、それを一つにまとめた場合に金額が大きくなると、引当金として認識することになる。

### 3.9 従業員給付

#### (a)退職金制度

強制退職積立金制度（「MPF 制度」）に参加する資格がある従業員の為に、グループ企業は、強制退職積立金制度法に基づく、同制度に拠出金を拠出する。拠出金は MPF 制度によって必要に応じて従業員の基本給または最大の義務的な拠出金の割合に基づいて計算され、MPF 制度の原則に従って支払われ、損益に影響する。

MPF 制度の資産は、独立して管理されているファンドで別途の形態で保有されている。

MPF 制度の原則に従い、雇用主の任意の拠出金は、従業員が拠出金が完全に帰属する前に仕事をやめる場合企業に払い戻されるが、その場合を除いて MPF 制度に拠出する場合、雇用主拠出金は従業員に完全に帰属する。

#### (b)休暇制度

年次休暇及び永年勤続休暇の権利が従業員に発生するとき、引当金が認識される。推定される年次休暇及び永年勤続休暇に対する負債が多額であれば財務報告日付までに従業員の勤務の結果として引当金が引き当てられる。

病欠及び出産・育児休暇の権利は、休暇発生の時まで認められない。

### 3.10 棚卸資産

棚卸資産は低価法で評価される。原価は先入先出法で決定される。正味実現可能価額は通常のビジネスでの売価から販売に伴う費用を差し引いたものである。

### 3.11 収益の認識基準

収益は商品の販売や役務の提供の公正価値、付加価値税、リベート及び割引を差し引いた金額及びグループ内に対する販売を控除したものである。収益は以下の様に認識される：

#### (a)商品の販売 - 卸売

商品の販売はグループ企業が顧客に商品を引き渡し、顧客は商品の受領を受け入れ当該売掛債権の回収が合理的に確認された時に認識される。

#### (b)利息収入

実効金利法を使用し期間配分基準で認識される。

#### (c)コンサルティング手数料

コンサルティング手数料は役務が提供された時に認識される。

### 3.12 リース

リースはリース条件が実質的に全てのリスクと経済的便益を借手に移転される場合はファイナンス・リースと分類される。他の全てのリースは、オペレーティング・リースに分類される。

#### (a)グループが貸手になる場合

ファイナンス・リースの借手から得るリース料はグループのリースへの投資へ純額で表示される。ファイナンス・リースに伴う収益はリース期間に按分される。

#### (b)グループが借手になる場合

オペレーティング・リースのリース料は、リース契約の期間中、定額法を用いて損益に影響を与える。オペレーティング・リースを契約しようとするメリットは、定額法でリース期間の間、リース料を経費として認識出来ることが挙げられる。

### 3.13 関連会社

関連会社とは、会社の取締役または会社に関連した者が直接、または間接的に保有している、ないしは当該企業の決定に対して重要な影響力を及ぼすことが可能な会社のことである。

### 3.14 金融商品

金融資産及び金融負債は契約条項に従って貸借対照表に計上される。金融資産及び金融負債は当初公正価値で評価される。金融資産の取得ないしは金融負債の発行に直接関連した取引費用は、金融資産ないしは金融負債の金額に当初認識の段階で加算、ないしは控除される。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産・金融負債に関連する取引費用は直ちに当期の損益として認識される。

#### (a) 金融資産

金融資産は以下の区分によって評価する；

FVTPL；純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

LAR；貸付金及び債権

AFS；売却可能金融資産

上記の分類は商品の性質と保有目的に従い取得時に決定する。通常の取得・売却の場合、取引日に取得・売却の認識をします。

#### (b) 実効金利法

実効金利法とは債務証券の償却原価を決定するため、もしくは受取利息と支払利息を各期に配分するための計算方法を言う。実効金利とは当該資産の有効期間における割引率となる。評価損益は実効金利法に基づいて計算された公正価値に基づいて損益に影響を及ぼす。

FVTPLに分類されるもの以外の債務証券に関する収入は実効金利法を用いて認識する。

#### (c) LAR；貸付金及び債権

売掛金及び貸付金、その他の売掛債権はそれを売買するためのマーケットが存在せず、決められた日付に支払を受けるものを分類している。その評価は実効金利に基づき、減損損失を加味した償却原価法を用いて評価されている。

#### (d) AFS；売却可能金融資産

一部の株式または債券は AFS として分類され、公正価値により評価されている。公正価値の変動から生じた損益は減損等を除いて包括利益に計上される。

実際の市場で公表市場価格が無く、公正価値が正確に測定不能な売却可能金融資産及び付随するデリバティブは所得原価から期末日の減損金額を差し引いて評価する。

#### (e) 金融資産の減損

損益を通じて公正価値で評価される金融資産以外については、期末日において減損の兆候があるかどうか判断される。金融資産の減損は将来のキャッシュフローが取得後に変化したことを受けて行われる。

売却可能金融資産は、公正価値が長期にわたって下落、もしくは著しく下落した場合には減損の兆候があるとされる。

金融資産の明らかな減損の兆候には以下が含まれる。

- ・発行者または相手先の著しい財務内容の悪化
- ・利子及び元本の不履行及び遅延
- ・貸出先が倒産、ないしは会社再編を行う可能性がある場合
- ・当該金融資産に関連する市場が閉鎖された場合

ある金融資産、例えば売掛金のような勘定については個別に減損を検討するのではなく、全体として検討することがある。これらは、過去の回収率や滞留債権の状況、昨今の経済状況を加味して算定される。

償却原価で記帳される金融資産の場合、減損される金額は簿価とその金融資産の実効金利で割り引かれた将来のキャッシュフローの現在価値との差額である。

取得原価で記帳される金融資産の場合は、減損金額は簿価と類似金融資産の現在の市場金利で割り引かれた将来のキャッシュフローの現在価値との差額である。

減損があった場合、引当金を計上して帳簿価額を減らしていた場合を除き、帳簿価額から直接切り捨てられる。それ以降の回復は引当金に対してなされる。帳簿価額の変動は損益を通じてなされる。

売却可能金融資産が減損していると思われる場合には、以前から包括利益に累積している評価損益が損益に影響を与えることになる。

売却可能資産としての株式を除き、決算日後の後発事象により減損損失の一部が戻される場合でも、上限は従来の帳簿価額が限度となる。それを超える戻入は行わない。減損損失の金額の戻入は行わない。

(f) 金融負債及び所有者持分

グループが発行する金融負債及び所有者持分は契約の内容と、金融負債及び所有者持分の経済的実態に従い分類される。

(g) 所有者持分

所有者持分とは、投資家所有企業の持分、及び相互会社の所有者、構成員又は参加者の持分を意味する。

(h) その他の金融負債

その他の金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定される。

(i) 実効金利法

実効金利法とは金融負債の償却原価を決定するため、もしくは支払利息を各期に配分するための計算方法を言う。実効金利と金融負債の将来におけるキャッシュフローの割引額を計算する額と一致する。利息費用は、金融負債が FVTPL に分類されている場合を除き、実効金利法に基づき認識される。

(j) 認識の中止

当社グループが金融資産の消滅を認識するのは、資産から生じるキャッシュフローを得る契約上の権利が消滅した場合、もしくはリスクと経済価値が他に移転したときである。リスクと経済価値が完全に移転していない場合には、支配している部分については引き続き認識し続ける。当社グループがすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、当該資産を認識し続けるとともに、受け取る収益のための担保付きの借入金を認識する。企業は、金融負債が消滅した時、即ち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、かつ、その時に限って、財政状態計算書から金融負債（又は金融負債の一部）を除去しなければならない。

3.15 継続企業

期末日において債務超過であるにもかかわらず、主要な株主が増資を行っているので、財務諸表は継続企業を前提に作成されている。

## 4. 金融商品

### 4.1 金融商品の分類

#### 金融資産

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
売却可能金融資産		
上場持分株式	3,988,523	3,988,523
非上場持分株式	12,094,406	12,826,212
	16,082,929	16,814,735
ローン及び売掛債権		
売掛金及びその他の債権	131,510	153,390
預け金及び前受金	1,651,471	1,643,292
取締役への貸付金	—	1,618,481
関連会社への貸付金	400,498	82,880
持株会社への貸付金	6,800,000	7,800,000
関連当事者への貸付金	1,500,000	1,500,000
現金及び預金	1,589,927	9,232,523
	12,073,406	22,030,566
金融負債		
償却原価		
買掛金及びその他債務	1,377,245	1,709,386
未払費用	881,995	1,317,876
取締役からの借入金	66,154	23,366
関連会社からの借入金	56,746	236,465
無担保借入金	20,574,692	29,435,000
当座借越	—	2
ファイナンス・リース債務	96,170	—
	23,053,002	32,722,095

### 4.2 金融リスク管理 対象及び方針

グループの主要な金融商品は売却可能投資、売掛金及びその他売掛債権、関連当事者からの受取、その他の金融資産、銀行預金残高及び現金、買掛金及びその他営業債務、関連当事者への支払である。これらの金融商品の詳細は、それぞれの注記で開示されている。

グループの活動は、様々な金融リスクに晒されている：具体的には市場リスク（通貨リスクと金利リスクを含む）、信用リスクと流動性リスクである。これらのリスクを軽減する方法に関する方針は、以下で述べている。経営陣は、適切な案が適時かつ効果的な方法で実行されるのを確保するために、これらのリスクに晒されている時間を管理し、モニターする。グループは、外国通貨為替レートと金利の変化に関してそのリスク・エクスポージャーをヘッジするために、デリバティブの金融商品を用いなかった。

金融商品に関するグループのエクスポージャーのタイプや、リスクを管理し、計測する方法に変化は無かった。

(a) 為替リスク

グループは、営業の機能通貨以外の通貨建ての売上及び仕入を通して主に外国為替リスクに晒されている。このリスクを高めているのは主として日本円である。

グループは、外貨取引、資産と負債に関して現在外貨をヘッジする方針が確立されていない。

グループは注意深くその外貨エクスポージャーをモニターし、重大な外国通貨エクスポージャーをヘッジする必要性が発生することを熟慮する。以下の表では、グループの機能通貨以外の通貨建ての認識された資産または負債から生じている為替リスクの、財務報告日付のグループのエクスポージャーを詳述する。

(日本円)	2010年 HK\$	2009年 HK\$
無担保借入金	20,574,692	29,435,000
為替リスク	20,574,692	29,435,000

以下の表は、グループが各財務報告日付で外国為替レートが変動した場合の、年度の（及び累積損失）グループの損失の変化の概略を示す。その他の資産の構成要素は、外国為替レートの変化に影響を受けない。

2010 増加/(減少)		2009 増加/(減少)	
外国為替レート	年度決算への影響	外国為替レート	年度決算への影響
5%	(1,028,735)	5%	(1,471,750)
(5%)	1,028,735	(5%)	1,471,750

上記の感度分析は、外国為替レートの変化が財務報告日に発生し、その日付に全てのその他の変数、特に金利は一定のままであると仮定して、算定した。記載された変化は翌財務報告日までに起こり得る外国為替レートの変化の経営陣の予想を示しており、同様の分析は2009年にも行われた。

(b) 信用リスク

グループは、期日までに相手方が全額を支払うことができないというリスクである、信用リスクに晒されました。信用リスクは、主としてグループの「ローン及び売掛債権」から生じる。グループは、相手方を厳選することによって、信用リスクに晒されるのを防いでいる。取締役の意見では、売掛金及びその他の受取債権に関する信用リスクは低いとしている。

(c) 流動性リスク

グループの方針として持株会社の支援が受けられるように、短期長期の流動性要件に適合する様に十分な現金残高を確保している。

以下の表はグループの財務負債の財務報告日付時点での満期までの残りの契約期間を詳述している。

	2010年		2009年	
	帳簿価額 HK\$	契約ベースでの 割引前キャッシュ フロー合計 HK\$	帳簿価額 HK\$	契約ベースでの 割引前キャッシュ フロー合計 HK\$
買掛金及びその他債務	1,377,245	1,377,245	1,709,386	1,709,386
未払費用	881,995	881,995	1,317,876	1,317,876
取締役に対する借入金	66,154	66,154	23,366	23,366
関連会社に対する借入金	56,746	56,746	236,465	236,465
無担保借入金	20,574,692	20,574,692	29,435,000	29,435,000
当座借越	-	-	2	2
ファイナンス・リース債務	96,170	96,170	-	-
	23,053,002	23,053,002	32,722,095	32,722,095

上記の債務は、全て2009年及び2010年12月末現在における割引前キャッシュフローで、いずれも1年以内に期日が来る要求払いである。

(d) 将来キャッシュフロー及び公正価値算定上の利子率に関するリスク

グループは現金・預金、並びに無担保ローンに関する利子率の変動のリスクに晒されている。金利の上昇は、現在借りている変動金利の借入に関する金融費用を増額させ、新たに借り入れようとした場合の金融費用を上昇させる。グループは、上記の期間の間に金利リスクを管理するために、デリバティブ商品を使用したことはない。

(i) 金利概観

	2010年		2009年	
	実効金利 %	金額 HK\$	実効金利 %	金額 HK\$
固定レート 借入 - 無担保借入金	10%	20,574,692	10%	29,435,000

(ii) 感応度分析

2010年12月31日に、金利を全般的に1%増変動させたとした場合、他の条件を一定としたら、約HK\$205,747(2009年:HK\$294,350)グループの税引き後及び累計の損失が増加/減少する。資産の他の構成要素は、金利の変化の影響を受けない。

上記の感応度分析は、金利の変化が財務報告日付に実施され、その日付時点で現存している金融商品に影響を与える金利リスクを考慮して分析された。

1%の増加または減少は、次の財務報告日付までの期間の間の金利に関しての経営者の合理的な判断を含んでいる。

4.3 キャピタルリスク管理

グループの目的は、資本を管理し継続企業として存続することである。そして株主に利益を与え続けることができるように、他の投資家(十分な利益を株主に提供する事及び)のために利益を得る。

当社グループは利害関係者への利益還元を最大化するために最適な負債及び資本構成を構築するために十分な対応を行っている。

#### 4.4 公正価値評価

帳簿価額から売掛金・買掛金の減損引当金を控除した値が金融商品の公正価値に近いとされる。

企業内容の開示のために金融負債の公正価値は、類似した金融商品を用いてグループが利用できる現在の市場金利で将来の約定キャッシュフローを割引することによって推定される。

#### 5. 重要な判断及び不確実性の見積もり

HKFRS を適用するにあたり、重要な判断及び不確実性を見積もりを含むことがある。これらの会計上の見積もりや判断は過去の経験やその他の事項に基づき、随時見直しを行っている。以下は財務諸表作成に当たり行った重要な判断及び不確実性を見積もりである。

##### (a) 法人税

グループは香港の法人税法の適用を受けている。法人税の重要な判断及び不確実性を見積もりが含まれている。ビジネスを行っている最中は、将来の税率を正確に把握することは出来ない。グループは繰延税金負債を香港の税率に則り見積もっている。そのため、税率の変更があった場合は、修正が必要になる。

##### (b) 減価償却

グループの 2010 年 12 月 31 日現在の固定資産の帳簿価額は HK\$5,023,033 であった。グループの固定資産は定額法に基づき 3~5 年で償却している。予想される耐用年数は当該固定資産からもたらされる効用に関する経営者を見積もりを含んでいる。

#### 6. 収益

売上とは提供したサービスの価値から割引額を控除したものである。

グループの売上高と他の収益は以下の通りである。

	2010 年 HK\$	2009 年 HK\$
売上高	31,547,812	6,381,679
他の収益		
銀行からの預金利息	87	93
子会社売却に伴う収益	54,460	—
受取利息	300,000	—
各種収益	15,408	51,567
	369,955	51,660
収益 合計	31,917,767	6,433,339

#### 7. ファイナンスコスト

	2010 年 HK\$	2009 年 HK\$
銀行への利息費用	40	59
銀行への支払手数料	23,310	26,829
クレジットカード手数料	48,042	17,468
無担保借入金に係る利息費用	2,689,696	907,819
	2,761,088	952,175

## 8. 税引前当期損失

税引前当期損失は以下のように算定される。

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
以下のものを合算して算定される。		
監査人報酬	100,000	93,000
棚卸資産評価損	3,700,474	1,701,155
減価償却費	1,683,111	980,917
売却可能有価証券売却損	—	638,968
為替差損—純額	3,769,138	204,852
会員権売却損	—	60,000
固定資産売却損	16,983	—
予備費	21,010	—
減損損失引当金繰入額	731,806	—
オペレーティング・リース料	4,430,325	1,603,636
従業員給付	9,257,451	3,915,472
固定資産除却損	—	200,055

### 従業員給付（取締役の報酬を含む）

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
給料、賞与	8,893,466	3,776,919
退職給付債務への支出	189,264	54,372
社会保障費	174,721	84,181
	9,257,451	3,915,472

## 9. 税金費用

(a) 利益算定上、香港の実行税率は16.5%である。

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
香港		
当期の損益に含まれる税金	441,817	145,414

(b) 今期の損失と税金は以下のように分析される。

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
税引前当期純損失	(2,387,117)	(9,543,798)
当期税率16.5% (2009年16.5%)	(393,874)	(1,574,727)
非課税項目	(9,017)	(6,583)
税金費用から控除できない項目	1,504,337	487,316
減価償却費の違いによる一時差異	(83,321)	(66,374)
未認識の税金費用	(576,308)	1,305,782
税金費用	441,817	145,414

## (c) 財政状態計算書上の税金

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
前期繰越	145,414	—
当期税金費用	441,817	145,414
次期繰越	587,231	145,414

時間差に関して重要性が無いので、繰延税金資産／負債は計上していない。

## 10. 取締役の報酬

会社法に基づく取締役の報酬は以下の通りです。

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
報酬	—	—
その他の報酬	2,610,000	1,200,000

## 11. 有形固定資産一連結

	機械工具 HK\$	コンピューター HK\$	車両 HK\$	リース資産 HK\$	合計 HK\$
原価					
2009/1/1	589,700	37,340	1,799,000	276,530	2,702,570
増加	4,541,312	40,169	0	1,133,991	5,715,472
除却	(84,683)	0	0	(276,530)	(361,213)
2010/1/1	5,046,329	77,509	1,799,000	1,133,991	8,056,829
増加	429,340	55,049	629,942	18,500	1,132,831
除却	(25,000)	0	(1,799,000)	0	(1,824,000)
2010/12/31	5,450,669	132,558	629,942	1,152,491	7,365,660
減価償却累計額及び減損損失累計額					
2009/1/1	194,132	14,079	599,667	60,896	868,774
増加	495,901	13,210	359,800	112,006	980,917
除却	(44,955)	0	0	(116,203)	(161,158)
2010/1/1	645,078	27,289	959,467	56,699	1,688,533
増加	1,259,912	30,209	164,957	228,033	1,683,111
除却	(9,584)	0	(1,019,433)	0	(1,029,017)
2010/12/31	1,895,406	57,498	104,991	284,732	2,342,627
帳簿価額					
2009/12/31	3,555,263	75,060	524,951	867,759	5,023,033
2010/12/31	4,401,251	50,220	839,533	1,077,292	6,368,296

固定資産の合計額 HK\$5,023,033 のうち、HK\$113,870 (2009年はゼロ) はファイナンス・リースで取得した資産であった。当該固定資産の減価償却費はHK\$1,930であった (2009年はゼロ)。

## 12. 有形固定資産一個別

	機械工具 HK\$	コンピューター HK\$	車両 HK\$	リース資産 HK\$	合計 HK\$
原価					
2009/1/1	589,700	37,340	1,799,000	276,530	2,702,570
増加	332,259	40,169	0	1,133,991	1,506,419
除却	(84,683)	0	0	(276,530)	(361,213)
2010/1/1	837,276	77,509	1,799,000	1,133,991	3,847,776
増加	127,555	55,049	629,942	18,500	831,046
除却	(25,000)	0	(1,799,000)	0	(1,824,000)
2010/12/31	939,831	132,558	629,942	1,152,491	2,854,822
減価償却累計額及び減損損失累計額					
2009/1/1	194,132	14,079	599,667	60,896	868,774
増加	138,303	13,210	359,800	112,006	623,319
除却	(44,955)	0	0	(116,203)	(161,158)
2010/1/1	287,480	27,289	959,467	56,699	1,330,935
増加	170,004	30,209	164,957	228,033	593,203
除却	(9,584)	0	(1,019,433)	0	(1,029,017)
2010/12/31	447,900	57,498	104,991	284,732	895,121
帳簿価額					
2010/12/31	491,931	75,060	524,951	867,759	1,959,701
2009/12/31	549,796	50,220	839,533	1,077,292	2,516,841

固定資産の合計額 HK\$1,959,701 のうち、HK\$113,870 (2009 年はゼロ) はファイナンス・リースで取得した資産であった。当該固定資産の減価償却費は HK\$1,930 であった (2009 年はゼロ)。

### 13. 子会社に対する投資—個別

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
非上場会社—原価評価	2,525,601	2,535,600
価値の下落に対する引当金	(2,525,601)	(900,000)
	1,635,600	1,635,600

以下の表は2009年12月31日現在に保有している子会社である。

会社名	登記された箇所と 会社形態	主たる活動と活動 地域	株式の発行形態	持分
Wealth Sky Asia Limited	香港 株式会社	今期会社は休眠状 態だった 香港	一株当たり HK\$1 で 普通株式 10,000 株	期中に売却
Master Rise Corporation Limited	香港 株式会社	飲食の備蓄 香港	一株当たり HK\$1 で 普通株式 4,000,000 株 及 び、一株当たり HK\$5 で優先株式 1,000,000 株	50%
Sure Capital Investment Limited	香港 株式会社	金融サービス 香港	一株当たり HK\$1 で 普通株式 10,000 株	100%
RH CSK value Up One Limited	香港 株式会社	今期会社は休眠状 態だった 香港	一株当たり US\$1 で 普通株式 1,000 株	100%
RH Insigno Value Up One Limited	香港 株式会社	今期会社は休眠状 態だった (*) 香港	一株当たり US\$1 で 普通株式 1,000 株	100%
Traveller Value Up Limited	香港 株式会社	今期会社は休眠状 態だった 香港	一株当たり US\$1 で 普通株式 1 株	100%

上記の会社はいずれも South China CPA Limited 社は監査を行っていない。

(\*) ; 2011年4月8日に清算済

### 14. 会員権に対する投資—連結と会社

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
会員権—原価評価	860,000	860,000

### 15. 売却可能有価証券 - 連結

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
上場株式—公正価値で評価		
申込日時点	3,988,523	4,627,491
評価替えによる損失		(638,968)
上場株式帳簿価額	3,988,523	3,988,523
未上場株式—原価評価		
原価評価	12,826,212	12,826,212
減損損失	(731,806)	—
	12,094,406	12,826,212
合計	16,082,929	16,814,735

上場株式は、シンガポールで上場している企業によって発行されたものである。毎期末において公正価値で評価されている。

日本円建ての以下の投資は、売却可能有価証券に含まれる。

未上場持分証券に付いていけば、グループは劣後株式に対して1.22%の持分があり、日本で設立されたACA投資合同会社によって管理されている。

2009年9月28日にACA投資合同会社とグループとの間で締結された劣後匿名組合契約によるとグループは資本への出資比率に比例して、ACA投資匿名組合の損益を分配される。なお、グループにはACA投資匿名組合の負債に対する責任がなく、ACA投資匿名組合の活動に影響を与える権利はない。契約は2014年9月30日が期限である。

ACA投資合同組合の2010年12月31日の監査済財務諸表に基づくと、ACA投資合同組合は619,086,292円の純損失があった(2009年は332,978,402円の純損失)。このうち当社グループに帰属する部分は5,514,036円(2009年は2,965,754円)であった。

#### 16. 売却可能有価証券—会社

上場株式—公正価値で評価	2010年 HK\$	2009年 HK\$
申込日時点	4,627,491	4,627,491
評価替えによる損失	(638,968)	(638,968)
上場株式の帳簿価額	3,988,523	3,988,523

当該株式はシンガポールに上場している会社の株式である。毎期末において公正価値で評価されている。

#### 17. 棚卸資産—連結

棚卸資産の内容	2010年 HK\$	2009年 HK\$
飲食物の棚	70,641	92,782

#### 18. 売掛金及びその他営業債権

	グループ		会社	
	2010年 HK\$	2009年 HK\$	2010年 HK\$	2009年 HK\$
その他営業債権	131,570	153,390	120,959	56,460
前払金	1,651,471	1,643,292	458,655	549,758
	<u>1,783,041</u>	<u>1,796,682</u>	<u>579,614</u>	<u>606,218</u>

#### 19. 取締役に対する貸付

取締役の名前	Shu Taiho
貸付の要件	
— 支払期限	定めなし
— 利率	定めなし
— 担保	定めなし
2010年1月1日	HK\$1,618,481
2010年12月31日	0
今期中最大の金額	HK\$1,618,481

## 20. 関連会社に対する貸付—連結

関連会社に対する貸付は、以下のようになっている。

関連会社の名称	Redhorse Co., Ltd.	RH Insgno Co., Ltd.	Wealth Sky Asia Ltd.	RH Traveler Corp.
関連会社の役員の 名称	Shu Taiho	Shu Taiho	Shu Taiho	Shu Taiho
貸付の要件				
支払期限	定め無し	定め無し	定め無し	定め無し
利率	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ
担保	定め無し	定め無し	定め無し	定め無し
残高				
2010/1/1	HK \$ 82,880	0	0	0
2010/12/31	HK\$ 133,235	HK\$ 132,103	HK\$ 59,510	HK\$ 75,650
今期中最大の金額	HK\$ 133,235	HK\$ 132,103	HK\$ 59,510	HK\$ 75,650

## 21. 持株会社への貸付

持株会社に対する貸付は無担保、無利息であり、特段支払期限は定められていない。

## 22. 関連当事者への貸付

関連当事者の名称	Yoshiyuki Sekiuchi	Gaku Morisawa
貸付の要件		
—支払期限	2011年6月4日	2011年6月4日
—利率	なし	なし
—担保	なし	なし
2010年1月1日	HK\$1,000,000	HK\$500,000
2010年12月31日	HK\$1,000,000	HK\$500,000
今期中最大の金額	HK\$1,000,000	HK\$500,000

## 23. 買掛金及びその他の営業債務

	連結		会社	
	2010年	2009年	2010年	2009年
	HK\$	HK\$	HK\$	HK\$
買掛金及びその他営業債務	1,377,245	1,709,386	0	0
未払費用	881,995	1,317,876	796,625	1,291,296
	2,259,240	3,027,262	796,625	1,291,296

## 24. 取締役、関連会社及び持株会社への債務

取締役、関連会社及び持株会社への債務は無担保無利息であり、返済条件の定めはない。

## 25. 子会社への債権

子会社への債権は無担保無利息で返済条件の定めがない。

## 26. 子会社への債務

子会社への債権は無担保で、貸付利率が年率10%で1年以内に返済される。

## 27. 所有者持分

	2010年	2009年
	HK\$	HK\$
発行済株式：-		
7,075,000 普通株 1株当たり HK\$1.-	7,075,000	7,075,000

## 28. 無担保ローン借入

無担保ローン借入は利率年利 10% で、1 年以内に返済される。

## 29. ファイナンス・リースに基づくリース債務

	2010 年 HK\$	2009 年 HK\$
ファイナンス・リース		
一年以内返済	19,560	—
一年超版際	76,610	—
固定負債	96,170	—

ファイナンス・リースに係るリース債務の支払いは全額 2015 年までに完了する予定である。

## 30. 子会社の売却

グループは今期子会社である Wealth Sky Asia Limited 社を関連会社に売却した。売却日における負債構成は以下の通りである。

	HK\$
処分された負債	
未払費用	(4,000)
その他負債	(40,460)
	(44,460)
売却益	54,460
	10,000
対価	
関連会社からの未収金	10,000

## 31. オペレーティング・リース - 連結及び個別

2010 年 12 月 31 日現在のオペレーティング・リースに関する債務である。

	連結		個別	
	2010 HK\$	2009 HK\$	2010 HK\$	2009 HK\$
一年以内	3,617,568	4,258,008	1,210,752	1,210,752
一年超五年以内	1,731,468	5,348,976	807,168	2,017,920
	5,349,036	9,606,984	2,017,920	3,228,672

## 32. 報告日以後に発生した重要な後発事象

2011 年 1 月 10 日に会社は 15,000,000 円で Macromill China の株式の 20% を取得した。

2011 年 3 月 16 日にグループは運転費用が高んだため一店舗閉鎖した。閉鎖に伴う費用が発生する。

2011 年 4 月 8 日に子会社の RH Insgno Co., Ltd. は清算した。

2011 年 6 月 14 日に Redhorse Associates Co., Limited 社の株式 500 株を 35,200,000 円で取得した。

## 33. 関連当事者取引—会社

会社と子会社の間で以下の取引が行われた。

	2010 年 HK\$	2009 年 HK\$
金利の支払い	2,690,199	907,819
コンサルティング収入	330,395	—

### 34. 親会社

香港で設立された H&R Group Limited が持株会社であり親会社である。

#### ●2010年12月31日現在の損益勘定の詳細

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
役務収益	19,844,254	862,149
その他収益		
銀行利息収益	54	64
為替差益、純額	0	63,290
利息収入	300,000	11,836
雑収入	11,103	51,547
	311,157	126,737
	20,155,411	988,886

	2010年 HK\$	2009年 HK\$
一般管理費		
會計手数料	15,600	5,330
広告費	0	5,207
監査人報酬	52,000	55,000
貸倒損失	0	31,495
新聞図書費	14,519	5,990
ビル管理費	222,071	119,817
登記費	450	450
清掃費	8,997	157
コンピューター運営費	0	3,260
コンサルティング費用	535,814	28,928
減価償却	593,203	623,319
役員報酬	2,610,000	0
水道光熱費	29,784	14,085
接待交際費	628,353	738,859
為替差損、純額	3,768,218	0
保険	88,979	71,790
弁護士及び専門家費用	475,651	365,335
国内交通費	18,637	30,987
固定資産売却損	16,983	0
会員権売却損	0	60,000
売却可能有価証券評価損	0	638,968
車両維持費	94,667	92,118
退職積立金制度拠出金	36,244	12,428
事務用品費	5,778	14,286
国外出張旅費	1,726,172	1,028,710
郵便料	15,392	9,019
印刷及び文房具	74,526	17,961
子会社投資評価減引当金	1,625,601	900,000
賃借料	1,275,699	501,949
修繕維持費	76,478	16,216
給料賃金	2,242,438	2,239,240
秘書手数料	4,657	486
従業員報酬	12,922	49,961
従業員福利厚生	76,917	10,149
印紙税	0	2,842
購読料	20,958	19,900
諸雑費	14,785	16,568
税務サービス料	7,000	7,000
通信費	222,801	226,904
訓練費	140,360	6,000
子会社投資償却	0	41,750
有形固定資産償却	0	200,055
	16,752,654	8,212,519

	<u>2010 年</u> <u>HK\$</u>	<u>2009 年</u> <u>HK\$</u>
<u>財務費用</u>		
<u>銀行支払利息</u>	<u>24</u>	<u>56</u>
<u>銀行手数料</u>	<u>4,445</u>	<u>14,767</u>
<u>支払利息</u>	<u>2,690,199</u>	<u>932,663</u>
	<u>2,694,668</u>	<u>947,486</u>
	<u>19,447,322</u>	<u>9,160,005</u>
<u>税引前損失</u>	<u>708,089</u>	<u>(8,171,119)</u>
<u>前期繰越損失</u>	<u>(12,018,037)</u>	<u>(3,846,918)</u>
<u>当期繰越損失</u>	<u>(11,309,948)</u>	<u>(12,018,037)</u>

## 第5【対象者の状況】

### 5【その他】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

対象者は平成23年10月25日付で「業績予想の修正及び投資有価証券評価損に関するお知らせ」を以下のとおり発表しております。

(対象者による発表内容)

※以下の発表文中において「当社」とあるのは対象者をいいます。

#### 業績予想の修正及び投資有価証券評価損に関するお知らせ

最近の業績動向を踏まえ、平成23年5月6日に公表した業績予想を下記の通り修正いたしましたのでお知らせいたします。

また、「その他有価証券」に区分される保有有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復があると認められないものについて、平成24年3月期第2四半期において減損処理による投資有価証券評価損を計上する必要が生じたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 平成24年3月期 個別業績予想の修正等

(1) 第2四半期(累計) (平成23年4月1日～平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
					円 銭
前回予想 (A)	5,200	△180	△200	△215	△28.98
今回修正 (B)	5,500	60	39	△106	△14.37
増減額 (B-A)	300	240	239	109	
増減率	5.8%	—	—	—	
(ご参考) 前期第2四半期 実績 (平成23年3月期第2 四半期)	6,239	244	226	172	23.21

#### (2) 修正理由

当第2四半期累計期間につきましては、東日本大震災直後に予測された消費活動の減退及びレジャーの自粛といった旅行需要の落ち込みからは、着実に回復基調に転じております。台湾及び韓国を代表とするアジア近隣諸国への海外旅行者の増加、自粛傾向にあった企業のインセンティブ旅行の催行をはじめとした既存事業の回復と継続的なコスト削減を行うことで収益の向上を図ったこと、一方で、投資有価証券の減損処理が影響しましたが、売上高、営業利益、経常利益、四半期純利益とも前回発表した予想数値を上回る見込みとなりました。

## (3) 通期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
					円 銭
前回予想 (A)	11,200	100	70	35	4.72
今回修正 (B)	11,500	238	186	21	2.83
増減額 (B - A)	300	138	116	△14	
増減率	2.7%	138.0%	165.7%	△40.0%	
(ご参考) 前期実績 (平成 23年3月期)	12,169	479	427	365	49.20

## (4) 修正の理由

通期業績予想につきましては、円高、海外経済の減速という新たなリスクにも直面しており、今後はリセッション突入も危惧され、引き続き予断を許さぬ状況が予想されますが、第2四半期累計期間の進捗を踏まえ、売上高、営業利益、経常利益につきましては前回発表した予想数値を上回る見込みとなっております。当期純利益につきましては、第2四半期累計期間同様、投資有価証券評価損等の特別損失を計上することにより、前回発表した予想数値を下回る見込みとなっております。

※上記の業績予想は現時点で入手可能な情報に基づき算出したものであり、実際の業績は今後様々な要因により異なる結果となる可能性があります。

## 2 平成24年3月期第2四半期における投資有価証券評価損

	単体
(A) 平成24年3月期第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）の投資有価証券評価損の総額（＝イーロ）	400千円
(イ) 平成24年3月期第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の投資有価証券評価損の総額	115,493千円
(ロ) 直前四半期（平成24年3月期第1四半期）累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）の投資有価証券評価損の総額	115,093千円

※四半期における有価証券の評価方法は、洗替え方式を採用しております。そのため、決算期末の時価により、特別損失の計上額が変動する場合もしくは特別損失を計上しない場合があります。

※当社の決算期末は、3月31日であります。

○純資産額・経常利益額・当期純利益額に対する割合

	単体
(B) 平成23年3月期末の純資産額	1,590百万円
$\frac{(A}{B} \times 100)$	0.0%
$\frac{(イ}{B} \times 100)$	7.3%
(C) 平成23年3月期の経常利益額	427百万円
$\frac{(A}{C} \times 100)$	0.1%
$\frac{(イ}{C} \times 100)$	27.0%
(D) 平成23年3月期の当期純利益額	365百万円
$\frac{(A}{D} \times 100)$	0.1%
$\frac{(イ}{D} \times 100)$	31.6%

以上

# 公開買付説明書の訂正事項分

(第2回訂正分)

平成23年10月

トラベラー・ホールディングス  
レッドホース・ホールディングス・リミテッド

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分にかかる公開買付けは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 2 章の 2 第 1 節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第 27 条の 9 第 3 項の規定により作成されたものであります。

- 【届出者の氏名又は名称】／1 トラベラー・ホールディングス  
(Traveler Holdings)
- 【届出者の住所又は所在地】 ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1203、私  
書箱 30592 号、64 アース・クロース、ランドマー  
ク・スクウェア 3 階  
(Landmark Square, 3<sup>rd</sup> Floor, 64 Earth Close, P.O.  
Box 30592, Grand Cayman KY1-1203, Cayman  
Islands)
- 【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。
- 【電話番号】 同上
- 【事務連絡者氏名】 同上
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 村上 義弘  
同 西山 宏  
同 松田 純一  
同 大橋 君平  
同 菅原 清暁  
同 山口 智寛  
同 柴田 陽介  
同 佐藤 康之
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区虎ノ門一丁目 17 番 1 号 虎ノ門 5 森ビル  
2 階  
桜川綜合法律事務所
- 【最寄りの連絡場所】 同上
- 【電話番号】 03-5501-7160
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 村上 義弘
- [届出者の氏名又は名称]／2 レッドホース・ホールディングス・リミテッド  
(REDHORSE HOLDINGS LIMITED)
- [届出者の住所又は所在地] 香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー  
18、17 階 1702 号室  
(FLAT/RM 1702 17/F, 18 Hysan Avenue,  
Causeway Bay, Hong Kong)
- [最寄りの連絡場所] 該当事項はありません。
- [電話番号] 同上
- [事務連絡者氏名] 同上

[代理人の氏名又は名称]	弁護士 村上 義弘 同 西山 宏 同 松田 純一 同 大橋 君平 同 菅原 清暁 同 山口 智寛 同 柴田 陽介 同 佐藤 康之
[代理人の住所又は所在地]	東京都港区虎ノ門一丁目 17 番 1 号 虎ノ門 5 森ビル 2 階 桜川綜合法律事務所
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-5501-7160
[事務連絡者氏名]	弁護士 村上 義弘
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号)

(注 1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）をいいます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 23 年 9 月 15 日付で提出いたしました公開買付届出書（平成 23 年 9 月 30 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第 27 条の 9 第 3 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 24 条第 5 項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第 1 公開買付要項

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第 1 【公開買付要項】

8 【買付け等に要する資金】

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

(3) 【届出日以後に借入れを予定している資金】

(訂正前)

(前略)

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
投資業	Traveler Value Up Limited 香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー 18、17階 1702号 室 (Room 1702, 17 <sup>th</sup> Floor, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期：貸付日の3年後の応当日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	550,000
電子部品製造機器の設計、製造、販売	株式会社東京ウェルズ 東京都大田区北馬込二丁目28番1号	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	300,000
空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売（アリオレス）	アネス株式会社 東京都北区栄町一丁目3番	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年3月31日 (期限一括弁済)  年利：3%	100,000
計(c)			950,000

- (注1) TVULは、RHLがその議決権の100%を保有する中国（香港）に存する会社で、本公開買付けを行うための資金調達のためのビークルとして利用すべく平成23年4月19日に社名変更を行いTraveler Value Up Limitedとしたものです。TVULは、今回、優先株式を発行して調達した資金によりトラベラー・ホールディングスに貸付けを行い、トラベラー・ホールディングスは当該借入金をもって本公開買付けを行うため資金の一部とするものであります。トラベラー・ホールディングスは、TVULとの間で平成23年9月9日付で金銭消費貸借契約を締結しており、上記TVULからの資金調達の裏付けとして平成23年9月9日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存を確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、当該預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。TVULによる貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。
- (注2) トラベラー・ホールディングスは、株式会社東京ウエルズからの資金調達の裏付けとして株式会社東京ウエルズとの間で平成23年8月31日付で金銭消費貸借契約を締結しており、株式会社東京ウエルズの財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。また、トラベラー・ホールディングスは、アネス株式会社との間でも平成23年9月30日付で金銭消費貸借契約を締結しており、アネス株式会社の財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月28日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社の各預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社による貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。
- (注3) 株式会社東京ウエルズは、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。株式会社東京ウエルズは、電子部品製造機器の設計、製造、販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約166億円（2010年3月期決算）です。なお、株式会社東京ウエルズは株式の上場は行っておりません。
- (注4) アネス株式会社は、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。アネス株式会社は、空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約43億7134万円（2011年5月期）です。なお、アネス株式会社は株式の上場は行っておりません。
- トラベラー・ホールディングスは、三恵企業株式会社との間で1億円の借入契約を締結していましたが、公開買付届出後に、借入金の金利負担を軽減するためアネス株式会社に対して低利での融資を打診したところ、年利3%での1億円の融資について応諾を得たため、三恵企業株式会社とも協議のうえ、経済合理性の観点から、三恵企業株式会社からの1億円の借入を中止し、同額をアネス株式会社から借り入れることとしました。そして、平成23年9月30日付でアネス株式会社との間で上記条件で借入契約を締結した上で、同日付で三恵企業株式会社との間の借入契約を合意解約いたしました。なお、三恵企業株式会社との借入契約の合意解約に関しトラベラー・ホールディングスに違約金や損害金の負担は生じず、また、上記借入先の変更により買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の額について変動はありません。

(訂正後)

(前略)

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
投資業	Traveler Value Up Limited 香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー 18、17階 1702号室 (Room 1702, 17 <sup>th</sup> Floor, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期：貸付日の3年後の応当日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	550,000
電子部品製造機器の設計、製造、販売	株式会社東京ウェルズ 東京都大田区北馬込二丁目28番1号	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	300,000
空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売 (アリオレス)	アネス株式会社 東京都北区柴町一丁目3番	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年3月31日 (期限一括弁済)  年利：3%	100,000
計(c)			950,000

(注1) TVULは、RHLがその議決権の100%を保有する中国（香港）に存する会社で、本公開買付けを行うための資金調達のためのビークルとして利用すべく平成23年4月19日に社名変更を行いTraveler Value Up Limitedとしたものです。TVULは、今回、優先株式を発行して調達した資金によりトラベラー・ホールディングスに貸付けを行い、トラベラー・ホールディングスは当該借入金をもって本公開買付けを行うため資金の一部とするものであります。トラベラー・ホールディングスは、TVULとの間で平成23年9月9日付で金銭消費貸借契約を締結しており、上記TVULからの資金調達の裏付けとして平成23年9月9日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存を確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、当該預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。TVULによる貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。

- (注2) トラベラー・ホールディングスは、株式会社東京ウエルズからの資金調達の裏付けとして株式会社東京ウエルズとの間で平成23年8月31日付で金銭消費貸借契約を締結しており、株式会社東京ウエルズの財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。また、トラベラー・ホールディングスは、アネス株式会社との間でも平成23年9月30日付で金銭消費貸借契約を締結しており、アネス株式会社の財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月28日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社の各預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社による貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。
- (注3) 株式会社東京ウエルズは、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。株式会社東京ウエルズは、電子部品製造機器の設計、製造、販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約166億円（2010年3月期決算）です。なお、株式会社東京ウエルズは株式の上場は行っておりません。
- (注4) アネス株式会社は、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。アネス株式会社は、空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約43億7134万円（2011年5月期）です。なお、アネス株式会社は株式の上場は行っておりません。
- トラベラー・ホールディングスは、三恵企業株式会社との間で1億円の借入契約を締結していましたが、公開買付届出後に、借入金の金利負担を軽減するためアネス株式会社に対して低利での融資を打診したところ、年利3%での1億円の融資について応諾を得たため、三恵企業株式会社とも協議のうえ、経済合理性の観点から、三恵企業株式会社からの1億円の借入れを中止し、同額をアネス株式会社から借り入れることとしました。そして、平成23年9月30日付でアネス株式会社との間で上記条件で借入契約を締結した上で、同日付で三恵企業株式会社との間の借入契約を合意解約いたしました。なお、三恵企業株式会社との借入契約の合意解約に関しトラベラー・ホールディングスに違約金や損害金の負担は生じず、また、上記借入先の変更により買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の額について変動はありません。
- (注5) 上記（注1）及び（注2）に記載されたTVUL、株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社によるトラベラー・ホールディングスへの貸付金の入金は、予定通り平成23年10月6日に完了しました。この結果、トラベラー・ホールディングスの買付等に要する資金に充当しうる平成23年10月6日現在の預金残高は、金9億5000万円となっております。

# 公開買付説明書の訂正事項分

(第1回訂正分)

平成23年9月

トラベラー・ホールディングス  
レッドホース・ホールディングス・リミテッド

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分にかかる公開買付けは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 2 章の 2 第 1 節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第 27 条の 9 第 3 項の規定により作成されたものであります。

- 【届出者の氏名又は名称】／1      トラベラー・ホールディングス  
(Traveler Holdings)
- 【届出者の住所又は所在地】      ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1203、私  
書箱 30592 号、64 アース・クロース、ランドマー  
ク・スクウェア 3 階  
(Landmark Square, 3<sup>rd</sup> Floor, 64 Earth Close, P.O.  
Box 30592, Grand Cayman KY1-1203, Cayman  
Islands)
- 【最寄りの連絡場所】              該当事項はありません。
- 【電話番号】                          同上
- 【事務連絡者氏名】                  同上
- 【代理人の氏名又は名称】          弁護士 村上 義弘  
同      西山 宏  
同      松田 純一  
同      大橋 君平  
同      菅原 清暁  
同      山口 智寛  
同      柴田 陽介  
同      佐藤 康之
- 【代理人の住所又は所在地】      東京都港区虎ノ門一丁目 17 番 1 号 虎ノ門 5 森ビル  
2 階  
桜川綜合法律事務所
- 【最寄りの連絡場所】              同上
- 【電話番号】                          03-5501-7160
- 【事務連絡者氏名】                  弁護士 村上 義弘
- [届出者の氏名又は名称]／2      レッドホース・ホールディングス・リミテッド  
(REDHORSE HOLDINGS LIMITED)
- [届出者の住所又は所在地]      香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー  
18、17 階 1702 号室  
(FLAT/RM 1702 17/F, 18 Hysan Avenue,  
Causeway Bay, Hong Kong)
- [最寄りの連絡場所]                  該当事項はありません。
- [電話番号]                              同上
- [事務連絡者氏名]                      同上

[代理人の氏名又は名称]	弁護士 村上 義弘 同 西山 宏 同 松田 純一 同 大橋 君平 同 菅原 清暁 同 山口 智寛 同 柴田 陽介 同 佐藤 康之
[代理人の住所又は所在地]	東京都港区虎ノ門一丁目 17 番 1 号 虎ノ門 5 森ビル 2 階 桜川綜合法律事務所
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-5501-7160
[事務連絡者氏名]	弁護士 村上 義弘
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号)

(注 1) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）をいいます。

### 1 【公開買付説明書の訂正理由】

平成 23 年 9 月 15 日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第 27 条の 9 第 3 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 24 条第 5 項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

### 2 【訂正事項】

#### 第 1 公開買付要項

#### 8 買付け等に要する資金

##### (1) 買付け等に要する資金等

##### (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

### 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

#### 第 1 【公開買付要項】

#### 8 【買付け等に要する資金】

##### (1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金 (円) (a)	886, 806, 816
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (b)	21, 000, 000
その他 (c)	8, 000, 000
合計 (a) + (b) + (c)	915, 806, 816

(注 1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、本公開買付けの買付予定数 (7,515,312株) に 1 株当たりの買付価格 (118円) を乗じた金額を記載しています。

(注 2) 「買付手数料 (b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注 3) 「その他 (c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注 4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注 5) 上記金額には、消費税及び地方消費税等は含まれていません。

(訂正後)

買付代金 (円) (a)	886, 806, 816
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料 (b)	21, 000, 000
その他 (c)	8, 000, 000
合計 (a) + (b) + (c)	915, 806, 816

(注 1) 「買付代金 (円) (a)」欄には、本公開買付けの買付予定数 (7,515,312株) に 1 株当たりの買付価格 (118円) を乗じた金額を記載しています。

(注 2) 「買付手数料 (b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注 3) 「その他 (c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注 4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注 5) 削除

## (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

## ③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

(訂正前)

(前略)

## ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
投資業	Traveler Value Up Limited 香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー 18、17階 1702号 室 (Room 1702, 17 <sup>th</sup> Floor, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期：貸付日の3年後の応当日 (期限一括返済)  年利：1.35%	550,000
電子部品製造機器の設計、製造、販売	株式会社東京ウェルズ 東京都大田区北馬込二丁目28番1号	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括返済)  年利：1.35%	300,000
不動産保有、賃貸業務	<u>三恵企業株式会社</u> <u>東京都新宿区西新宿一丁目4番1号</u>	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括返済)  年利：8%	100,000
計(c)			950,000

- (注1) TVULは、RHLがその議決権の100%を保有する中国（香港）に存する会社で、本公開買付けを行うための資金調達のためのビークルとして利用すべく平成23年4月19日に社名変更を行いTraveler Value Up Limitedとしたものです。TVULは、今回、優先株式を発行して調達した資金によりトラベラー・ホールディングスに貸付けを行い、トラベラー・ホールディングスは当該借入金をもって本公開買付けを行うため資金の一部とするものであります。トラベラー・ホールディングスは、TVULとの間で平成23年9月9日付で金銭消費貸借契約を締結しており、上記TVULからの資金調達の裏付けとして平成23年9月9日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存を確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、当該預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。TVULによる貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。
- (注2) トラベラー・ホールディングスは、株式会社東京ウエルズからの資金調達の裏付けとして株式会社東京ウエルズとの間で平成23年8月31日付で金銭消費貸借契約を締結しており、株式会社東京ウエルズの財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。また、トラベラー・ホールディングスは、三恵企業株式会社との間でも平成23年9月7日付で金銭消費貸借契約を締結しており、三恵企業株式会社の財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、株式会社東京ウエルズ及び三恵企業株式会社の各預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。株式会社東京ウエルズ及び三恵企業株式会社による貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。
- (注3) 株式会社東京ウエルズは、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。株式会社東京ウエルズは、電子部品製造機器の設計、製造、販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約166億円（2010年3月期決算）です。なお、株式会社東京ウエルズは株式の上場は行っておりません。
- (注4) 三恵企業株式会社は、RHグループとはRHグループが過去に行った投資案件に出資者として参加したなどの関係があります。三恵企業株式会社は、不動産の保有及び賃貸を事業内容とする会社で、年間売上高は約7億2000万円（2010年3月期決算）です。なお、三恵企業株式会社は株式の上場は行っておりません。

(訂正後)

(前略)

## ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
投資業	Traveler Value Up Limited 香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー 18、17階 1702号室 (Room 1702, 17 <sup>th</sup> Floor, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期：貸付日の3年後の応当日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	550,000
電子部品製造機器の設計、製造、販売	株式会社東京ウェルズ 東京都大田区北馬込二丁目28番1号	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	300,000
<u>空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売 (アリオレス)</u>	<u>アネス株式会社</u> <u>東京都北区栄町一丁目3番</u>	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年3月31日 (期限一括弁済)  年利：3%	100,000
計(c)			950,000

(注1) TVULは、RHLがその議決権の100%を保有する中国（香港）に存する会社で、本公開買付けを行うための資金調達のためのビークルとして利用すべく平成23年4月19日に社名変更を行いTraveler Value Up Limitedとしたものです。TVULは、今回、優先株式を発行して調達した資金によりトラベラー・ホールディングスに貸付けを行い、トラベラー・ホールディングスは当該借入金をもって本公開買付けを行うため資金の一部とするものであります。トラベラー・ホールディングスは、TVULとの間で平成23年9月9日付で金銭消費貸借契約を締結しており、上記TVULからの資金調達の裏付けとして平成23年9月9日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存を確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、当該預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。TVULによる貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。

- (注2) トラベラー・ホールディングスは、株式会社東京ウエルズからの資金調達の裏付けとして株式会社東京ウエルズとの間で平成23年8月31日付で金銭消費貸借契約を締結しており、株式会社東京ウエルズの財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。また、トラベラー・ホールディングスは、アネス株式会社との間でも平成23年9月30日付で金銭消費貸借契約を締結しており、アネス株式会社の財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月28日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社の各預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。株式会社東京ウエルズ及びアネス株式会社による貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。
- (注3) 株式会社東京ウエルズは、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。株式会社東京ウエルズは、電子部品製造機器の設計、製造、販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約166億円（2010年3月期決算）です。なお、株式会社東京ウエルズは株式の上場は行っておりません。
- (注4) アネス株式会社は、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。アネス株式会社は、空調・衛生設備工事、機械器具設置工事、消防・防災設備工事、環境機器製造販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約43億7134万円（2011年5月期）です。なお、アネス株式会社は株式の上場は行っておりません。  
トラベラー・ホールディングスは、三恵企業株式会社との間で1億円の借入契約を締結していましたが、公開買付届出後に、借入金の金利負担を軽減するためアネス株式会社に対して低利での融資を打診したところ、年利3%での1億円の融資について応諾を得たため、三恵企業株式会社とも協議のうえ、経済合理性の観点から、三恵企業株式会社からの1億円の借入を中止し、同額をアネス株式会社から借り入れることとしました。そして、平成23年9月30日付でアネス株式会社との間で上記条件で借入契約を締結した上で、同日付で三恵企業株式会社との間の借入契約を合意解約いたしました。なお、三恵企業株式会社との借入契約の合意解約に関しトラベラー・ホールディングスに違約金や損害金の負担は生じず、また、上記借入先の変更により買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の額について変動はありません。

# 公開買付説明書

平成23年9月

トラベラー・ホールディングス  
レッドホース・ホールディングス・リミテッド

# 公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】 / 1	トラベラー・ホールディングス (Traveler Holdings)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1203、私書箱30592号、 64アース・クロース、ランドマーク・スクウェア3階 (Landmark Square, 3 <sup>rd</sup> Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 村上 義弘 同 西山 宏 同 松田 純一 同 大橋 君平 同 菅原 清暁 同 山口 智寛 同 柴田 陽介 同 佐藤 康之
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門5森ビル2階 桜川綜合法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5501-7160
【事務連絡者氏名】	弁護士 村上 義弘
[届出者の氏名又は名称] / 2	レッドホース・ホールディングス・リミテッド (REDHORSE HOLDINGS LIMITED)
[届出者の住所又は所在地]	香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー18、17階 1702号室 (FLAT/RM 1702 17/F, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)

[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	同上
[事務連絡者氏名]	同上
[代理人の氏名又は名称]	弁護士 村上 義弘 同 西山 宏 同 松田 純一 同 大橋 君平 同 菅原 清暁 同 山口 智寛 同 柴田 陽介 同 佐藤 康之
[代理人の住所又は所在地]	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 虎ノ門5森ビル2階 桜川綜合法律事務所
[最寄りの連絡場所]	同上
[電話番号]	03-5501-7160
[事務連絡者氏名]	弁護士 村上 義弘
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「共同公開買付者」とはトラベラー・ホールディングス (Traveler Holdings) 及びレッドホース・ホールディングス・リミテッド (REDHORSE HOLDINGS LIMITED) をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、RHトラベラー株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。) をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。) をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。) をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。) 第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

# 目 次

	頁
第1 【公開買付要項】	1
1 【対象者名】	1
2 【買付け等をする株券等の種類】	1
3 【買付け等の目的】	1
4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】	12
5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】	20
6 【株券等の取得に関する許可等】	21
7 【応募及び契約の解除の方法】	21
8 【買付け等に要する資金】	23
9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】	25
10 【決済の方法】	25
11 【その他買付け等の条件及び方法】	26
第2 【公開買付者の状況】	28
1 【会社の場合】	28
2 【会社以外の団体の場合】	59
3 【個人の場合】	59
第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】	60
1 【株券等の所有状況】	60
2 【株券等の取引状況】	61
3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】	61
4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】	61
第4 【公開買付者と対象者との取引等】	62
1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】	62
2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】	62
第5 【対象者の状況】	69
1 【最近3年間の損益状況等】	69
2 【株価の状況】	69
3 【株主の状況】	70
4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】	70
5 【その他】	71
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】	72

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

RHトラベラー株式会社

### 2【買付け等をする株券等の種類】

- (1) 普通株式
- (2) 新株予約権

平成21年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

##### ① 共同公開買付者の概要

本公開買付けにおける共同公開買付者は、レッドホース・ホールディングス・リミテッド（英語名：REDHORSE HOLDINGS LIMITED）（以下「RHL」といいます。）及びトラベラー・ホールディングス（英語名：Traveler Holdings。以下「トラベラー・ホールディングス」といいます。）です（注1）。

RHLは、2007年3月13日に、中国（香港）において設立された会社であり、本社を香港に構えており、日本企業の中国進出などのコンサルティングを行っております。RHLの全株式はエイチアンドアール・グループ・リミテッド（H&R Group Limited）（以下「H&R」といいます。）（注2）が保有しています。RHLはその子会社・関連会社並びにH&Rの子会社・関連会社からなるRHグループを形成しています。RHグループは、中国及び日本に拠点をおき、アジア地域を中心に、国内外企業の経営者との信頼関係をもとに、顧客先企業固有の経営課題、すなわち事業戦略の構築、オペレーション体制・インフラストラクチャーの整備、財務戦略の立案実行、M&A戦略などを、RHグループの経験、ノウハウ、ネットワークを駆使して、サポートすることにより、新たな企業価値・事業価値の創造に取り組んで参りました。例えば、RHグループに属する日本法人レッドホース株式会社及びレッドホースアソシエイツ株式会社が平成15年ころから関与した株式会社ゴルフパートナーについては、人・モノ・情報などあらゆる経営資源の提供を側面からサポートし、平成19年の同社株式の上場や、その後平成20年のゼビオ株式会社による公開買付けの実現に貢献しております。

また、グローバリゼーションが叫ばれて久しい現代において、日本の新たな需要を見出し、自ら市場を創造するためには、国内のみならず、世界、特にアジア地域への働きかけが不可欠であり、中国を始めとするアジア諸国の市場は高い潜在成長率を秘めていると考えられます。RHLは、RHグループがグローバルに事業を展開する一環として、中国国内のビジネスノウハウおよび情報ネットワーク構築のために設立され、香港進出5年間で蓄積された中国ビジネスのノウハウを有しております。

トラベラー・ホールディングスは、2011年6月8日に、本公開買付けを通じて対象株式及び本新株予約権を取得することを目的として、ケイマン諸島法に基づき設立されたRHグループに属する会社です。本件公開買付け実施後、対象者の事業の更なる成長を実現するためには、中長期的に、国外殊に中国をはじめとするアジアにおいて事業展開を行っていくことが不可欠であり、また、今後各国各地域において事業展開をはかるためには、現地の事業パートナーと資本提携、合弁会社の設立を視野に入れた柔軟な組織体制を確立することが重要と考えられます。このため、ケイマン諸島法に基づき設立された会社を持株会社とし、その傘下に国別地域別に事業会社を設立するという柔軟な経営組織体制を確立するべく、トラベラー・ホールディングスをケイマン諸島法に基づき設立いたしました。なお、RHグループは、日本法又は香港法に基づき設立された法人により構成されております。今後アジア各国に進出する際には、上記の通り持株会社に各国の法人を傘下に入れる方法を予定しておりますが、そのためには、日本法又は香港法よりもケイマン諸島法の方がアジア各国の会社法をはじめとする法制度に親和的であり、持株会社の設立準拠法として適切であると考えております。そのため、今回あらたにトラベラー・ホールディングスをケイマン諸島法に基づき設立し、公開買付人いたしました。トラベラー・ホールディングスの発行済株式の全ては、本書提出日現在、トラベラー・バリュー・アップ・リミテッド（英語名：Traveler Value Up Limited。以下「TVUL」といいます。）が、保有しております。

TVULは、RHLがその議決権の100%を保有する平成22年1月5日に設立された中国（香港）に存する会社で、本公開買付けを行うための資金調達のためのピークルとして利用すべく平成23年4月19日に社名変更を行い、TVULとしたものです。TVULは、今回、優先株式を発行して調達した資金によりトラベラー・ホールディングスに貸付けを行い、トラベラー・ホールディングスは当該借入金をもって本公開買付けを行うため資金の一部とするものであります。

（注1）RHLは、RHグループが中国に事業展開を行う上で中核をなす企業であることから、本公開買付けにおいて対象者株式及び本新株予約権の取得を目的に設立しましたトラベラー・ホールディングスとともに、本公開買付けの公開買付者にするものと致しました。

（注2）H&Rは、その発行済株式の全てを、トラベラー・ホールディングスの代表取締役周泰鳳及びその一族が保有する会社であり、RHグループ会社の株式保有を通じて、RHグループ企業の統括を行っている会社です。

## ② 本公開買付けの概要

本公開買付けは、対象者の効率的な事業運営を実現するため、対象者株式を非上場化することを企図して、対象者の代表取締役周泰鳳が代表取締役を務めるRHL、及び、RHLの傘下にあり本公開買付けを通じて対象者株式及び本新株予約権の取得を目的に設立されたトラベラー・ホールディングスを共同公開買付者として（注3）、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注4）の形式で行われます。

共同公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、下記(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実行を対象者に要請し、かかる手続を経てトラベラー・ホールディングスが対象者株式を全て保有し、対象者を完全子会社化する予定です。

（注3）本公開買付けにより買い付ける対象者株式及び本新株予約権は、トラベラー・ホールディングスがその全てについて取得し保有するものとします。

（注4）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象者の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象者の株式を取得する取引をいいます。

なお、平成23年9月15日付対象者発表の「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」と題する適時開示（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、共同公開買付者から本公開買付けの打診を受けた後、共同公開買付者との間で協議・検討を重ね、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の通り、第三者委員会を設置するなどして、慎重に検討してまいりました。その結果、対象者としましては、共同公開買付者と同様に、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、本公開買付けを通じて対象者の普通株式の非公開化を行うことにより、上場維持に伴うコストを削減すると同時に、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む体制を構築し、RHグループの一員として中長期的視野に立った経営改革を進めていくことが対象者の企業価値の向上に資するとの判断に至りました。

また、対象者取締役会は、下記「(3) ②独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の通り、株式会社サンベルトパートナーズ（以下「SP」といいます。）から取得した対象者普通株式に係る株式価値算定書の算定結果及びかかる算定結果の説明を参考とし、下記「(3) ③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の通り、敬和綜合法律事務所から本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の法的問題に関する助言を受けつつ、共同公開買付者との間で本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件につき協議を行いました。その上で、第三者委員会の答申の内容等を踏まえ、共同公開買付者が提示した本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から、慎重に協議いたしました。その結果、本取引及び本公開買付けは、対象者が短期的な業績に左右されることなく基幹事業の改革及び経営の効率化に努め、また中国等海外市場への進出や事業展開のための施策を早急に実施し、さらに資金繰りを改善する等、対象者の企業価値の向上が目的とされており、かかる目的は正当であると考えられること、かかる目的達成のためには、対象者がRHグループの傘下に入り、グループ全体で事業展開を行い、かつグループ全体として機動的な資金調達を行うことが有力な方法であることなどが確認されるとともに、第三者委員会から公正な手続きと対価の妥当性を通じた株主利益への配慮がなされており対象者の意思決定が少数株主に不利益でないと認められる旨の答申を受けていること、株式価値算定書の算定結果から乖離していないこと、共同公開買付者との間で真摯な価格交渉がなされていること等を鑑みると、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであって、また、公正な手続きを通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断いたしました。

一方、本新株予約権については、公開買付価格が1円とされており、本新株予約権は、行使価格が128円であり、平成23年9月14日現在のJASDAQ市場における対象者株式の終値77円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることは見込めず、これを行使できないおそれがあります。このような状況に鑑みれば、対象者取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

以上から、対象者取締役会は、本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。なお、平成23年9月15日開催の対象者取締役会には周泰鳳氏及び清水明広氏を除く唯一の対象者取締役がその審議及び決議に参加し、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであり、妥当であると判断し、本公開買付けに対し賛同の意見を表明し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様に応募することを推奨するとの旨、及び、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねると決議し、対象者の監査役である稲見憲男氏を除く監査役2名が上記の取締役会に参加し、その2名の監査役が異議がないとの意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役である稲見憲男氏は、RHLの完全親会社であるH&Rの子会社の監査役を兼務しているため、利益相反回避の見地から、上記取締役会の上記賛同決議に関する審議及び決議には参加していません。

また、対象者では、上記の本公開買付けに係る議案の審議及び決議に先立って、利益相反のおそれのある上記取締役及び監査役を除く対象者の全役員に対して、本公開買付けを含む本取引の概要及び第三者委員会の答申内容について十分な説明がなされております。

③ 対象者株式及び本新株予約権の買付予定数の下限等の概要

共同公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,893,542株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限は、対象者が平成23年8月8日付で提出した第50期第1四半期報告書に記載された平成23年8月8日現在の発行済株式総数（7,428,000株）に、平成23年6月20日付で提出した第49期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（685,000株）を加えた数（8,113,000株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成23年8月29日付で提出した四半期報告書の訂正報告書（第50期第1四半期）に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数（12,688株）及びRHLが保有する新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（235,000株）を控除した数（7,865,312株）の3分の2の数（5,243,542株）から、RHLが保有する対象者普通株式数（350,000株）を控除した株式数（4,893,542株）としております。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、上限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、対象者によれば、第50期第1四半期期間中に本新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数及びそれに係る議決権の数は、平成23年5月31日から同年6月30日の間に変動していないとのことです。

④ 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

共同公開買付者は、ACORN HONG KONG HOLDINGS LIMITED（対象者の次席株主であり、以下「AHKHL」といいます。）に対し、AHKHLが保有する対象者の普通株式の全部（950,000株）を本公開買付けに応募し、AHKHLが保有する本新株予約権の全部（目的となる普通株式の数合計450,000株）を行使せずに新株予約権として本公開買付けに応募するよう要請しておりますが、AHKHLとの間で応募に関する契約は締結しておりません。なお、上記AHKHLの株式及び新株予約権が行使された場合の株式数の合計（140万株）の所有割合（ここでいう所有割合算定の分母は、対象者が平成23年8月8日付で提出した第50期第1四半期報告書に記載された平成23年8月8日現在の発行済株式総数（7,428,000株）に、平成23年6月20日付で提出した第49期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（685,000株）を加えた数（8,113,000株）から、平成23年8月29日に提出された四半期報告書の訂正報告書（第50期第1四半期）に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数（12,688株）を控除発行済み株式総数に新株予約権が行使された場合の株式数を合算した数（8,100,312株）としております。以下、所有割合という場合の分母について同様とします。）は17.28%となります。なお、対象者によれば、第50期第1四半期期間中に本新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数及びそれに係る議決権の数は、平成23年5月31日から同年6月30日の間に変動していないとのことです。

⑤ 本公開買付け後の経営方針

共同公開買付者は、対象者の抜本的な改革を全面的に支援してまいります。対象者の現在の取締役は代表取締役会長である周泰鳳（同人はRHLなどRHグループに属する会社の取締役を兼任しています。）、取締役である清水明広（同人はRHグループに属するレッドホースアソシエイツ株式会社の取締役を兼任しています。）及び取締役の後藤克彦ですが、本公開買付け後の当面の役員構成については、上記三名がいずれも、本公開買付け後も対象者の取締役として、その職務にあたることが予定されております。また、対象者の監査役につきましても、同様に、本公開買付け後も対象者の監査役として、その職務にあたることを予定されております。将来的な役員構成を含む今後の経営体制については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。RHグループ全体で形成された経営ノウハウ及び高い資金調達力、さらには、RHLが香港進出5年間で蓄積した中国ビジネスのノウハウ、信頼できるパートナー等とのコネクションを活用して、将来的には海外証券市場に上場することも視野に入れながら、新たな組織体制の確立や大胆な事業再構築を含む戦略転換を実現するなど、対象者の総合的な企業価値向上を目指します。

共同公開買付者及び対象者は、以上の諸事情を勘案し、RHグループ及び対象者の今後の経営方針について慎重に協議、交渉及び検討を重ねた結果、対象者を非公開化すべきとの認識を共有し、本公開買付けの実施を決定するに至っております。

(2) 本公開買付けの実施を実施する背景及び理由

① 対象者の沿革、事業の概要

対象者は、1964年に日本における第一次海外旅行ブームにのり海外渡航者を対象に渡航用品の販売を目的として設立された事業会社です。その後、コア事業である「海外おみやげ品」の販売・宅配サービスを拡大させ、オリジナル商品の開発を柱に「ギフト&おみやげ」をベースとする商品発売の新ビジネスフォーマットの構築を進めております。

RHLは、対象者に対し、対象者におけるインバウンド顧客（海外から日本を訪れる顧客）向けの事業を強化するため、中国の大手TVショッピング会社である橡果国際有限公司（英語名：Acorn International, Inc.、以下「Acorn社」といいます。）を紹介して対象者とAcorn社との業務提携に貢献しました。さらに、かかる提携の一環として平成21年11月にACORN社のグループ会社であるAHKHLが対象者の新株450,000株及び新株予約権450個（当該新株及び当該新株予約権が行使された場合の株式数の合計900,000株の所有割合は11.11%）を引き受けた際、RHLは当該提携の紹介者としてまたRHグループと対象者の関係性維持の観点から対象者の新株350,000株及び新株予約権235個（当該新株及び当該新株予約権が行使された場合の株式数の合計585,000株の所有割合は7.22%）を引き受けました。その後もRHLは、対象者の企業価値の向上のため指導・助言を行ってまいりました。また、旅行業界全体の低迷に加え、平成23年3月11日の東日本大震災の影響も存したことから、対象者の当面の資金繰りを確保するため、TVULから対象者に対し平成23年5月25日に金2億円の融資を、平成23年6月25日には金1億円の融資をそれぞれ実行しております。なお、かかる融資に係る各貸付債権は、同年8月31日付で、TVULからトラベラー・ホールディングスに譲渡され、現在トラベラー・ホールディングスが債権者となっております。

② 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程

現在の市場環境は、日本政府主導の様々な経済政策が奏功したことや、中国を始めとした好調なアジア経済の影響等により緩やかながらも企業収益については回復基調にあるものの、一方で、所得環境が引き続き厳しい状況にあることから内需低迷の長期化やデフレの持続、あるいは急激な円高の進行による輸出環境の悪化、さらには年度末に起きました東日本大震災により国内経済に及ぼす影響は計り知れないものがあり、景気の先行きについては非常に不透明な状況の中で推移しております。

殊に、旅行業界におきましては、一昨年度においては新型インフルエンザの流行の影響、昨年度末からは東日本大震災の影響により旅行を始めとしたレジャー活動の手控えが起り、今期第1四半期の売上は前年同期比20.9%減と大幅に減少し通期での売上減も避けられないものと予想され、また、次期についても、市場が低迷することが予想されております。

さらに、観光白書および日本政府観光局の統計数値に拠りますと、日本人海外旅行客数は、2000年度の1,780万人をピークに年度ごとの外的要因による増減はあるものの減少傾向にあります。対象者の主力ターゲットである海外団体旅行客の減少、対象者はカタログ及び対面販売を主力にしているところWEBによる旅行予約のシェア拡大により顧客接点が減少していること、おみやげの定番である海外食品が日本国内でも容易に購入可能となり商品価値が低下していることなどから、対象者を取り巻く環境は、ますます厳しい状況に至ることが見込まれます。

このため対象者には、基幹事業である海外渡航関連事業の新規販路開拓を含めた改革に更に傾注するとともに、外的要因に左右されない経営体質を確立し、国内土産販売事業の販売効率を高めていき、生産性の向上を図っていくこと、さらには、ネット化の動きに対応した販売スキームの構築とコスト構造改革の推進等、更なる経営の効率化に努めることが求められます。

このような厳しい環境を踏まえ、RHグループ及び対象者において、勝ち抜き、且つ今後更なる成長を実現するためには、RHグループの経営戦略に沿った迅速かつ確かな意思決定とその実行により、インフルエンザや東日本大震災をはじめとする外部的要因により影響を受けやすい対象者の現在の経営体質を強化していくとともに、国外殊に中国国内におけるビジネススキームを早期に確立することが不可欠であり、そのためには、対象者とRHグループの経営資源をより緊密に連携させることが必要と考えております。そして、このような経営改革は、対象者の顧客に対しても、より満足度の高いサービスを提供できることから有益なものと考えられます。

しかし、このような抜本的な変革を実施するに当たっては、IT化、CRM導入および新規事業向けシステムを含めた初期的投資費用2億円のみならず構造改革費用等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの対象者の経営及び業績に大きな影響を与えることから、対象者が上場を維持したままこれらを実行した場合には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。対象者が、中期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な変革を機動的に行うためには、短期的な業績に左右されることなく変革に取り組む必要があり、かかる観点からRHグループの一員として中長期的視野に立った経営改革を進めていくことが対象者の企業価値の向上に資するものと考えられます。

また、対象者は、前述の初期的投資費用や構造改革費用に充てるための資金や、外部的要因による業績の変動に対応するための運転資金など機動的な資金調達が必要ですが、昨今の状況の下では、対象者が上場を維持していくことによる資金調達上のメリットを見出し難く、むしろ、上場に伴う資金調達の規制により、増資等による柔軟かつ機動的な資金調達を図ることが困難な状況にあります。このため、上記規制の伴わない状況のもとRHグループの一員として資金調達を図ることが資金調達の機動性を高める上でメリットがあるものと考えられます。

さらに、対象者は、平成16年にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式を上場しておりますが、近年、上場を維持するために必要な様々な実務上の負担（株主総会の運営、開示項目の増加への対応J-SOXへの対応、独立取締役の導入等）の増加や、それに伴う人件費等の費用の増加が見込まれており、上場維持コストの面からも上場維持のメリットに疑義が生じているものと考えております。

以上のような状況を踏まえ、RHLは、平成22年10月頃から、対象者の非上場化を視野に入れて対象者の経営改革について検討を開始し、平成23年1月末頃に対象者の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、公開買付けの手法により、共同公開買付者が対象者の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至りました。このため、平成23年1月末頃より、対象者との間でも対象者の非公開化を前提とした本公開買付けについて協議・検討を行って参りました。そして、本公開買付けを実行するため、平成23年4月19日にはRHLが中国（香港）に保有していた法人について資金調達のためビークルとして利用すべく社名変更を行いTVULとし、さらに平成23年6月8日には共同公開買付者であるトラベラー・ホールディングスを設立いたしました。

その後、RHL及び対象者との協議、交渉並びに本取引に伴うメリットと対象者の普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、共同公開買付者は、平成23年9月14日に、本公開買付けを行うことを決定致しました。

共同公開買付者は、対象者の抜本的な改革を全面的に支援してまいります。対象者の現在の取締役は代表取締役会長である周泰鳳（同人はRHLのCEO&Chairmanを兼任する他、RHグループに属する会社の取締役を兼任しています。）、取締役である清水明広（同人はRHグループに属するレッドホースアソシエイツ株式会社の取締役を兼任しています。）及び取締役の後藤克彦ですが、本公開買付け後の当面の役員構成については、上記三名がいずれも、本公開買付け後も対象者の取締役として、その職務にあたる事が予定されております。また、対象者の監査役につきましても、同様に、本公開買付け後も対象者の監査役として、その職務にあたる事が予定されております。将来的な役員構成を含む今後の経営体制については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。RHグループ全体で形成された経営ノウハウ及び高い資金調達力、さらには、RHLが香港進出5年間で蓄積した中国ビジネスのノウハウ、信頼できるパートナー等とのコネクションを活用して、将来的には海外証券市場に上場することも視野に入れながら、新たな組織体制の確立や大胆な事業再構築を含む戦略転換を実現するなど、対象者の総合的な企業価値向上を目指します。

共同公開買付者及び対象者は、以上の諸事情を勘案し、RHグループ及び対象者の今後の経営方針について慎重に協議、交渉及び検討を重ねた結果、対象者を非公開化すべきとの認識を共有し、本公開買付けの実施を決定するに至っております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの株式算定書の取得

(a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング（以下「GPC」といいます。）より株式価格算定書を取得し、参考としております。

GPCは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された事業計画等を検証のうえ、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定、対象者が上場会社であることから、最近における株価及び取引量並びに対象者の業績に関する直近の状況を鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所JASDAQ市場における基準日現在（平成23年6月30日）の株価並びに当該基準日までの1か月、3か月及び6か月における株価終値平均値を基にした時価総額に基づく算定を行うとともに、DCF法、時価総額及び時価純資産法により算出される数値を幾何平均し、これらの算定方法による数値を総合考慮することにより、株式価値の算定を行っております。なお、対象者の業績の実績値については、平成23年6月30日までの数値が公表されておりますので、DCF法における過去の対象者の業績についてはかかる公表された実績値を用い、またDCF法における算定と平仄を合わせるため、時価総額に基づく算定の基準日も平成23年6月30日としております。

将来収益獲得能力に基づき企業価値を評価する手法であるDCF法については、平成24年から平成28年間の5年間の事業計画の最終事業年度である平成28年の計画値が永続するものと仮定し、自己資本コスト（利子率及び危険率（リスクプレミアム）に基づき算出されるコスト）と他人資本コスト（追加借入利子率）に基づいて算出した割引率5.016%により事業計画値を現在価値に割引計算された数値に、基準日現在で保有する余剰資金と有利子負債を加減算することにより算出されております。静的な企業価値算出方法である時価純資産法に関しては、取締役会にて承認された基準日現在の貸借対照表上の純資産額に、保有不動産に係る不動産鑑定評価に基づき把握された評価損益を加味して算出しております。なお、幾何平均とは、各算出数値の積の立方根にて求められる平均方法です。

株式価値算定書によると、対象者の1株当たりの株式価値について、DCF法では112円から137円、時価総額に基づく算定では82円から117円とされております。そして、上記手法はいずれも合理的な理論・理由に基づく算定方法であるため、最終的に、対象者の1株当たりの株式価値については、2種の評価結果の最大値と最小値の範囲内であるとして、82円から137円が1株当たり株式価値の算定結果として示されております。なお、DCF法の仲値である124円、対象者の基準日現在（平成23年6月30日）の株価（終値）である87円及び時価純資産法に基づき算出された171円を幾何平均した数値を中間値とし、一定の変動幅を考慮して算出する方法も参考情報として用いておりますが、かかる方法によれば対象者の1株当たりの株式価値は110円から135円とされており、上記最大値及び最小値の範囲に収まるため、上記の算定の妥当性を裏付けております。なお、共同公開買付者は、GPCから、新株予約権に関する算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である1株当たり118円は、かかる株式価値算定書の82円から137円という算定結果を参考にしながら、過去の発行者以外のものによる株券等の公開買付けの事例において公開買付価格の設定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果も踏まえたうえで、最終的に決定したものです。

なお、本公開買付価格は、本書提出日の2営業日前である平成23年9月13日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値81円、過去1か月間の終値の平均値81.29円、3か月間の終値の平均値84.07円、6か月間の終値の平均値87.36円に対して、それぞれ、45.68%、45.17%、40.36%、35.08%のプレミアムを付した価格であります。

また、本公開買付価格は、本書提出日の直近の取引日である平成23年9月14日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値77円、過去1か月間の終値の平均値81.09円、3か月間の終値の平均値83.87円、6か月間の終値の平均値87.06円に対しては53.25%、45.52%、40.70%、35.54%のプレミアムを付した価格であります。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、行使価格が128円であり、株式価値算定基準日現在での大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の株価87円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることとは見込めず、これを行使できないおそれがあります。

そこで、本新株予約権に係る本公開買付価格は、1個当たり1円とすることに致しました。

② 対象者における第三者算定機関からの算定取得

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、共同公開買付者から提示された本公開買付価格に係る意思決定の過程における公正性を担保するための措置として、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び共同公開買付者から独立した第三者算定機関であるSPを選定し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月12日付け株式価値算定書を取得したとのことです。

SPは、対象者の株式価値算定に当たり必要な情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価及びDCF法の各手法を用いて対象者の1株当たり株式価値の算定を実施したとのことであり、それぞれの手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下の通りです。なお、対象者は、SPから、新株予約権に関する算定書は取得しておりません。また、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(i) 市場株価法

対象者の普通株式は、株式市場に上場しており、株価が直接参照可能であるため、市場株価法を採用しました。株式市場株価法では、平成23年9月9日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、異常値がないことを確認した上で、基準日の1株当たり出来高加重平均株価79円、直近1か月間の1株当たり出来高加重平均株価81円、直近3か月間の1株当たり出来高加重平均株価84円、直近6か月間の1株当たり出来高加重平均株価89円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を79円から89円までと分析しています。

(ii) DCF法

DCF法は、評価対象企業の将来キャッシュフローを基礎とするため、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させることが可能であることからDCF法を採用しました。DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を96円から189円までと分析しています。算定の前提となる対象者の事業計画については、平常値と異常値の平均が取られております。なお、東日本大震災による国内外の旅行者数の減少が見込まれるため、今期の業績にかかる公表値は前期に比べ低くなっております。

### ③ 利益相反を回避するための措置

共同公開買付者と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り、共同公開買付者及び対象者は、それぞれ別個に、共同公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役である周泰鳳氏は、RHL及びその子会社の役職員を兼務しており、清水明広氏は、RHLの完全親会社であるH&Rの子会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けに係る意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において共同公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、周泰鳳氏及び清水明広氏以外の対象者取締役が1名しかいないことに鑑み、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の公正さを確保し、透明性及び客観性を高めるべく、周泰鳳氏及び清水明広氏以外の対象者取締役による取締役会(以下「独立取締役会」といいます。)の決議により、中立かつ公正な第三者による第三者委員会を設けることとし、小磯孝二氏(石澤・神・佐藤法律事務所弁護士)、伊達伸一氏(弁護士法人北浜法律事務所東京事務所弁護士)、大原達朗氏(アルテ監査法人代表社員)の3名から構成される独立した第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的の正当性、(b)本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続きの公正性、(c)本公開買付けを含む本取引により株主に交付される対価の妥当性及び(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本公開買付けを含む本取引が少数株主にとって不利益ではないと認められるか否か(以下「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱いたしました。

第三者委員会は、平成23年8月23日から同年9月13日まで5回にわたる会合を開催するとともに、対象者の取締役である清水明広氏、後藤克彦氏及び対象者の監査役である稲見憲男氏並びに共同公開買付者の関連会社の役員である小野沢隆氏にヒアリング及び質疑応答を行い、SPが作成した対象者株式価値算定書をはじめとする関係資料を精査する等、本諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、本諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成23年9月13日に、対象者に対し、本取引及び本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の向上が目的とされ、かつ、公正な手続きと対価の妥当性を通じた株主利益への配慮がなされており、対象者の意思決定が少数株主に不利益でないとして認められる旨並びに、よって第三者委員会は対象者が本公開買付けに賛同し本取引を実行すること及びその条件は相当であると判断する旨を内容とする答申書を提出いたしました。

かかる答申を踏まえ、平成23年9月15日開催の対象者取締役会には周泰鳳氏及び清水明広氏を除く唯一の対象者取締役がその審議及び決議に参加し、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであり、妥当であると判断し、本公開買付けに対し賛同の意見を表明し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様に応募することを推奨するとの旨、及び、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねると決議し、対象者の監査役である稲見憲男氏を除く監査役2名が上記の取締役会に参加し、その2名の監査役が異議がないとの意見を述べているとのことです。本新株予約権については、公開買付価格が1円とされておりますところ、本新株予約権は、行使価格が128円であり、平成23年9月14日現在のJASDAQ市場における対象者株式の終値77円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることは見込めず、これを行使できないおそれがあります。このような状況に鑑みれば、対象者取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、対象者の監査役である稲見憲男氏は、RHLの完全親会社であるH&Rの子会社の監査役を兼務しているため、利益相反回避の見地から、上記取締役会の上記賛同決議に関する審議及び決議には参加しておりません。

また、対象者では、上記の本公開買付けに係る議案の審議及び決議に先立って、利益相反のおそれのある上記取締役及び監査役を除く対象者の全役員に対して、本公開買付けを含む本取引の概要及び第三者委員会の答申内容について十分な説明がなされております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにより、共同公開買付者が対象者の発行済株式の全て（RHLが保有する対象者の普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、共同公開買付者は、以下の方法により、共同公開買付者が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、共同公開買付者は、①対象者の定款の一部を変更し、対象者において普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できるものとする事により、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の定款の一部を変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すこと、及び③対象者が全部取得条項が付された対象者普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること等の議案を含む臨時株主総会、並びに上記②を承認する議案を含む対象者普通株主を構成員とする種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、共同公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数に1株に満たない端数がある株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、トラベラー・ホールディングスが対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記①の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主が当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記①ないし③の手続については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の共同公開買付者の株券等所有割合及び共同公開買付者以外の対象者の株主の対象者株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。ただし、その場合でも、共同公開買付者は、共同公開買付者以外の対象者の株主に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者の株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

対象者の本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の本新株予約権の全てを取得できなかった場合、共同公開買付者は、対象者に対し、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定です。

なお、本公開買付けは、前述の株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は前述の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、現在、大阪証券取引所JASDAQ市場に上場されていますが、共同公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、大阪証券取引所JASDAQ市場の定める株券上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を大阪証券取引所JASDAQ市場において取引することができなくなります。なお、共同公開買付者は、対象者の少数株主の利益を保護すべく、上場廃止に伴う代替措置として、前記「(4) いわゆる二段階買収に関する事項」に記載の一連の手続により、対象者少数株主に対して対象者の普通株式を売却する機会を提供しつつ、対象者の発行株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得する予定をしております。また、前記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、対象者の全部取得条項が付された普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

###### ① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年9月15日(木曜日)から平成23年11月15日(火曜日)まで(40営業日)
公告日	平成23年9月15日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### ② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

###### ③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

##### (2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式	1株につき金118円
新株予約権証券	新株予約権	1個につき金1円
新株予約権付社債券		—
株券等信託受益証券( )		—
株券等預託証券( )		—
算定の基礎	<p>(a) 普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGPCより株式価格算定書を取得し、参考としております。</p> <p>GPCは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された事業計画等を検証のうえ、DCF法による算定、対象者が上場会社であることから、最近における株価及び取引量並びに対象者の業績に関する直近の状況を鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所JASDAQ市場における基準日現在(平成23年6月30日)の株価並びに当該基準日までの1か月、3か月及び6か月における株価終値平均値を基にした時価総額に基づく算定を行うとともに、DCF法、時価総額及び時価純資産法により算出される数値を幾何平均し、これらの算定方法による数値を総合考慮することにより、株式価値の算定を行っております。なお、対象者の業績の実績値については、平成23年6月30日までの数値が公表されておりますので、DCF法における過去の対象者の業績についてはかかる公表された実績値を用い、またDCF法における算定と平仄を合わせるため、時価総額に基づく算定の基準日も平成23年6月30日としております。</p> <p>将来収益獲得能力に基づき企業価値を評価する手法であるDCF法については、平成24年から平成28年間の5年間の事業計画の最終事業年度である平成28年の計画値が永続するものと仮定し、自己資本コスト(利率及び危険率(リスクプレミアム)に基づき算出されるコスト)と他人資本コスト(追加借入利率)に基づいて算出した割引率5.016%により事業計画値を現在価値に割引計算された数値に、基準日現在で保有する余剰資金と有利子負債を加減算することにより算出されております。静的な企業価値算出方法である時価純資産法に関しては、取締役会にて承認された基準日現在の貸借対照表上の純資産額に、保有不動産に係る不動産鑑定評価に基づき把握された評価損益を加味して算出しております。なお、幾何平均とは、各算出数値の積の立方根にて求められる平均方法です。</p>	

	<p>株式価値算定書によると、対象者の1株当たりの株式価値について、DCF法では112円から137円、時価総額に基づく算定では82円から117円とされております。そして、上記手法はいずれも合理的な理論・理由に基づく算定方法であるため、最終的に、対象者の1株当たりの株式価値については、2種の評価結果の最大値と最小値の範囲内であるとして、82円から137円が1株当たり株式価値の算定結果として示されております。なお、DCF法の仲値である124円、対象者の基準日現在（平成23年6月30日）の株価（終値）である87円及び時価純資産法に基づき算出された171円を幾何平均した数値を中間値とし、一定の変動幅を考慮して算出する方法も参考情報として用いておりますが、かかる方法によれば対象者の1株当たりの株式価値は110円から135円とされており、上記最大値及び最小値の範囲に収まるため、上記の算定の妥当性を裏付けております。なお、共同公開買付者は、GPCから、新株予約権に関する算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり118円は、かかる株式価値算定書の82円から137円という算定結果を参考にしながら、過去の発行者以外のものによる株券等の公開買付けの事例において公開買付価格の設定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果も踏まえたうえで、最終的に決定したものです。</p> <p>なお、本公開買付価格は、本書提出日の2営業日前である平成23年9月13日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値81円、過去1か月間の終値の平均値81.29円、3か月間の終値の平均値84.07円、6か月間の終値の平均値87.36円に対して、それぞれ、45.68%、45.17%、40.36%、35.08%のプレミアムを付した価格であります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本書提出日の直近の取引日である平成23年9月14日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値77円、過去1か月間の終値の平均値81.09円、3か月間の終値の平均値83.87円、6か月間の終値の平均値87.06円に対しては53.25%、45.52%、40.70%、35.54%のプレミアムを付した価格であります。</p> <p>(b) 新株予約権</p> <p>本新株予約権は、行使価格が128円であり、株式価値算定基準日現在での大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の株価87円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることは見込めず、これを行使できないおそれがあります。</p> <p>そこで、本新株予約権に係る本公開買付価格は、1個当たり1円とすることに致しました。</p>
算定の経緯	<p>RHLは、対象者に対し、対象者におけるインバウンド顧客向けの事業を強化するため、中国の大手TVショッピング会社であるAcorn社を紹介して対象者とAcorn社との業務提携に貢献しました。さらに、かかる提携の一環として平成21年11月にACORN社のグループ会社であるAHKHLが対象者の新株450,000株及び新株予約権450個（当該新株及び当該新株予約権が行使された場合の株式数の合計900,000株の所有割合は11.11%）を引き受けた際、当該提携の紹介者としてまたRHグループと対象者の関係性維持の観点から対象者の新株350,000株及び新株予約権235個（当該新株及び当該新株予約権が行使された場合の株式数の合計585,000株の所有割合は7.22%）を引き受けました。その後もRHLは、対象者の企業価値の向上のため指導・助言を行ってまいりました。また、旅行業界全体の低迷に加え、平成23年3月11日の東日本大震災の影響も存したことから、対象者の当面の資金繰りを確保するため、TVULから対象者に対し平成23年5月25日に金2億円の融資を、平成23年6月25日には金1億円の融資をそれぞれ実行しております。かかる融資に係る各貸付債権は、同年8月31日付で、TVULからトラベラー・ホールディングスに譲渡され、現在トラベラー・ホールディングスが債権者となっております。</p> <p>現在の市場環境は、政府主導の様々な経済政策が奏功したことや、中国を始めとした好調なアジア経済の影響等により緩やかながらも企業収益については回復基調にあるものの、一方で、所得環境が引き続き厳しい状況にあることから内需低迷の長期化やデフレの持続、あるいは急激な円高の進行による輸出環境の悪化、さらには年度末に起きました東日本大震災により国内経済に及ぼす影響は計り知れないものがあり、景気の先行きについては非常に不透明な状況の中で推移しております。</p>

殊に、旅行業界におきましては、一昨年度においては新型インフルエンザの流行の影響、昨年度末からは東日本大震災の影響により旅行を始めとしたレジャー活動の手控えが起り、今期第1四半期の売上は前年同期比20.9%減と大幅に減少し通期での売上減も避けられないものと予想され、また、次期についても、市場が低迷することが予想されております。

さらに、観光白書および日本政府観光局の統計数値に拠りますと、日本人海外旅行客数は、2000年度の1,780万人をピークに年度ごとの外的要因による増減はあるものの減少傾向にあります。対象者の主力ターゲットである海外団体旅行客の減少、対象者はカタログ及び対面販売を主力にしているところWEBによる旅行予約のシェア拡大により顧客接点が減少していること、おみやげの定番である海外食品が日本国内でも容易に購入可能となり商品価値が低下していることなどから、対象者を取り巻く環境は、ますます厳しい状況に至ることが見込まれます。

このため対象者には、基幹事業である海外渡航関連事業の新規販路開拓を含めた改革に更に傾注するとともに、外的要因に左右されない経営体質を確立し、国内土産販売事業の販売効率を高めていき、生産性の向上を図っていくこと、さらには、ネット化の動きに対応した販売スキームの構築とコスト構造改革の推進等、更なる経営の効率化に努めることが求められます。

このような厳しい環境を踏まえ、RHグループ及び対象者において、勝ち抜き、且つ今後更なる成長を実現するためには、RHグループの経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行により、インフルエンザや東日本大震災をはじめとする外部的要因により影響を受けやすい対象者の現在の経営体質を強化していくとともに、国外殊に中国国内におけるビジネススキームを早期に確立することが不可欠であり、そのためには、対象者とRHグループの経営資源をより緊密に連携させることが必要と考えております。そして、このような経営改革は、対象者の顧客に対しても、より満足度の高いサービスを提供できることから有益なものと考えられます。

しかし、このような抜本的な変革を実施するに当たっては、IT化、CRM導入および新規事業向けシステムを含めた初期的投資費用2億円のみならず構造改革費用等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの対象者の経営及び業績に大きな影響を与えることから、対象者が上場を維持したままこれらを実行した場合には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。対象者が、中期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な変革を機動的に行うためには、短期的な業績に左右されることなく変革に取り組む必要があります。かかる観点からRHグループの一員として中長期的視野に立った経営改革を進めていくことが対象者の企業価値の向上に資するものと考えられます。

また、対象者は、前述の初期的投資費用や構造改革費用に充てるための資金や、外部的要因による業績の変動に対応するための運転資金など機動的な資金調達が必要ですが、昨今の状況の下では、対象者が上場を維持していくことによる資金調達上のメリットを見出し難く、むしろ、上場に伴う資金調達の規制により、増資等による柔軟かつ機動的な資金調達を図ることが困難な状況にあります。このため、上記規制の伴わない状況のもとRHグループの一員として資金調達を図ることが資金調達の機動性を高める上でメリットがあるものと考えられます。

さらに、対象者は、平成16年にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式を上場しておりますが、近年、上場を維持するために必要な様々な実務上の負担（株主総会の運営、開示項目の増加への対応J-SOXへの対応、独立取締役の導入等）の増加や、それに伴う人件費等の費用の増加が見込まれており、上場維持コストの面からも上場維持のメリットに疑義が生じているものと考えております。

	<p>以上のような状況を踏まえ、RHLは、平成22年10月頃から、対象者の非上場化を視野に入れて対象者の経営改革について検討を開始し、平成23年1月末頃に対象者の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、対象者の中長期的な企業価値の向上実現するためには、公開買付けの手法により、共同公開買付者が対象者の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えてに至りました。このため、平成23年1月末頃より、対象者との間でも対象者の非公開化を前提とした本公開買付けについて協議・検討を行って参りました。</p> <p>そして、本公開買付けを実行するため、平成23年4月19日にはRHLが中国（香港）に保有していた法人について資金調達のためビークルとして利用すべく社名変更を行いTVULとし、さらに平成23年6月8日には共同公開買付者であるトラベラー・ホールディングスを設立いたしました。</p> <p>その後、共同公開買付者は、本意向表明書を対象者に対して提出し、買付価格等の条件について対象者に提案して参りました。</p> <p>具体的には、共同公開買付者は、平成23年8月23日に、対象者及び対象者において設置された第三者委員会に対して、本公開買付けの概要を説明し、意向を表明するとともに、平成23年9月7日に、上記GPCによる株式価値算定の途中経過、対象者の普通株式市場価格の動向、過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例等を総合的に勘案し、対象者に対し公開買付価格を普通株式1株当たり118円とすることを提案いたしました。</p> <p>その後、共同公開買付者は、対象者との間の協議、交渉、並びに本取引に伴うメリットと対象者の普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、共同公開買付者は、平成23年9月14日に、本公開買付けを行うことを決定致しました。</p> <p>（買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）</p> <p>① 独立した第三者算定機関からの株式算定書の取得</p> <p>(a) 普通株式</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGPCより株式価格算定書を取得し、参考としております。</p> <p>GPCは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された事業計画等を検証のうえ、DCF法による算定、対象者が上場会社であることから、最近における株価及び取引量並びに対象者の業績に関する直近の状況を鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所JASDAQ市場における基準日現在（平成23年6月30日）の株価並びに当該基準日までの1か月、3か月及び6か月における株価終値平均値を基にした時価総額に基づく算定を行うとともに、DCF法、時価総額及び時価純資産法により算出される数値を幾何平均し、これらの算定方法による数値を総合考慮することにより、株式価値の算定を行っております。なお、対象者の業績の実績値については、平成23年6月30日までの数値が公表されておりますので、DCF法における過去の対象者の業績についてはかかる公表された実績値を用い、またDCF法における算定と平仄を合わせるため、時価総額に基づく算定の基準日も平成23年6月30日としております。</p>
--	--

	<p>将来収益獲得能力に基づき企業価値を評価する手法であるDCF法については、平成24年から平成28年間の5年間の事業計画の最終事業年度である平成28年の計画値が永続するものと仮定し、自己資本コスト（利率及び危険率（リスクプレミアム）に基づき算出されるコスト）と他人資本コスト（追加借入利率）に基づいて算出した割引率5.016%により事業計画値を現在価値に割引計算された数値に、基準日現在で保有する余剰資金と有利子負債を加減算することにより算出されております。静的な企業価値算出方法である時価純資産法に関しては、取締役会にて承認された基準日現在の貸借対照表上の純資産額に、保有不動産に係る不動産鑑定評価に基づき把握された評価損益を加味して算出しております。なお、幾何平均とは、各算出数値の積の立方根にて求められる平均方法です。</p> <p>株式価値算定書によると、対象者の1株当たりの株式価値について、DCF法では112円から137円、時価総額に基づく算定では82円から117円とされております。そして、上記手法はいずれも合理的な理論・理由に基づく算定方法であるため、最終的に、対象者の1株当たりの株式価値については、2種の評価結果の最大値と最小値の範囲内であるとして、82円から137円が1株当たり株式価値の算定結果として示されております。なお、DCF法の仲値である124円、対象者の基準日現在（平成23年6月30日）の株価（終値）である87円及び時価純資産法に基づき算出された171円を幾何平均した数値を中間値とし、一定の変動幅を考慮して算出する方法も参考情報として用いておりますが、かかる方法によれば対象者の1株当たりの株式価値は110円から135円とされており、上記最大値及び最小値の範囲に収まるため、上記の算定の妥当性を裏付けております。なお、共同公開買付者は、GPCから、新株予約権に関する算定書は取得していません。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり118円は、かかる株式価値算定書の82円から137円という算定結果を参考にしながら、過去の発行者以外のものである株券等の公開買付けの事例において公開買付価格の設定の際に付されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果も踏まえうえて、最終的に決定したものです。</p> <p>なお、本公開買付価格は、本書提出日の2営業日前である平成23年9月13日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値81円、過去1か月間の終値の平均値81.29円、3か月間の終値の平均値84.07円、6か月間の終値の平均値87.36円に対して、それぞれ、45.68%、45.17%、40.36%、35.08%のプレミアムを付した価格であります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本書提出日の直近の取引日である平成23年9月14日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値77円、過去1か月間の終値の平均値81.09円、3か月間の終値の平均値83.87円、6か月間の終値の平均値87.06円に対しては53.25%、45.52%、40.70%、35.54%のプレミアムを付した価格であります。</p> <p>(b) 新株予約権</p> <p>本新株予約権は、行使価格が128円であり、株式価値算定基準日現在での大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の株価87円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることを見込まず、これを行使できないおそれがあります。</p> <p>そこで、本新株予約権に係る本公開買付価格は、1個当たり1円とすることに致しました。</p>
--	---

② 対象者における第三者算定機関からの算定取得

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、共同公開買付者から提示された本公開買付価格に係る意思決定の過程における公正性を担保するための措置として、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び共同公開買付者から独立した第三者算定機関であるSPを選定し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月12日付け株式価値算定書を取得したとのことです。

SPは、対象者の株式価値算定に当たり必要な情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の1株当たり株式価値の算定を実施したとのことであり、それぞれの手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下の通りです。なお、対象者は、SPから、新株予約権に関する算定書は取得していません。また、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(i) 市場株価法

対象者の普通株式は、株式市場に上場しており、株価が直接参照可能であるため、市場株価法を採用しました。株式市場株価法では、平成23年9月9日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、異常値がないことを確認した上で、基準日の1株当たり出来高加重平均株価79円、直近1か月間の1株当たり出来高加重平均株価81円、直近3か月間の1株当たり出来高加重平均株価84円、直近6か月間の1株当たり出来高加重平均株価89円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を79円から89円までと分析しています。

(ii) DCF法

DCF法は、評価対象企業の将来キャッシュフローを基礎とするため、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させることが可能であることからDCF法を採用しました。DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を96円から189円までと分析しています。算定の前提となる対象者の事業計画については、平常値と異常値の平均が取られています。なお、東日本大震災による国内外の旅行者数の減少が見込まれるため、今期の業績にかかる公表値は前期に比べ低くなっております。

③ その他利益相反を回避するための措置

共同公開買付者と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り、共同公開買付者及び対象者は、それぞれ別個に、共同公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役である周泰鳳氏は、RHL及びその子会社の役職員を兼務しており、清水明広氏は、RHLの完全親会社であるH&Rの子会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けに係る意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において共同公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。

	<p>また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、周泰鳳氏及び清水明広氏以外の対象者取締役が1名しかいないことに鑑み、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の公正さを確保し、透明性及び客観性を高めるべく、独立取締役会の決議により、中立かつ公正な第三者による第三者委員会を設けることとし、小磯孝二氏（石澤・神・佐藤法律事務所弁護士）、伊達伸一氏（弁護士法人北浜法律事務所東京事務所弁護士）、大原達朗氏（アルテ監査法人代表社員）の3名から構成される独立した第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、本諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱いたしました。</p> <p>第三者委員会は、平成23年8月23日から同年9月13日まで5回にわたる会合を開催するとともに、対象者の取締役である清水明広氏、後藤克彦氏及び対象者の監査役である稲見憲男氏並びに共同公開買付者の関連会社の役員である小野沢隆氏にヒアリング及び質疑応答を行い、SPが作成した対象者株式価値算定書をはじめとする関係資料を精査する等、本諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。</p> <p>第三者委員会は、このような経緯のもとで、本諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成23年9月13日に、対象者に対し、本取引及び本公開買付けは、対象者の企業価値の向上が目的とされ、かつ、公正な手続きと対価の妥当性を通じた株主利益への配慮がなされており、対象者の意思決定が少数株主に不利益でないと認められる旨並びに、よって第三者委員会は本公開買付けに賛同し本取引を実行すること及びその条件は相当であると判断する旨を内容とする答申書を提出いたしました。</p> <p>かかる答申を踏まえ、平成23年9月15日開催の対象者取締役会には周泰鳳氏及び清水明広氏を除く唯一の対象者取締役がその審議及び決議に参加し、本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであり、妥当であると判断し、本公開買付けに対し賛同の意見を表明し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様に応募することを推奨するとの旨、及び、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねると決議し、対象者の監査役である稲見憲男氏を除く監査役2名が上記の取締役会に参加し、その2名の監査役が異議がないとの意見を述べているとのことでした。本新株予約権については、公開買付け価格が1円とされており、本新株予約権は、行使価格が128円であり、平成23年9月14日現在のJASDAQ市場における対象者株式の終値77円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることは見込めず、これを行使できないおそれがあります。このような状況に鑑みれば、対象者取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、対象者の監査役である稲見憲男氏は、RHLの完全親会社であるH&amp;Rの子会社の監査役を兼務しているため、利益相反回避の見地から、上記取締役会の上記賛同決議に関する審議及び決議には参加していません。</p> <p>また、対象者では、上記の本公開買付けに係る議案の審議及び決議に先立って、利益相反のおそれのある上記取締役及び監査役を除く対象者の全役員に対して、本公開買付けを含む本取引の概要及び第三者委員会の答申内容について十分な説明がなされております。</p>
--	---

(3)【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,515,312 (株)	4,893,542 (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより共同公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（株式に換算したもの）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成23年8月8日付で提出した第50期第1四半期報告書に記載された平成23年8月8日現在の発行済株式総数（7,428,000株）に、平成23年6月20日付で提出した第49期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（685,000株）を加えた数（8,113,000株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない平成23年8月29日に提出された四半期報告書の訂正報告書（第50期第1四半期）に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数（12,688株）、本書提出日現在RHLが保有する対象者普通株式数（350,000株）及びRHLが所有する新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（235,000株）を控除した株式数（7,515,312株）になります。なお、対象者によれば、第50期第1四半期期間中に本新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数及びそれに係る議決権の数は、平成23年5月31日から同年6月30日の間に変動していないとのことです。
- (注2) 「買付予定数の下限」は、対象者が平成23年8月8日付で提出した第50期第1四半期報告書に記載された平成23年8月8日現在の発行済株式総数（7,428,000株）に、平成23年6月20日付で提出した第49期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（685,000株）を加えた数（8,113,000株）から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成23年8月29日付で提出した四半期報告書の訂正報告書（第50期第1四半期）に記載された平成23年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数（12,688株）及び、RHLは本新株予約権を行使しないため、RHLが保有する新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（235,000株）も控除した数（7,865,312株）の3分の2の数（5,243,542株）から、RHLが保有する対象者普通株式数（350,000株）を控除した株式数（4,893,542株）になります。なお、対象者によれば、第50期第1四半期期間中に本新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数及びそれに係る議決権の数は、平成23年5月31日から同年6月30日の間に変動していないとのことです。
- (注3) 応募株券等の数の合計が「買付予定数の下限」（4,893,542株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が「買付予定数の下限」以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注4) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る必要があります。
- (注5) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使された場合には、当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注6) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）	7,515
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）	450
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（c）	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成23年9月15日現在）（個）（d）	585
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（e）	235
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（f）	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成23年9月15日現在）（個）（g）	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（h）	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）（i）	—
対象者の総株主等の議決権の数（平成23年6月30日現在）（個）（j）	7,403
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	92.78
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）（a）」は、本公開買付けにおける買付予定数（7,515,312株）に係る議決権の数です。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）（b）」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数のうち、対象者が平成23年6月20日付で提出した第49期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数（685,000株）に係る議決権の数（685個）からRHLの所有する新株予約権235個の目的となる普通株式の数（235,000株）に係る議決権数（235個）を控除した数（450個）を記載しております。なお、対象者によれば、第50期第1四半期期間中に本新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数及びそれに係る議決権の数は、平成23年5月31日から同年6月30日の間に変動していないとのことです。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数（平成23年6月30日現在）（個）（j）」は、対象者の第50期第1四半期報告書（平成23年8月8日提出）に記載された平成23年6月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本新株予約権及び単元未満株式のいずれについても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、第49期有価証券報告書（平成23年6月20日提出）に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の議決権の最大数（685個）及び単元未満株式に係る議決権の数（上記四半期報告書に記載された平成23年6月30日時点の単元未満株式13,000株から、対象者が平成23年8月29日付で提出した四半期報告書の訂正報告書（第50期第1四半期）に記載された平成23年6月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式688株を控除した株式12,312株に係る議決権の数である12個）を加えて、分母を8,100個として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

- ① 公開買付代理人  
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号
- ② 本公開買付けに応募しようとする対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisecc.co.jp>）に記載される方法、又は所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午後3時までには同社の本店又は国内営業部において申し込む方法にて、応募を行って下さい。なお、応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります（注1）（公開買付代理人の本店又は国内営業部にて申し込む方法の場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、下記③に記載する公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、公開買付代理人の本店又は国内営業部に公開買付期間の末日の午後3時までに到達するよう応募を行って下さい。）。
- ③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の証券取引口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了していただく必要があります。
- ④ 新株予約権の応募につきましては、対象者の取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、応募に際しては対象者より発行される「譲渡承認通知書」をご提出下さい。
- ⑤ 公開買付期間の末日までに、新株予約権の行使により発行又は移転される対象者の普通株式も本公開買付けの対象とします。
- ⑥ 本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。
- ⑦ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）が必要となります。
- ⑧ 外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます）。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。
- ⑨ 日本の居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注2）。
- ⑩ 応募の受け付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付しませぬ（インターネット経由で応募された応募株主等に対しても、受付票の交付は応募画面上の表示ではなく、郵送により交付します。）。
- ⑪ 対象者の株主名簿管理人（中央三井信託銀行株式会社）に開設された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。この場合、当該特別口座に記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人の応募株主口座へ振替手続をお取りいただく必要があります。なお、株主名簿管理人に開設された特別口座から、公開買付代理人の応募株主口座に株券等の記録を振替える手続の詳細につきましては、上記株主名簿管理人にお問い合わせ下さいようお願い申し上げます。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。詳しくは、同社のホームページ (<http://www.sbisec.co.jp>)、又は同社の本店若しくは国内営業部店においてご確認ください。

個人・・・・・・・・・・運転免許証、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、各種健康保険証、各種年金手帳、外国人登録証明書又は外国人登録原票の記載事項証明書のいずれか（いずれも原則として原本。氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行後6ヶ月以内に作成のもの、また有効期限のあるものはその期限内のもの。インターネットで口座開設する場合にはコピーでも可。）

法人・・・・・・・・・・①登記事項証明書及び印鑑証明書（両方の原本。発行後6ヶ月以内に作成のもの）

②法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主等・・外国人（居住者を除きます。）、又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な御質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付代理人のホームページ (<http://www.sbisec.co.jp>) に記載される方法（お取扱店への連絡による手続）によって公開買付期間の末日の午後3時まで、解除手続を行ってください。

また、同社の本店又は国内営業部店に開設された対面取引口座経由で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後3時まで、下記に指定する者の本店又は国内各営業部店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店又は国内営業部店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までには到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者  
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号  
（その他の同社の国内各営業部店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

## 8【買付け等に要する資金】

### (1)【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	886,806,816
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	21,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a) + (b) + (c)	915,806,816

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、本公開買付けの買付予定数（7,515,312株）に1株当たりの買付価格（118円）を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には、消費税及び地方消費税等は含まれていません。

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### ①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

#### ②【届出日前の借入金】

##### イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
		計		—

##### ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
	計		—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
投資業	Traveler Value Up Limited 香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー18、17階 1702号室 (Room 1702, 17 <sup>th</sup> Floor, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期：貸付日の3年後の応当日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	550,000
電子部品製造機器の設計、製造、販売	株式会社東京ウエルズ 東京都大田区北馬込二丁目28番1号	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括弁済)  年利：1.35%	300,000
不動産保有、賃貸業務	三恵企業株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目4番1号	公開買付けを実施するための資金の借入れ  無担保  返済期平成24年9月30日 (期限一括弁済)  年利：8%	100,000
計(c)			950,000

(注1) TVULは、RHLがその議決権の100%を保有する中国（香港）に存する会社で、本公開買付けを行うための資金調達のためのピークルとして利用すべく平成23年4月19日に社名変更を行いTraveler Value Up Limitedとしたものです。TVULは、今回、優先株式を発行して調達した資金によりトラベラー・ホールディングスに貸付けを行い、トラベラー・ホールディングスは当該借入金をもって本公開買付けを行うため資金の一部とするものであります。トラベラー・ホールディングスは、TVULとの間で平成23年9月9日付で金銭消費貸借契約を締結しており、上記TVULからの資金調達の裏付けとして平成23年9月9日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存を確認することで、貸付実行の現実性を確認しております。なお、当該預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。TVULによる貸付金の入金公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。

- (注2) トラベラー・ホールディングスは、株式会社東京ウエルズからの資金調達の裏付けとして株式会社東京ウエルズとの間で平成23年8月31日付で金銭消費貸借契約を締結しており、株式会社東京ウエルズの財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。また、トラベラー・ホールディングスは、三恵企業株式会社との間でも平成23年9月7日付で金銭消費貸借契約を締結しており、三恵企業株式会社の財務諸表によりその資産状況を、さらに平成23年9月13日現在の預金残高証明書により貸付けに充当される資金の現存をそれぞれ確認することで、貸付実行の確実性を確認しております。なお、株式会社東京ウエルズ及び三恵企業株式会社の各預金残高証明書は、貸付けの資金に充てるために確保された預金として当該貸し手から提供を受けたものです。株式会社東京ウエルズ及び三恵企業株式会社による貸付金の入金は公開買付期間中である平成23年10月6日に行われる予定です。
- (注3) 株式会社東京ウエルズは、TVULに対し、優先株主として1億円を出資するなど従来から投資案件に関してRHグループと関係があります。株式会社東京ウエルズは、電子部品製造機器の設計、製造、販売を事業内容とする会社で、年間売上高は約166億円（2010年3月期決算）です。なお、株式会社東京ウエルズは株式の上場は行っておりません。
- (注4) 三恵企業株式会社は、RHグループとはRHグループが過去に行った投資案件に出資者として参加したなどの関係があります。三恵企業株式会社は、不動産の保有及び賃貸を事業内容とする会社で、年間売上高は約7億2000万円（2010年3月期決算）です。なお、三恵企業株式会社は株式の上場は行っておりません。

#### ④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

#### ⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

950,000 千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

#### (3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

#### 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

#### 10【決済の方法】

##### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

##### (2)【決済の開始日】

平成23年11月22日（火曜日）

##### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

#### (4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けなかったこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

### 11 【その他買付け等の条件及び方法】

#### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が「買付予定数の下限」（4,893,542株）。に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

#### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、共同公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も共同公開買付者の負担とします。

#### (5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

**(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】**

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

**(7)【公開買付けの結果の開示の方法】**

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

**(8)【その他】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

- ① 応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。
- ② 本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。
- ③ 買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。
- ④ 他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

(公開買付者トラベラー・ホールディングス)

#### (1)【会社の概要】

##### ①【会社の沿革】

年月日	項目
平成23年6月8日	商号をトラベラー・ホールディングス (Traveler Holdings)、本店所在地をケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1203、私書箱30592号、64アース・クローズ、ランドマーク・スクウェア3階(Landmark Square, 3 <sup>rd</sup> Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman KY1-1203, Cayman Islands)として、ケイマン諸島法に基づき設立

##### ②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

トラベラー・ホールディングスの定款上の目的は、無制限であり、ケイマン諸島の会社法その他の法律により禁止されない限り、トラベラー・ホールディングスは、あらゆる目的を遂行する完全な権限及び権能を有します。

事業の内容

トラベラー・ホールディングスは、対象者の株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に対象者の事業を支配し、管理することその他の投資を行うことを主たる事業の内容とします。

##### ③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成23年9月15日現在

資本金の額	発行済株式の総数
50,000米ドル	50,000株

##### ④【大株主】

平成23年9月15日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数(千株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合(%)
トラベラー・バリュー・アップ・リミテッド (TRAVELER VALUE UP LIMITED)	香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー18、17階 1702号室 (RM 1702, 17/F, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	50	100
計	—	50	100

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成23年9月15日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)	
取締役 (Director)	-	周泰鳳 (SHU, Taiho)	昭和35年5月10日	昭和59年8月	テイボントラスト株式会社設立、代表取締役社長に就任	-
				平成5年1月	テイボンフードシステム株式会社設立、代表取締役就任	
				平成10年4月	テイボントラスト株式会社と平和地所株式会社を合併、商号をテイボンホームテック株式会社に変更、代表取締役社長に就任	
				平成15年7月	商号をテイボンホームテック株式会社からテイボンアソシエイツ株式会社(現レッドホース株式会社)に変更、代表取締役社長に就任	
				平成16年7月	商号をテイボンフードシステム株式会社からジェイ・テイボン株式会社(現レッドホースアソシエイツ株式会社)に変更、代表取締役就任	
				平成19年3月	力駿亞洲有限公司 LIN FUNG GROUP LIMITED 設立、董事長に就任	
				平成19年11月	商号を LIN FUNG GROUP LIMITED から Redhorse Asia Limited に変更	
				平成20年1月	レッドホース株式会社代表取締役グループCEOに就任	
				平成20年4月	レッドホース株式会社代表取締役CEOに就任	
				平成20年4月	株式会社アクセルホールディングス代表取締役に就任(現任)	
				平成21年4月	レッドホース株式会社取締役ファウンダーに就任	
				平成21年4月	Redhorse Asia Limited から Redhorse Holdings Limited に改称、CEO & Chairman(現任)	
				平成21年6月	RHインシグノ株式会社取締役に就任(現任)	
				平成21年8月	北海道元気計画株式会社 取締役に就任(現任)	
				平成22年3月	レッドホースアソシエイツ株式会社取締役に就任	
				平成22年4月	レッドホース株式会社代表取締役に就任(現任)	
				平成22年9月	レッドホースアソシエイツ株式会社代表取締役に就任(現任)	
				平成23年3月	RHトラベラー株式会社代表取締役会長に就任(現任)	
				平成23年6月	Traveler Holdings 取締役 (Director) に就任(現任)	
				計		

(2) 【経理の状況】

トラベラー・ホールディングスは、平成23年6月8日に設立された会社であり、公開買付届出書の提出日現在、設立後事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

(公開買付者RHL)

(4) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月日	項目
平成19年3月13日	商号をリン・フン・グループ・リミテッド (LIN FUNG GROUP LIMITED) 、本店所在地を香港、クーロン、オースティン・ロード・ウエスト1、ハーバーサイド、タワー3、フラットB 39F(Flat B, 39/F, Tower 3, The Harbourside, 1 Austin Road West, Kowloon Hong Kong)として、香港法に基づき設立。
平成19年11月19日	商号をリン・フン・グループ・リミテッドからレッドホース・アジア・リミテッド (Redhorse Asia Limited) に変更。
平成19年12月27日	本店所在地を香港、コーズウェイベイ、ヒューザンアベニュー18、エーアイエープラザ、302B号室(Rm. 302B, AIA Plaza, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)へ移転
平成21年3月17日	商号をレッドホース・アジア・リミテッドからレッドホース・ホールディングス・リミテッド (REDHORSE HOLDINGS LIMITED) に変更。
平成21年10月27日	本店所在地を香港、コーズウェイ・ベイ、ヒューザン・アベニュー18、17階 1702号室(RM 1702, 17/F, 18 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)へ移転

② 【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

RHLは香港の会社法に基づき商業登記をしており、ファイナンス及び投資のコンサルティングを目的とした会社である。

事業の内容

ファイナンス及び投資コンサルティング

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成23年9月15日現在

資本金の額	発行済株式の総数
7,075,000香港ドル	7,075,000株

## ④【大株主】

平成23年9月15日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数(千株)	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合(%)
エイチアンドアール・グループ・リミテッド (H&R Group Limited)	香港、タイ・ハン・ロード70、トラファルガー・コート、フラットA 22階 (Flat A 22/F, Trafalgar Court, 70 Tai Hang Road, Hong Kong)	7,075	100
計	—	7,075	100

## ⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成23年9月15日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数(千株)	
取締役 (Director)	-	周泰鳳 (SHU TAIHO)	昭和35年5月10日	昭和59年8月	テイボントラスト株式会社設立、代表取締役社長に就任	-
				平成5年1月	テイボンフードシステム株式会社設立、代表取締役に就任	
				平成10年4月	テイボントラスト株式会社と平和地所株式会社を合併、商号をテイボンホームテック株式会社に変更、代表取締役社長に就任	
				平成15年7月	商号をテイボンホームテック株式会社からテイボンアソシエイツ株式会社(現レッドホース株式会社)に変更、代表取締役社長に就任	
				平成16年7月	商号をテイボンフードシステム株式会社からジェイ・テイボン株式会社(現レッドホースアソシエイツ株式会社)に変更、代表取締役に就任	
				平成19年3月	力駿亞洲有限公司 LIN FUNG GROUP LIMITED 設立、董事長に就任	
				平成19年11月	商号を LIN FUNG GROUP LIMITED から Redhorse Asia Limited に変更	
				平成20年1月	レッドホース株式会社代表取締役グループ CEO に就任	
				平成20年4月	レッドホース株式会社代表取締役 CEO に就任	
				平成20年4月	株式会社アクセルホールディングス代表取締役に就任(現任)	
				平成21年4月	レッドホース株式会社取締役ファウンダーに就任	
				平成21年4月	Redhorse Asia Limited から Redhorse Holdings Limited に改称、CEO&Chairman(現任)	
				平成21年6月	RHインシグノ株式会社取締役に就任(現任)	
				平成21年8月	北海道元気計画株式会社 取締役に就任(現任)	
				平成22年3月	レッドホースアソシエイツ株式会社取締役に就任	
				平成22年4月	レッドホース株式会社代表取締役に就任(現任)	
平成22年9月	レッドホースアソシエイツ株式会社代表取締役に就任(現任)					
平成23年3月	RHトラベラー株式会社代表取締役会長に就任(現任) Traveler Holdings 取締役 (Director) に就任(現任)					
平成23年6月						
取締役 (Director)	-	周直子 (SHU NAOKO)	昭和43年8月18日	平成20年11月	REDHORSE HOLDINGS LIMITED 取締役に就任(現任)	-
				平成20年11月	H&R Group Limited 取締役に就任(現任)	
				平成23年2月	Traveler Value Up Limited 取締役に就任(現任)	
取締役 (Director)	-	羅怡文 (LUO YIWEN)	昭和38年4月29日	昭和60年9月	上海第一百貨店入社	-
				平成4年4月	中文書店創業	
				平成7年10月	中文産業株式会社設立、代表取締役社長に就任	
				平成18年5月	上海新天地株式会社(現・日本観光免税) 代表取締役社長に就任	
				平成20年8月	REDHORSE HOLDINGS LIMITED 取締役に就任	
				平成21年5月	商号を上海新天地株式会社から日本観光免税株式会社に変更 ラオックス株式会社代表取締役社長に就任	
平成21年8月						
計					-	

## (5)【経理の状況】

### ①財務諸表の作成基準

下記の財務諸表は、香港財務報告基準（HKFRS）に従って作成されており、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュフロー計算書及び財務諸表に対する注記の順に記載され、それぞれの数値は、2008年12月期、2009年12月期の順に記載されています。本財務諸表の作成基準であるHKFRSは、国際会計基準（IFRS）が完全適用されたものです。なお、当社の会計年度は、12月31日をもって終了する1年間であり、2010年12月期の財務諸表については、本書提出日現在作成されておりません。

#### 表示の方法

HKFRSにおいては、資産及び負債科目は、固定性配列法であります。

### ②監査について

本財務諸表については、サウス・チャイナ・シーピーイー・リミテッド（South China CPA Limited）の監査を受けています。

### ③香港ドルから日本円への換算

本項における香港ドルから日本円への換算は、2011年9月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による対顧客電信売買相場の仲値である1香港ドル=9.94円の換算率で計算し、千円未満は切り捨てています。

なお、本項において、別段の定めがある場合を除き、または文脈上要求される場合を除き、「HK\$」は香港の通貨である香港ドル、「円」および「¥」は日本国の通貨である円を指します。

①【連結包括利益計算書】

2009年12月31日現在

	注記	2008年 HK\$	(千円)	2009年 HK\$	(千円)
売上高	5	1,679,500	16,694	6,381,679	63,433
売上原価		—	—	(6,133,913)	(60,971)
売上総利益		1,679,500	16,694	247,766	2,462
その他の収益	5	2,899	28	51,660	513
一般管理費		(3,249,211)	(32,297)	(8,891,049)	(88,377)
金融費用	6	(1,386)	(13)	(952,175)	(9,464)
税引前損失	7	(1,568,198)	(15,587)	(9,543,798)	(94,865)
	9	—	—	(145,414)	(1,445)
		(1,568,198)	(15,587)	(9,543,798)	(94,865)
税金費用					
当期純損失		(1,568,198)	(15,587)	(9,689,212)	(96,310)
その他の包括利:					
その他の包括利益—税効果後					
当期損失の帰属:		(1,568,198)	(15,587)	(8,966,121)	(89,123)
親会社の株主		—	—	(723,091)	(7,187)
非支配持分		(1,568,198)	(15,587)	(9,689,212)	(96,310)
当期包括利益の帰属:		(1,568,198)	(15,587)	(8,966,121)	(89,123)
親会社の株主		—	—	(723,091)	(7,187)
非支配持分		(1,568,198)	(15,587)	(9,689,212)	(96,310)

②【連結財政状態計算書】

2009年12月31日現在

	注記	2008年 HK\$	(千円)	2009年 HK\$	(千円)
<b>資産</b>					
非流動資産	11	1,833,796	18,227	6,368,296	63,300
有形固定資産	14	970,000	9,641	860,000	8,548
会員権	15	—	—	16,814,735	167,138
売却可能金融資産		2,803,796	—	24,043,031	238,987
<b>流動資産</b>					
棚卸資産	17	—	—	92,782	922
営業債権・その他債権	18	72,341	719	153,390	1,524
預入金	18	1,749,773	17,392	1,643,292	16,334
取締役に対する貸付金	19	—	—	1,618,481	16,087
関連会社に対する貸付金	20	—	—	82,880	823
持株会社に対する貸付金	21	—	—	7,800,000	77,532
関連当事者への貸付金	22	—	—	1,500,000	14,910
現金・預金		559,321	5,559	9,232,523	91,771
		2,381,435	23,671	22,123,348	219,906
<b>資産合計</b>		<b>5,185,231</b>	<b>51,541</b>	<b>46,166,379</b>	<b>458,893</b>
<b>資本及び負債</b>					
<b>親会社の株主に帰属する持分</b>					
株式資本	27	7,075,000	70,325	7,075,000	70,325
累積損失	29	(3,846,918)	(38,238)	(12,813,039)	(127,361)
		3,228,082	32,087	(5,738,039)	(57,036)
<b>非支配持分</b>				19,036,909	189,226
<b>資本合計</b>		<b>3,228,082</b>	<b>32,087</b>	<b>13,298,870</b>	<b>132,190</b>
<b>流動負債</b>					
営業債務その他の支払勘定	23	260,695	2,591	1,709,386	16,991
未払費用	23	132,031	1,312	1,317,876	13,099
取締役からの借入金	24	64,423	640	23,366	232
関連会社からの借入金	24	—	—	236,465	2,350
持株会社からの借入金	24	1,500,000	14,910	—	—
無担保借入金	28	—	—	29,435,000	292,583
当座借越		—	—	2	0
未払税金	9	—	—	145,414	1,445
<b>負債合計</b>		<b>1,957,149</b>	<b>19,454</b>	<b>32,867,509</b>	<b>326,703</b>
<b>資本及び負債合計</b>		<b>5,185,231</b>	<b>51,541</b>	<b>46,166,379</b>	<b>458,893</b>

### ③【財政状態計算書】

2009年12月31日現在

	注記	2008年 HK\$	(千円)	2009年 HK\$	(千円)
<b>資産</b>					
<b>非流動資産</b>					
有形固定資産	12	1,833,796	18,227	2,516,841	25,017
子会社に対する投資	13	—	—	1,635,600	16,257
会員権	14	970,000	9,641	860,000	8,548
売却可能金融資産	15	—	—	3,988,523	39,645
流動資産	16	2,803,796	27,869	9,000,964	89,469
その他の債権	18	72,341	719	81,160	806
預入金・前払金	18	1,749,773	17,392	549,758	5,464
取締役に対する貸付金	19	—	—	1,618,481	16,087
関連会社に対する貸付金	20	—	—	82,880	823
持株会社に対する貸付金	21	—	—	7,800,000	77,532
関連当事者に対する貸付金	22	—	—	1,500,000	14,910
子会社に対する貸付金	25	—	—	2,517,915	25,028
現金預金		559,321	5,559	3,606,819	35,851
		<u>2,381,435</u>	<u>23,671</u>	<u>17,757,013</u>	<u>176,504</u>
<b>資産合計</b>		<u><u>5,185,231</u></u>	<u><u>51,541</u></u>	<u><u>26,757,977</u></u>	<u><u>265,974</u></u>
<b>資本及び負債</b>					
<b>親会社の株主に帰属する持分</b>					
株式資本	27	7,075,000	70,325	7,075,000	70,325
累積損失	29	(3,846,918)	(38,238)	(12,018,037)	(119,459)
資本合計		<u><u>3,228,082</u></u>	<u><u>32,087</u></u>	<u><u>(4,943,037)</u></u>	<u><u>(49,133)</u></u>
<b>流動負債</b>					
その他の負債	23	260,695	2,591	—	—
未払費用	23	132,031	1,312	1,291,296	12,835
取締役からの借入金	24	64,423	640	23,366	232
関連会社からの借入金	24	1,500,000	14,910	54,633	543
持株会社からの借入金	24	—	—	—	—
子会社からの借入金	26	—	—	30,331,719	301,497
		<u>1,957,149</u>	<u>19,454</u>	<u>31,701,014</u>	<u>315,108</u>
<b>資本及び負債合計</b>		<u><u>5,185,231</u></u>	<u><u>51,541</u></u>	<u><u>26,757,977</u></u>	<u><u>265,974</u></u>

④【連結持分変動計算書】

2009年12月31日を期末日とする年度

	親会社の株主に帰属する持分						非支配持分に 帰属する部分		合計	
	資本金		累積損失		小計		HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
	HK\$	(千円)	HK\$	(千円)	HK\$	(千円)				
2008年1月 1日残高	4,375,000	43,487	(2,278,720)	(22,650)	2,096,280	20,837	—	—	2,096,280	20,837
株式発行	2,700,000	26,838	—	—	2,700,000	26,838	—	—	2,700,000	26,838
当期損失	—	—	(1,568,198)	(15,587)	(1,568,198)	(15,587)	—	—	(1,568,198)	(15,587)
その他 包括利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期包括 利益合計	—	—	(1,568,198)	(15,587)	(1,568,198)	(15,587)	—	—	(1,568,198)	(15,587)
2009年1月 1日残高	7,075,000	70,325	(3,846,918)	(38,238)	3,228,082	32,087	—	—	3,228,082	32,087
非支配 株主が 保有する 優先株式 増資	—	—	—	—	—	—	18,260,000	181,504	18,260,000	181,504
	—	—	—	—	—	—	1,500,000	14,910	1,500,000	14,910
当期損失	—	—	(8,966,121)	(89,123)	(8,966,121)	(89,123)	(723,091)	(7,187)	(9,689,212)	(96,310)
その他 包括利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期包括 利益合計	—	—	(8,966,121)	(89,123)	(8,966,121)	(89,123)	(723,091)	(7,187)	(9,689,212)	(96,310)
2009年12月 31日残高	7,075,000	70,325	(12,813,039)	(127,361)	(5,738,039)	(57,036)	19,036,909	189,226	13,298,870	132,190

⑤【連結キャッシュフロー計算書】

2009年12月31日を期末日とする年度

	2008年		2009年	
	HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
<b>営業活動に係るキャッシュフロー</b>				
税引前当期損失	(1,568,198)	(15,587)	(9,543,798)	(94,865)
調整額：				
利息収入	(1,211)	(12)	(93)	0
減価償却費	543,635	5,403	980,917	9,750
固定資産除却損	—	—	200,055	1,988
会員権売却損	—	—	60,000	596
投資有価証券売却損	—	—	638,968	6,351
資本項目調整前当期純損失	(1,025,774)	(10,196)	(7,663,951)	(76,179)
棚卸資産の増加額	—	—	(92,782)	(922)
営業債権の増加額	(71,941)	(715)	(81,049)	(805)
預入金・前払金の減少額	(1,480,168)	(14,712)	106,481	1,058
営業債務増加額	260,695	2,591	1,448,691	14,399
未払い費用の増加額	114,621	1,139	1,185,845	11,787
持株会社に対する貸付けの増加額	—	—	(7,800,000)	(77,532)
関連会社に対する貸付けの増加額	—	—	(1,500,000)	(14,910)
持株会社に対する借入れの減少額	(727,190)	(7,228)	(1,500,000)	(14,910)
取締役に対する貸付けの増加額	—	—	(1,618,481)	(16,087)
取締役に対する借入れの増加額（減少額）	45,650	453	(41,057)	(408)
関連会社に対する借入れの増加額	—	—	236,465	2,350
関連会社に対する貸付金の増加額	—	—	(82,880)	(823)
営業活動によって供給された資金純額	(2,884,107)	(28,668)	(17,402,718)	(172,983)
<b>投資活動に係るキャッシュフロー</b>				
固定資産の購入による支出	(5,610)	(55)	(5,715,472)	(56,811)
会員権の売却に伴う収入	—	—	50,000	497
売買目的有価証券の購入	—	—	(17,453,703)	(173,489)
利息の受取	1,211	12	93	0
投資活動によって供給された資金純額	(4,339)	(43)	(23,119,082)	(229,803)
<b>財務活動に係るキャッシュフロー</b>				
無担保借入による収入	—	—	29,435,000	292,583
非支配株主に対する普通株式発行の収入	—	—	1,500,000	14,910
非支配株主に対する優先株式発行の収入	2,700,000	26,838	18,260,000	181,504
財務活動によって供給された資金純額	27,000,000	268,380	49,195,000	488,998
現金及び現金同等物の純増加額	(188,506)	(1,873)	8,673,200	86,211
現金及び現金同等物期首残高	747,827	7,433	559,321	5,559
現金及び現金同等物期末残高	A 559,321	5,559	9,232,521	91,771

キャッシュフロー計算書上における現金及び現金同等物とは財政状態計算書上における以下の項目の事です。

	2009年		2008年	
	HK\$	(千円)	HK\$	(千円)
現金及び預金	9,232,523	91,771	559,321	5,559
当座貸越	(2)	0	—	—
	<u>9,232,521</u>	91,771	<u>559,321</u>	5,559

## 財務諸表に係る注記

### 1. 概要

会社は香港で設立された会社です。同社の親会社で持株会社は香港で設立されたH&R Group Limited社である。会社の本店登記地はRoom 1702, 18 Hysan Avenue1 Causeway Bay, Hong Kongである。

弊社の主たる活動は持株会社への投資、ファイナンス、並びにアドバイザー業務である。子会社の主たる活動は財務諸表の注記13に記載されている。

報告通貨の単位は、特段の記述が無い限り香港ドルである。これは会社の機能通貨の単位と同じである。

### 2. 新設、及び改訂された香港財務報告基準（HKFRS）の適用

本年、グループは香港公認会計士協会が定めた新設、及び改訂された会計基準を採用した。

HKAS 1 (2007年改訂)	財務諸表の表示
HKAS 23 (2007年改訂)	借入費用
HKAS 32 & 1 (追記)	清算に伴い発生する金融資産と義務
HKFRS 1 & HKAS 27 (追記)	子会社、共同で支配している会社または関連会社に対する投資の取得原価
HKFRS 2 (追記)	権利が発生する条件と消滅
HKFRS 7 (追記)	金融資産に関する開示の明確化
HKFRS 8	セグメント情報
HK(IFRIC)-Int 9 & HKAS (追記)	組込デリバティブ
HK(IFRIC)-Int 13	顧客囲い込みプログラム
HK(IFRIC)-Int 15	不動産の建築に関する合意
HK(IFRIC)-Int 16	海外事業の純投資に関するヘッジ
HK(IFRIC)-Int 18	顧客から資産の移転
HKFRSs(追記)	2008年に発行されたHKFRSの更新。但し、2009年7月1日以降に開始される事業年度で適用されるHKFRS5の改訂版は除く。
HKFRSs(追記)	HKAS39の80節の追記に伴い、2009年に発行されたHKFRSの更新

#### HKAS 1 (2007年改訂) 財務諸表の表示

HKAS1 (2007年改訂) では財務諸表の名称の変更を含む多くの用語の変更が行われた。それに伴い表示や開示も変更された。

#### 金融資産に関する開示の明確化 (HKFRS7 金融資産の開示に関する追記)

HKFRS7 の改訂では公正価値で評価されている金融資産に関する公正価値の表示を拡大した。この改訂では流動性リスクに関して必要な開示も拡大された。この開示の拡大に関連した改訂について会社は何ら情報を公表していない。

新たに設けられた及び更新した HKFRS を採用してもグループの今期及び前期以前の財務諸表に重大な影響を与えていない。そのため、前期以前については何ら変更を加えていない。

グループは以下の新たに設けられた、並びに改訂された基準は採用していません。以下の基準は公表されているが、まだ効力は発生していない。

HKFRSs (追記)	2008年にHKFRSを更新する一環としてHKFRS5の更新(注1)
HKFRSs (追記)	2009年のHKFRSの更新(注2)
HKAS 24 (更新)	関連当事者の開示(注5)
HKAS 27 (更新)	連結及び個別財務諸表(注1)
HKAS 32 (追記)	権利の発行の分類(注4)
HKAS 39(追記)	適格ヘッジ対象(注1)
HKFRS 1(追記)	初度適用者に対するさらなる例外(注3)
HKFRS 2(追記)	現金決済型の株式報酬取引(注3)
HKFRS 3(更新)	企業結合(注1)
HKFRS 9	金融資産(注7)
HK(IFRIC)-Int 14 (追記)	最小支払額の事前支払い(注5)
HK(IFRIC)-Int 17	所有者に対して現金資産以外の分配(注1)
HK(IFRIC)-Int 19	資本が付随している既存の金融負債(注6)

(注1)2009年7月1日以降に開始される事業年度に適用。

(注2)2009年7月1日、ないしは2010年1月1日以降に開始される事業年度に適用

(注3)2010年1月1日以降に開始される事業年度に適用。

(注4)2010年2月1日以降に開始される事業年度に適用。

(注5)2011年1月1日以降に開始される事業年度に適用。

(注6)2010年7月1日以降に開始される事業年度に適用。

(注7)2013年1月1日以降に開始される事業年度に適用。

HKFRS3の適用は2010年1月1日以降に行われる企業買収の会計処理に影響が出る可能性がある。HKAS27は親会社の子会社に対する所有権の会計処理に影響が出る。

HKFRS9—金融資産は2013年1月1日以降に金融資産の新しい分類である。但し2013年1月1日以前に適用することも可能である。HKFRS9に基づけば、HKAS39—金融資産の認識と測定の範疇にある金融資産は償却原価ないしは公正価値で評価されなければならないとされている。特に負債に対する投資で①契約に基づいたキャッシュフローを得ようとしているビジネスモデル、また②主契約に基づき負債と金利を得るためのキャッシュフローは、通常償却原価で測定される。祖霊以外の負債に対する投資や資本に対する投資は公正価値で測定する。

HKFRS9の適用はグループの金融資産の分類に影響を与える可能性がある。

これに加えて、2009年のHKFRSの更新に基づけば、HKAS17—リースは土地借地権に関連して更新された。この更新は2010年1月1日より適用される。但し祖霊以前に適用することも可能である。基準の更新前においてはHKAS17では土地借地権をオペレーティング・リースに分類し、財政状態計算書上には前払リース料を計上していた。更新によって土地借地権も基準の原則通り、当該資産の費用と便益を借手・貸手のどちらが負担・享受するかを判断する。更新されたHKAS17の適用はグループの土地借地権の分類には影響しないかもしれない。会社の取締役はその他の更新された基準を適用したとしても、財務諸表に重大な影響は及ぼさないと考えている。

### 3. 重要な会計方針

財務諸表は特定の資産及び金融商品の再評価を除き、取得原価主義で作成されております。取得原価は当該資産の公正価値に基づいております。重要な会計方針は下記のとおりであります

連結財務諸表は香港公認会計士協会が作成した香港財務報告基準に基づいて作成されております。これに加え、連結財務諸表には香港の会社法上必要とされる全ての開示を行っています。

### 3.1 連結

連結財務諸表には2009年12月31日現在の支配関係のあるすべての子会社をその範囲に含めております。子会社とはその会社の財務・営業の方針をグループが決定し、その便益を享受できる会社のことを言います。通常グループがある会社を子会社とする場合、通常議決権の過半数を保有していることが必要です。

グループが子会社の支配を獲得した日から、グループの一員となります。支配を失った場合、その日をもってグループから外れます。

子会社や事業の取得があった場合にはパーチェス法を採用しています。取得対価は取得した会社の株式の対価として引き渡した認識できる資産の公正価値や発行された株式資本、取得日における引き受けた負債、ならびに取得に直接支出した費用で測定されます。企業結合で取得した認識可能な資産や保証した負債は取得日に公正価値で測定され、それ以外は非支配株主持分として分類されます。グループの所有割合の公正価値と取得原価の差はのれんとして認識されます。取得原価が公正価値よりも低かった場合、当該差額は直接財政状態計算書に計上されます。

グループ内での取引、取引によって生じた残高、及び未認識の利益は消去されます。見認識の損失も資産の減損損失が移転するという証拠が無い限り、全額消去されます。子会社の会計方針が違う場合にはグループの方針に合わせるように調整しております。

会社の財政状態計算書上では、子会社に対する投資は減損損失に備えて取得原価一引当金で計上されます。

### 3.2 外貨建て取引

#### (a) 機能通貨及び開示通貨

グループ各社が財務諸表で用いている通貨単位は当該会社が主な経済的な活動を行っている国・地域の通貨で表示します。これを機能通貨と言います。連結財務諸表は会社の機能通貨であり、グループの表示通貨である香港ドルを機能通貨として設定します。

#### (b) 取引及び残高

外貨建て取引を行った場合、取引が行われた日の為替レートをを用いて機能通貨に換算替えされます。このような取引で生じる換算替損益や期末における外貨建て金融資産・金融負債の換算替えに伴う換算差損益は損益に認識されます。但し、ヘッジ契約を結んでいた場合は、その限りではありません。

公正価値で評価される非貨幣性資産で生じた為替換算損益は公正価値に含めて損益を認識します。公正価値で評価されない非貨幣性資産で生じた為替換算損益は資本の部に計上されます。

#### (c) グループの会社

ハイパーインフレーションにおかれている国の機能通貨としていない場合を除き、グループ内で親会社と異なる通貨を機能通貨としている場合があります。この際各社の財政状態計算書を親会社と同じ機能通貨に換算する方法以下の通りです。

①資産・負債を期末日の換算レートで換算替えする。

②収益・費用は期中の平均レートをを用いて換算替えします。但し、もし期中平均レートが合理的に算定できない等妥当でない場合は、取引が行われた日のレートをを用います、

③全ての換算替えによって生じた差額は資本の部に別の勘定を設けて計上します、

連結において、外国企業に対する純投資、並びに他の通貨を用いたヘッジ取引に係る損益は資本の部に計上します。外国での取引が売却された場合、当該為替換算差額は売却に伴う損益に加算されます。

外国企業の買収により生じたのれんは外国企業の資産・負債として認識され、取引日の為替レートで換算されます。

### 3.3 有形固定資産

全ての固定資産は取得原価から償却及び減損累計額を控除して記載されます。取得原価には当該資産を取得するのに直接必要だった支出が含まれます。

その後発生する支出は資産の帳簿価格に加算されるか、又は別建ての資産として計上します。この場合、当該支出を合理的に見積もることが出来、かつ将来の経済的便益がグループに流入する可能性が高い場合に限られます。それ以外の修繕費は発生した会計期間に費用として認識します。

減価償却は定額法に基づき、その耐用年数にわたって減価されます。

工具器具備品・・・20%

コンピューター機器・5%～25%

自動車・・・・・・・・20%

リース資産・・・・・・・・20%

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は将来見通しに従ってその変動を検討しています。

資産の帳簿価額が回収可能価額を下回った場合、資産の帳簿価額は回収可能価額まで直ちに減額されます。

除却によって生じた損益は除却により生じた収入と帳簿価額を比較し、一般管理費として当期損益に計上します。

### 3.4 金融資産以外の減損

耐用年数が定められていない資産は償却及び毎年の減損テストを行う必要はありません。償却の対象になる資産は、帳簿価額を回収できない可能性があるとして判断した場合、減損の可能性を判断しなければなりません。減損損失が認識されるのは資産の帳簿価額が回収可能価額を上回った場合です。回収可能価額は売却価値から売却にかかる費用を差し引いた金額と使用価値のいずれか高い金額になります。使用価値を算定するにあたり、将来キャッシュフローの割引現在価値は税金考慮前の割引率と将来の調整前のキャッシュフローを用いることで算定しております。減損を行う際、最小の現金生成単位でグルーピングされます。のれんを除いて金融資産以外の資産に関しては減損損失が結果として回復した場合には、帳簿価額は回収可能価額まで戻すことができます。

### 3.5 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は手持資金、要求払預金、銀行預金及び期間の短い短期投資で、価値の変動が僅少かつすぐに現金化可能なものをいいます。当座貸越は財政状態計算書上では流動負債に分類されています。

### 3.6 税金

税金費用は現在支払うべき及び繰り延べられた税金の金額を表示しています。

現在支払うべき税は、その期の課税対象所得に基づきます。課税対象所得は、連結包括的利益計算書で報告された利益とは異なります。それは他の年度に課税対象となったり控除出来る収入または支出の項目を除外し、さらには決して課税対象となったり、控除もされない項目を除外するからです。グループの当期の税に対する支払義務は、制定されたか、財務報告日付までに実質上制定された税率を使って計算されます。

繰延税は、連結財務諸表の資産負債の帳簿価額と課税所得の計算において使用される対応する課税基準の違いに関して認識され、貸借対照表の負債法を使用して、計上されます。繰延税金負債は通常、すべての課税対象の一時的な違いについて認識されます。そして、繰延税金資産は課税所得から一時的な差額が控除出来るところまで認識されます。一時的な違いが、のれんや課税所得にも会計上の利益にも影響を及ぼさない取引のその他の資産負債の当初の認識（企業結合とは別に）から生じる場合は、そのような資産と負債は認識されません。

グループが一時的な違いを逆転させることを支配することができる、そして、一時的な違いが予見できる将来に逆転しない可能性が高い場合を除き、繰延税金負債は子会社への投資に関して起こっている税金の一時的な違いについて認識されます。

資産の全部または一部を取り崩して課税所得が無くなるまで、繰延税金資産の帳簿価額は各財務報告日付に見直され、減額されます。

繰延税は、負債が決済され、あるいは、資産が実現された期間に適用される税率で計算されます。

資本に直接加算される減算される項目以外は、繰延税は損益を減算または加算します。資本に直接加算される減算される場合には、繰延税は資産で処理されます。

### 3.7 引当金

環境上の原状復帰、リストラ費用及び法律上の義務を引当金として消え状する場合は、グループが過去の出来ごとに基づき法的に現在争いがある、ないしは建設に基づく義務がある場合で、金額を合理的に見積もることが出来る場合に限りです。リストラ費用に関連する引当金としては、リースの中途解約に関する違約金や従業員の解雇費用が挙げられます。引当金は将来の営業損失にたいしては計上できません。

類似した義務が複数ある場合、義務のレベルを評価することで、一つのものとしてとらえることが出来ます。引当金は過去の事象に起因して発生した債務が現在ある場合で、当社グループがその債務を履行する可能性が高く、その金額が合理的に見積もれる場合に計上されます。この金額は期末日現在においてその債務に係るリスクや不確実性を考慮し、最善の見積をおこなって算定いたします。引当金は現在において発生していると思われる債務に係るキャッシュフローの現在価値により算定します。一つ一つは金額が僅少であっても、それを一つにまとめた場合に金額が大きくなると、引当金として認識します。

### 3.8 従業員給付

#### (a) 退職金制度

MPF制度に参加する資格がある従業員の為に、グループ企業は、強制退職積立金制度法に基づく、強制退職積立金制度（「MPF制度」）に拠出金を拠出しています。拠出金はMPF制度によって必要に応じて従業員の基本給または最大の義務的な拠出金のパーセンテージに基づいて計算され、MPF制度の原則に従って支払うべきようになり、損益に影響します。

MPF制度の資産は、独立して管理されているファンドで別途の形態で保有されています。

MPF制度の原則に従い、雇用主の任意の拠出金は、従業員が拠出金が完全に帰属する前に仕事をやめる場合企業に払い戻されますが、その場合を除いてMPF制度に拠出する場合、雇用主拠出金は従業員に完全に帰属します。

#### (b) 休暇制度

年次休暇及び永年勤続休暇の権利が従業員に発生するとき、認識されます。推定される年次休暇及び永年勤続休暇に対する負債が多額であれば財務報告日付の終わりまでに従業員の勤務の結果として引当金が引き当てられます。

病気休及び母親・父親の出産・育児休暇の権利は、休暇発生の時まで認められません。

### 3.9 棚卸資産

棚卸資産は低価法で記載されます。原価は先入先出法で決定されます。正味実現可能価額は通常のビジネスでの売価から販売適用しうる販売に伴う費用を差し引いたものです。

### 3.10 収益の認識基準

収益は商品の販売や役務の提供の公正価値、付加価値税、リベート及び割引のネット金額及びグループ内の収益を控除したものです。収益は以下の様に認識されます：

#### (a) 商品の販売 - 卸売

商品の販売はグループ企業が顧客に商品を引き渡し、顧客は商品の受領を受け入れ当該売掛債権の回収が合理的に確認された時に認識されます。

#### (b) 利息収入

実効金利法を使用し期間配分基準で認識します。

#### (c) コンサルティング手数料

コンサルティング手数料は役務が提供された時に認識されます。

### 3.11 リース

リースはリース条件が実質的に全部のリスクと経済的便益を借手に移転される場合はファイナンス・リースと分類されます。他の全てのリースは、オペレーティング・リースと分類されます。

#### 借手としてのグループ

オペレーティング・リースのリース料は、リース契約の期間中、定額法で損益に影響を与えます。オペレーティング・リースを契約する誘因としてのメリットは、定額法でリース期間の間、リース料を経費として認識出来るからです。

### 3.12 金融商品

金融資産及び金融負債は契約条項に従って貸借対照表に計上されております。金融資産及び金融負債は当初公正価値で評価されます。金融資産の取得ないしは金融負債の発行に直接関連した取引費用は、金融資産ないしは金融負債の金額に当初認識の段階で加算、ないしは控除されます。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、金融負債に関連する取引費用は直ちに損益として認識されます。

#### ・金融資産

金融資産は以下の区分によって評価します。

FVTPL；純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

AFS；売却可能金融資産

LAR；貸付金及び債権

分類は商品の性質によって決定しております。

#### (a) 実行利子率法

実行利子率法とは金融商品の償却原価を決定するため、もしくは受取利息と支払利息を各期に配分するための計算方法を言います。実行利子率とは当該資産の有効期間における割引率となります。評価損益は実行利子率法に基づいて計算された公正価値に基づいて損益に影響を及ぼします。

FVTPL に分類されるもの以外の負債証券に関する収入は実行利子率法を用いて認識されます。

#### (b) LAR；貸付金及び債権

売掛金及び貸付金、その他の売掛債権はそれを売買するためのマーケットが存在せず、決められた日付に支払を受けるものを分類しております。その評価は実行利子率に基づき、減損損失を加味した償却原価法によっております

#### (c) AFS；売却可能金融資産

一部の株式または債券はAFSとして分類され、公正価値により評価されています。公正価値の決定方法は注4に記載のとおりです。公正価値の変動から生じた損益は減損等を除いて包括利益に計上されます。

当該投資が売却または減損された場合、公正価値に累積していた部分は損益に再分類されます。

AFSの配当はその権利確定時に損益として認識されます。外貨建ての資産は期末時レートで換算されます。

これらに係る償却原価法及び他の損益、為替換算の影響についても包括利益に計上されます。

(d) 金融資産の減損

損益を通じて公正価値で評価される金融資産以外については、期末日における減損の数値により評価されます。金融資産の減損は将来のCFが取得後に変化したことを受けてなされます。

売却目的の株式は、公正価値が長期にわたって、もしくは著しく下落した場合には減損の兆候があるとされます。

金融資産の明らかな減損の兆候には以下が含まれます。

- ・ 発行者または相手先の著しい財務内容の悪化
- ・ 利子及び元本の不履行及び遅延

ある種の金融資産、例えば売掛金のような勘定については個別に減損を検討するのではなく、集合体として検討することがあります。これらは、過去の回収率や滞留債権の状況、昨今の経済状況を加味して算定されます。

売掛債権に関する減損の兆候は過去の回収率と滞留債権の増加を加味して行います。当社の平均回収サイクルは62日であり、社会情勢等を加味して算定しております。償却原価法を適用する金融資産は償却後の帳簿価額と将来CFを実行利率で割り引いて算出した公正価値の差額が減損する金額になります。

減損があった場合、引当金を計上して帳簿価額を減らしていた場合を除き、帳簿価額から直接切り捨てられます。前述の場合は引当金が減額されます。それ以降の回復は引当金に対してなされます。帳簿価額の変動は損益を通じてなされます。

売却可能金融資産が減損していると思われる場合には、以前から包括利益に累積している評価損益は損益に影響を与えません。

売却可能資産としての株式を除き、決算日後の後発事象により減損損失の一部が戻される場合でも、上限は従来の帳簿価額が限度となります。それを超える戻入は行いません。減損損失の金額は減損損失の金額は戻入は行いません。

・ 金融負債

グループが発行する金融負債及び資本項目は契約に基づき分類されます。資本項目とはグループの全ての負債を控除した後の資産の残余利益のことです。グループの資本項目は通常FVTPLの金融負債か他の金融負債に分類されます。

(a) 実効金利法

実行利率法とは金融負債の償却原価を決定するため、もしくは支払利息を各期に配分するための計算方法を言います。実行利率と金融負債の将来におけるキャッシュフローの割引額を計算する額と一致します。

利息費用は実効金利法に基づき認識されます。

(b) その他の金融負債

(c) その他の金融負債は実効金利法を用いて償却原価で測定されます。

・ 認識の取り消し

当社グループが金融資産の消滅を認識するのは、資産から生じるキャッシュフローを得る契約上の権利が消滅した場合、もしくはリスクと経済価値が他に移転したときです。リスクと経済価値が完全に移転していない場合には、支配している部分については引き続き認識し続けます。当社グループがすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、当該資産を認識し続けるとともに、受け取る収益のための担保付きの借入金を認識します。

当社グループは金融負債の義務から解放またはキャンセル、失効した場合に限って負債の消滅を認識いたします。

3.13 継続企業

期末日において純資産の不足があるにも関わらず、主要な株主が財務上の支援をおこなったので、財務諸表は継続企業を前提に作成されています。

そのため、資産の評価を下げる、ないしは負債の評価額を上げて資産・負債を再分類する必要はありません

## 4. 金融商品

### 4.1 金融商品の分類

売却可能金融資産:	2009年 HK\$	2008年 HK\$
上場持分証券	3,988,523	—
未上場持分証券	12,826,212	—
	<u>16,814,735</u>	—
ローン及び売掛債権: -		
売掛金及びその他債権	153,390	72,341
預け金及び前払金	1,643,292	1,749,773
取締役からの受取	1,618,481	—
関連会社からの受取	82,880	—
持株会社からの受取	7,800,000	—
関連当事者からの受取	1,500,000	—
銀行預金及び手元現金	<u>9,232,523</u>	<u>559,321</u>
合計	22,030,566	<u>2,381,435</u>
<b>金融負債</b>		
償却原価: -		
買掛金及びその他債務	1,709,386	260,695
未払費用	1,317,876	132,031
取締役への支払	23,366	64,423
関連会社への支払	236,465	—
待ち株会社への支払	—	1,500,000
無担保ローン債務	29,435,000	—
当座貸越	<u>2</u>	—
Total	32,722,095	<u>1,957,149</u>

### 4.2 金融リスク管理対象及び方針

グループの主要な金融商品は売却可能投資、売掛金及びその他売掛債権、関連当事者からの受取、その他の金融資産、銀行預金残高及び現金、買掛金及びその他営業債務、関連当事者への支払です。これらの金融商品の詳細は、それぞれの注記で開示されます。

グループの活動は、いろいろな金融リスクに晒されています：市場リスク（通貨リスクと金利リスクを含む）、信用リスクと流動性リスクです。これらのリスクを軽減する方法に関する方針は、以下で述べます。経営陣は、適切な案がタイムリーで効果的方法で実行されるのを確保するために、これらのリスクにさらされている時間を管理し、モニターします。グループは、外国通貨為替レートと金利の変化に関してそのリスク・エクスポージャーをヘッジするために、デリバティブの金融商品を使用しませんでした。

金融商品に関するグループのエクスポージャーのタイプや、リスクを管理し、計測する方法に変化はありませんでした。

(a) 為替リスク

グループは、営業の機能通貨以外の通貨建ての売上及び仕入を通して主に外国為替リスクにさらされます。このリスクを高めているのは主に日本円です。

グループは、外貨取引、資産と負債に関して現在外貨をヘッジする方針がありません。

グループは注意深くその外貨エクスポージャーをモニターし、重大な外国通貨エクスポージャーをヘッジする必要性が発生することを熟慮します。以下のテーブルでは、グループの機能通貨以外の通貨建ての認識された資産または負債から生じている為替リスクの、財務報告日付のグループのエクスポージャーを詳述します。

(日本円)	2009年 HK\$	2008年 HK\$
無担保借入金	(29,435,000)	—
為替リスク	<u>(29,435,000)</u>	—

以下のテーブルは、グループが財務報告日付でかなりのエクスポージャーを持つ外国為替レートは合理的に可能性のある変化が有った場合の、年度の（及び累積損失）グループの損失のおおよそその変化を示します。その他の資産の構成要素は、外国為替レートの変化に影響を受けません。

2009年		2008年	
増加／(減少)		増加／(減少)	
外国為替レート	年度決算への影響	外国為替レート	年度決算への影響
5%	(1,471,750)	5%	—
(5%)	1,471,750	(5%)	—

上記の感度解析は、外国為替レートの変化が財務報告日付に発生し、その日付に全てのその他の変数、特に金利は一定のままとして現在ある金融商品の為替リスクへのグループのエクスポージャーに適用され、決定されました。記載された変化は翌財務報告日までの起こり得る外国為替レートの変化の経営陣の査定は表しており分析は同様のベースで2008年にも行われました。

(b) 信用リスク

グループは、期日に相手方が完全に金額を支払うことができないというリスクである信用リスクに晒されました。それは、グループの主に「ローン及びその他債権」から生じます。減損引当金は、報告期間の終わりに生じた損失について引き当てられます。グループは、相手方を厳選することによって、信用リスクに晒されるのを制限します。取締役の意見では、売掛金及びその他の受取債権に関する信用リスクは低いと考えられます。

(c) 流動性リスク

グループの方針は、短期及び長期の流動性要件を満たすためにその持株会社から財政援助を得ている現金及び十分な準備金を確保するために定期的に現在及び将来の流動性要件をモニターすることです。以下の表はグループの財務負債の財務報告日付時点での満期までの残りの契約期間を詳述しています。そして、それらは契約の割引されないキャッシュフローや、グループが支払を要求されることがあり得る最も早い日付に基づきまず（契約のレートを用いて計算されるか、変動金利ならば財務報告日付に通用しているレートに基づく利子支払いを含みます）。

	2009年		2008年	
	帳簿価額 HK\$	契約ベース非割引キャッシュフロー合計 HK\$	帳簿価額 HK\$	契約ベース非割引キャッシュフロー合計 HK\$
買掛金及びその他債務	1,709,386	1,709,386	260,695	260,695
未払費用	1,317,876	1,317,876	132,031	132,031
取締役への支払	23,366	23,366	64,423	64,423
関連会社への支払	236,465	236,465	—	—
持株会社への支払	—	—	1,500,000	1,500,000
無担保ローン借入	29,435,000	29,435,000	—	—
未払税金	145,414	145,414	—	—
当座借越	2	2	—	—
	<u>32,867,509</u>	<u>32,867,509</u>	<u>1,957,149</u>	<u>1,957,149</u>

全ての2008年及び2009年12月末の契約ベース非割引キャッシュフロー1年以内に期日が来る要求払いです。

(d) キャッシュフロー及び公正価値利率のリスク

グループは、その現金と預金残高と支払うべき利払いの有る無担保ローンを通して主に金利リスクにさらされています。金利の増加は、現在借りている変動金利の借入れに関して金融費用を増額させ、新しい負債の費用を増額させます。グループは、上記の期間の間に金利リスクを管理するために、いささかもデリバティブ商品を使用したことはありません。

(i) 金利概観

	2009年		2008年	
	実効金利 %	金額 HK\$	実効金利 %	金額 HK\$
固定レート借入	10%	29,435,000	—	—
- 無担保ローン借入				

(ii) 感応分析

2009年12月31日に、金利を全般的に100ベース・ポイント（1%）増加/減少させたら、他の全ての変数を変えずに、ほぼHK\$294,350（2008：HK\$無し）グループの税引き後及び累計の損失を増加/減少させます。資産の他の構成要素は、金利の変化の影響を受けません。上記の感度解析は、金利の変化が財務報告日付に起こり、その日付に現存している金融商品のために金利リスクへのエクスポージャーに適用されたとの前提で決定されました。100ベース・ポイントの増加または減少は、次の財務報告日付までの期間の間の金利について理にかなった起こり得る変化の経営陣の査定を表しています。

#### 4.3 資本リスク管理

グループの目的は、資本を管理しグループの能力を保護して継続企業として存続することです。そして株主に利益を与え続けることができるように、他の投資家（十分な利益を株主に提供する事及び）のために利益を得ます。

グループは資本の構造を管理します。そして、経済状態の原資産のリスク特徴に照らしてその調整をします。資本の構造を維持するか、調節する目的で会社は、株主に支払われる配当金額を調節するか、株主に資本を戻すか、新株を発行するか、負債を減らすために、資産を売却します。

グループは修正ネットデットエクイティレシオ を使って資本をモニターします。そして、それはグループの正味負債÷調節された資本です。グループの方針は、ギアリングレシオを合理的なレベルに保つことです。調節された資本は、株主持分の全ての構成要素と利益剰余金から成ります。

#### 4.4 公正価値評価

帳簿価額マイナス売掛金及び買掛金の減損引当金はその公正価値に近いとされます。

企業内容開示目的のための財務負債の公正価値は、類似した金融商品のためにグループが利用できる現在の市場金利で将来の契約のキャッシュフローを割引することによって推定されます。

### 5. 収益

売上とは提供したサービスの価値から割引額を控除したものです。

グループの売上高と他の収益は以下のようになっています。

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
売上高	6,381,679	1,679,500
他の収益		
銀行からの預金利息	93	1,211
各種収益	51,567	1,688
	51,660	2,899
収益合計	<u>6,433,339</u>	<u>1,682,399</u>

### 6. ファイナンスコスト

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
銀行への利息費用	59	232
銀行への支払手数料	26,829	1,154
クレジットカード手数料	17,468	—
無担保借入金に係る利息費用	907,819	—
	<u>952,175</u>	<u>1,386</u>

### 7. 税引前当期損失

税引前当期損失は以下のように算定されます。

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
以下のものを合算して算定されます。		
監査人の報酬	93,000	14,000
費用として認識された棚卸資産の原価減価償却費	1,701,155	—
売却可能金融商品売却損	980,917	543,635
為替差損—純額	638,968	614,478
会員権への投資の売却に伴う損失	204,852	—
オペレーティング・リース料	60,000	—
従業員給付	1,603,636	529,448
有形固定資産の除却損	3,915,472	614,478
	200,055	—

8. 従業員給付（取締役の報酬を含みます）

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
給料、賞与	3,776,919	594,734
退職給付債務への支出	54,372	13,438
社会保障費	84,181	6,306
	<u>3,915,472</u>	<u>614,478</u>

9. 税金費用

(a) 利益算定上、香港の実行税率は16.5%です。

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
香港		
当期の損益に含まれる税金	145,414	—

(b) 今期の損失と税金は以下のように分析されます。

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
税引前当期純損失	<u>(9,543,798)</u>	<u>(1,568,198)</u>
香港		
当期の損益に含まれる税金	145,414	—

(c) 財政状態計算書上の税金

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
税金に係る引当金	<u>145,414</u>	—

(d) 時間差に関して重要性が無いので、繰延税金資産／負債は計上していません。

10. 取締役の報酬

会社法に基づき取締役の報酬は以下の通りです。

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
報酬	—	—
その他の報酬	1,200,000	120,000
	<u>1,200,000</u>	<u>120,000</u>

11. 有形固定資産—連結

	機械工具 HK \$	コンピュータ HK \$	自動車 HK \$	リース資産 HK \$	合計 HK \$
原価					
2008年1月1日	584,090	37,340	1,799,000	276,530	2,696,960
増加	5,610	—	—	—	5,610
2009年1月1日	589,700	37,340	1,799,000	276,530	2,702,570
増加	4,541,312	40,169	—	113,991	5,715,472
除却	(84,683)	—	—	(276,530)	(361,213)
2009年12月31日	5,046,329	77,509	1,799,000	1,133,991	8,056,829
減価償却累計額及び減損損失累計額					
2008年1月1日	76,804	2,877	239,867	5,591	325,139
当期変動	117,328	11,202	359,800	55,305	543,635
2009年1月1日	194,132	14,079	599,667	60,896	868,774
当期変動	495,901	13,210	359,800	112,006	980,917
除却	(44,955)	—	—	(116,203)	(161,158)
2009年12月31日	645,078	27,289	959,467	56,699	1,688,533
帳簿価額					
2009年12月31日	4,401,251	50,220	839,533	1,077,292	6,368,296
2008年12月31日	395,568	23,261	1,199,333	215,634	1,833,796

12. 有形固定資産—会社

	機械・工具 HK\$	コンピューター機器 HK\$	自動車 HK\$	リース資産 HK\$	合計 HK\$
原価					
2008/1/1	584,090	37,340	1,799,000	276,530	2,696,960
加算	5,610	—	—	—	5,610
2009/1/1	589,700	37,340	1,799,000	276,530	2,702,570
加算	332,259	40,169	—	1,133,991	1,506,419
除却	(84,683)	—	—	(276,530)	(361,213)
2009/12/31	837,276	77,509	1,799,000	1,133,991	3,847,776
減価償却累計額					
2008/1/1	76,804	2,877	239,867	5,591	325,139
当期変動	117,328	11,202	359,800	55,305	543,635
2009/1/1	194,132	14,079	599,667	60,896	868,774
当期変動	138,303	13,210	359,800	112,006	623,319
除却	(44,955)	—	—	(116,203)	(161,158)
2009/12/31	287,480	27,289	959,467	56,699	1,330,935
帳簿価額					
2009/12/31	547,796	50,220	839,533	1,077,292	2,516,841
2008/12/31	395,568	23,261	1,199,333	215,634	1,833,796

### 13. 子会社に対する投資—会社

子会社に対する投資

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
非上場会社—原価評価	2,535,600	—
価値の下落に対する引当金	(900,000)	—
	<u>1,635,600</u>	—

以下の表は2009年12月31日現在に保有している子会社です。

会社名	登記された箇所と 会社形態	主たる活動と活動 地域	株式の発行形態	持分
Wealth Sky Asia Limited	香港 株式会社	今期会社は休眠状 態だった 香港	一株当たりHK\$1で 普通株式10,000株	100%
Master Rise Corporation Limited	香港 株式会社	飲食の備蓄 香港	一株当たりHK\$1で 普通株式4,000,000 株及び、一株当 たりHK\$5で優先株式 1,000,000株	50%
Sure Capital Investment Limited	香港 株式会社	金融サービス 香港	一株当たりHK\$1で 普通株式10,000株	100%
RH CSK value Up One Limited	香港 株式会社	今期会社は休眠状 態だった 香港	一株当たりUS\$1で 普通株式1,000株	100%
RH Insigno Value Up One Limited	香港 株式会社	今期会社は休眠状 態だった 香港	一株当たりUS\$1で 普通株式1,000株	100%

上記の会社はいずれもSouth China CPA Limited社が監査を行っていません。

### 14. 会員権に対する投資—グループと会社

	2009 HK\$	2008 HK\$
会員権—原価評価	970,000	970,000
減算—売却	(110,000)	—
	<u>860,000</u>	<u>970,000</u>

15. 売却可能通貨証券 - グループ

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
上場株式—公正価値で評価		
申込日時点	4,627,491	—
評価替えによる損失	(638,968)	—
上場株式帳簿価額	3,988,523	—
未上場株式—原価で評価		
原価	12,826,212	—
合計	16,814,735	—

上場株式は、シンガポールで上場している企業によって発行されたものです。毎期末において公正価値で評価されています。

日本円建ての以下の金額は、売却可能な投資に含まれます。

未上場持分証券に付いていけば、グループは劣後資本に対して1.22%の持分があり、日本で設立されたACA投資合同会社によって実行され、管理されています。

2009年9月28日にACA投資合同会社とグループとの間で締結された劣後匿名組合契約によるとグループは資本への出資比率に比例して、ACA投資匿名組合の損益を分配します。そのうえ、グループにはACA投資匿名組合の負債に対する責任がなく、ACA投資匿名組合の活動に影響を与える権利がありません。契約は2014年9月31日に期限切れになります。

16. 売却可能有価証券—会社

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
上場株式—公正価値で評価		
申込日時点	4,627,491	—
評価替えによる損失	(638,968)	—
上場株式の帳簿価額	<u>3,988,523</u>	—

当該株式はシンガポールに上場している会社の株式です。毎期末において公正価値で評価されています。

17. 棚卸資産—グループ

棚卸資産の内容	2009年 HK\$	2008年 HK\$
飲食物の棚	<u>860,000</u>	—

18. 売掛およびその他営業債権

	グループ		会社	
	2009年 HK\$	2008年 HK\$	2009年 HK\$	2008年 HK\$
その他営業債権	153,390	72,341	81,160	72,341
前払い金	1,643,292	1,749,773	549,758	1,749,773
	<u>1,796,682</u>	<u>1,822,114</u>	<u>630,918</u>	<u>1,822,114</u>

### 19. 取締役に対する貸付け

取締役に対する貸付けは会社法に則り、以下のようになっています。

取締役の名前	Shu Taiho
貸付けの要件	
— 支払期限	必要とあれば
— 利率	なし
— 担保	なし
2009年1月1日	0
2009年12月31日	HK\$1,618,481
今期中最大の金額	HK\$1,618,481

### 20. 関連会社に対する貸付け

関連会社に対する貸付けは会社法に則り、以下のようになっています。

関連会社の名称	Redhorse Co., LTD
取引を行った取締役	Shu Taiho
貸付けの要件	
— 支払期限	必要とあれば
— 利率	なし
— 担保	なし
2009年1月1日	0
2009年12月31日	HK\$82,880
今期中最大の金額	HK\$82,880

### 21. 持株会社への貸付け

持株会社に対する貸付けは無担保、無利息、及び支払期限は定められていません。

### 22. 関連当事者への貸付け

関連当事者の名称	Yoshiyuki Sekiuchi	Gaku Morisawa
貸付けの要件		
— 支払期限	2010年6月4日	2010年6月4日
— 利率	なし	なし
— 担保	なし	なし
2009年1月1日	0	0
2009年12月31日	HK\$1,000,000	HK\$1,000,000
今期中最大の金額	HK\$1,000,000	HK\$1,000,000

### 23. 買掛金及びその他営業債務

	グループ		会社	
	2009年	2008年	2009年	2008年
	HK\$	HK\$	HK\$	HK\$
買掛金及びその他営業債務	1,709,386	260,695	0	260,695
未払費用	1,317,876	132,031	1,291,296	132,031
	3,027,262	392,726	1,291,296	392,726

### 24. 取締役、関連会社及び持株会社への債務

取締役、関連会社及び持株会社への債務は無担保無利息で決められた返済条件がありません。

## 25. 子会社への債権

子会社への債権は無担保無利息で決められた返済条件がありません。

## 26. 子会社への債務

子会社への債権は無担保で、貸付利率が年率10%で1年以内に完済されます。

## 27. 株式資本

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
授権、発行済及び支払済：-		
7,075,000普通株1株当たりHK\$1.-	7,075,000	7,075,000

## 28. 無担保ローン借入

無担保ローン借入はグループが借入人の個別の社債の為に実行され、利率は年利10%で1年以内に返済します。

## 29. 準備金

グループ	HK\$
2009年1月1日	(3,846,918)
年度内損失認識された収益及び費用合計	(8,966,121)
2009年12月31日	<u>(12,813,039)</u>
2008年1月1日	(2,278,720)
年度内損失認識された収益及び費用合計	(1,568,198)
2008年12月31日	<u>(3,846,918)</u>
会社	
2009年1月1日	(3,846,918)
年度内損失認識された収益及び費用合計	(7,271,119)
2009年12月31日	<u>(11,118,037)</u>
2008年1月1日	(2,278,720)
年度内損失認識された収益及び費用合計	(1,568,198)
2008年12月31日	<u>(3,846,918)</u>

## 30. 親会社

取締役は香港で設立されたH&R Group Limitedが持株会社であり親会社です。

### 31. オペレーティング・リースのコミットメント - グループ及び会社

2009年12月31日現在、グループは下記の様な支払をするというオペレーティング・リースのコミットメントをしています。

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
以下の期間内の支払		
1年以内	4,258,008	0
1年超年以内	4,138,224	0
	8,396,232	0

#### 2009年12月31日現在の損益勘定の詳細

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
役務収益	862,149	1,679,500
その他収益		
銀行利息収益	64	1,211
為替差益、ネット	63,290	0
利息収入	11,836	0
雑収入	51,547	1,688
	126,737	2,899
	988,886	1,682,399

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
一般管理費		
會計手数料	5,330	37,500
広告費	5,207	3,690
代理店手数料	0	13,727
監査人報酬	55,000	14,000
不良債権	31,495	0
新聞図書費	5,990	9,896
ビル管理費	119,817	49,848
登記費	450	0
清掃費	157	0
コンピューター運営費	3,260	910
コンサルティング費用	28,928	0
償却	623,319	543,635
水道光熱費	14,085	14,723
接待交際費	738,859	322,077
為替差損、ネット	0	387
公課	0	5,300
保険	71,790	52,316
弁護士及び専門家費用	365,335	96,249
国内交通費	30,987	12,598
会員権投資売却損	60,000	0
売却可能投資評価損	638,968	0
車両維持費	92,118	261,004
強制退職積立金制度拠出金	12,428	13,438
事務用品費	14,286	2,399
国外出張旅費	1,028,710	261,405
罰金	0	990
郵便料	9,019	196,804
印刷及び文房具	17,961	9,977
子会社投資評価減引当金	900,000	0
四半期費用	49,961	0
賃借料及び料金	501,949	529,448
修繕維持費	16,216	2,800
給料賃金	2,239,240	594,734
秘書手数料	486	0
従業員福利厚生	10,149	6,306
印紙税	2,842	0
購読料	19,900	47,132
諸雑費	16,568	0
税務サービス料	7,000	0
通信費	226,904	134,918
訓練費	6,000	11,000
子会社投資償却	41,750	0
有形固定資産償却	200,055	0
	8,212,519	3,249,211

	2009年 HK\$	2008年 HK\$
財務費用		
銀行支利息	56	232
銀行手数料	14,767	1,154
支利息	932,663	0
	947,486	1,386
	9,160,005	3,250,597
税引前損失	(8,171,119)	(1,568,198)
前期繰越損失	(3,846,918)	(2,278,720)
当期繰越損失	(12,018,037)	(3,846,918)

**(6)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】**

**①【公開買付者が提出した書類】**

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

**②【上記書類を縦覧に供している場所】**

**2【会社以外の団体の場合】**

該当事項はありません。

**3【個人の場合】**

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】 (平成23年9月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	350 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	235 (個)	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	585 (個)	—	—
所有株券等の合計数	585 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(235 (個) )	—	—

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

##### (レッドホース・ホールディングス・リミテッド (REDHORSE HOLDINGS LIMITED) 分) (平成23年9月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	350 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	235 (個)	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ( )	—	—	—
株券等預託証券 ( )	—	—	—
合計	585 (個)	—	—
所有株券等の合計数	585 (個)	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(235 (個) )	—	—

##### (トラベラー・ホールディングス (Traveler Holdings) 分)

該当事項はありません。

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

該当事項はありません。

##### (4)【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

## 2 【株券等の取引状況】

### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

## 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

## 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との取引

TVULは、旅行業界全体の低迷に加え、平成23年3月11日の東日本大震災の影響も存したことから、対象者の当面の資金繰りを確保するため、対象者に対し平成23年5月25日に金2億円の融資を、平成23年6月25日には金1億円の融資をそれぞれ実行しております。かかる融資に係る各貸付債権は、同年8月31日付で、TVULからトラベラー・ホールディングスに譲渡され、現在トラベラー・ホールディングスが債権者となっております。

#### (2) 公開買付者と対象者役員との取引

該当事項はありません。

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役である周泰鳳氏は、RHL及びその子会社の役職員を兼務しており、清水明広氏は、RHLの完全親会社であるH&Rの子会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けに係る意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において共同公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、周泰鳳氏及び清水明広氏以外の対象者取締役が1名しかいないことに鑑み、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の公正さを確保し、透明性及び客観性を高めるべく、独立取締役会の決議により、中立かつ公正な第三者による第三者委員会を設けることとし、小磯孝二氏（石澤・神・佐藤法律事務所弁護士）、伊達伸一氏（弁護士法人北浜法律事務所東京事務所弁護士）、大原達朗氏（アルテ監査法人代表社員）の3名から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、本諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱いたしました。

第三者委員会は、平成23年8月23日から同年9月13日まで5回にわたる会合を開催するとともに、対象者の取締役である清水明広氏、後藤克彦氏及び対象者の監査役である稲見憲男氏並びに共同公開買付者の関連会社の役員である小野沢隆氏にヒアリング及び質疑応答を行い、SPが作成した対象者株式価値算定書をはじめとする関係資料を精査する等、本諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、本諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成23年9月13日に、対象者に対し、本取引及び本公開買付けは、対象者の企業価値の向上が目的とされ、かつ、公正な手続きと対価の妥当性を通じた株主利益への配慮がなされており、対象者の意思決定が少数株主に不利益でないと認められる旨並びに、よって第三者委員会は本公開買付けに賛同し本取引を実行すること及びその条件は相当であると判断する旨を内容とする答申書を提出いたしました。

かかる答申を踏まえ、平成23年9月15日開催の対象者取締役会には周泰鳳氏及び清水明広氏を除く唯一の対象者取締役がその審議及び決議に参加し、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであり、妥当であると判断し、本公開買付けに対し賛同の意見を表明し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様に応募することを推奨するとの旨、及び、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねると決議し、対象者の監査役である稲見憲男氏を除く監査役2名が上記の取締役会に参加し、その2名の監査役が異議がないとの意見を述べているとのこと。本新株予約権については、公開買付価格が1円とされておりますところ、本新株予約権は、行使価格が128円であり、平成23年9月14日現在でのJASDAQ市場における対象者株式の終値77円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることを見込めず、これを行使できないおそれがあります。このような状況に鑑みれば、対象者取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、対象者の監査役である稲見憲男氏は、RHLの完全親会社であるH&Rの子会社の監査役を兼務しているため、利益相反回避の見地から、上記取締役会の上記賛同決議に関する審議及び決議には参加しておりません。

また、対象者では、上記の本公開買付けに係る議案の審議及び決議に先立って、利益相反のおそれのある上記取締役及び監査役を除く対象者の全役員に対して、本公開買付けを含む本取引の概要及び第三者委員会の答申内容について十分な説明がなされております。

## (2) 本公開買付けを実施する背景及び理由、意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

RHLは、対象者に対し、対象者におけるインバウンド顧客向けの事業を強化するため、中国の大手TVショッピング会社であるAcorn社を紹介して対象者とAcorn社との業務提携に貢献しました。さらに、かかる提携の一環として平成21年11月にACORN社のグループ会社であるAHKHLが対象者の新株450,000株及び新株予約権450個（当該新株及び当該新株予約権が行使された場合の株式数の合計900,000株の所有割合は11.11%）を引き受けた際、当該提携の紹介者としてまたRHグループと対象者の関係性維持の観点から対象者の新株350,000株及び新株予約権235個（当該新株及び当該新株予約権が行使された場合の株式数の合計585,000株の所有割合は7.22%）を引き受けました。その後もRHLは、対象者の企業価値の向上のため指導・助言を行ってまいりました。また、旅行業界全体の低迷に加え、平成23年3月11日の東日本大震災の影響も存したことから、対象者の当面の資金繰りを確保するため、TVULから対象者に対し平成23年5月25日に金2億円の融資を、平成23年6月25日には金1億円の融資をそれぞれ実行しております。なお、かかる融資に係る各貸付債権は、同年8月31日付で、TVULからトラベラー・ホールディングスに譲渡され、現在トラベラー・ホールディングスが債権者となっております。

現在の市場環境は、政府主導の様々な経済政策が奏功したことや、中国を始めとした好調なアジア経済の影響等により緩やかながらも企業収益については回復基調にあるものの、一方で、所得環境が引き続き厳しい状況にあることから内需低迷の長期化やデフレの持続、あるいは急激な円高の進行による輸出環境の悪化、さらには年度末に起きました東日本大震災により国内経済に及ぼす影響は計り知れないものがあり、景気の先行きについては非常に不透明な状況の中で推移しております。

殊に、旅行業界におきましては、一昨年度においては新型インフルエンザの流行の影響、昨年度末からは東日本大震災の影響により旅行を始めとしたレジャー活動の手控えが起り、今期第1四半期の売上は前年同期比20.9%減と大幅に減少し通期での売上減も避けられないものと予想され、また、次期についても、市場が低迷することが予想されております。

さらに、観光白書および日本政府観光局の統計数値に拠りますと、日本人海外旅行客数は、2000年度の1,780万人をピークに年度ごとの外的要因による増減はあるものの減少傾向にあります。対象者の主力ターゲットである海外団体旅行客の減少、対象者はカタログ及び対面販売を主力にしているところWEBによる旅行予約のシェア拡大により顧客接点が減少していること、おみやげの定番である海外食品が日本国内でも容易に購入可能となり商品価値が低下していることなどから、対象者を取り巻く環境は、ますます厳しい状況に至ることが見込まれます。

このため対象者には、基幹事業である海外渡航関連事業の新規販路開拓を含めた改革に更に傾注するとともに、外的要因に左右されない経営体質を確立し、国内土産販売事業の販売効率を高めていき、生産性の向上を図っていくこと、さらには、ネット化の動きに対応した販売スキームの構築とコスト構造改革の推進等、更なる経営の効率化に努めることが求められます。

このような厳しい環境を踏まえ、RHグループ及び対象者において、勝ち抜き、且つ今後更なる成長を実現するためには、RHグループの経営戦略に沿った迅速かつ確かな意思決定とその実行により、インフルエンザや東日本大震災をはじめとする外部的要因により影響を受けやすい対象者の現在の経営体質を強化していくとともに、国外殊に中国国内におけるビジネススキームを早期に確立することが不可欠であり、そのためには、対象者とRHグループの経営資源をより緊密に連携させることが必要と考えております。そして、このような経営改革は、対象者の顧客に対しても、より満足度の高いサービスを提供できることから有益なものと考えられます。

しかし、このような抜本的な変革を実施するに当たっては、IT化、CRM導入および新規事業向けシステムを含めた初期的投資費用2億円のみならず構造改革費用等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの対象者の経営及び業績に大きな影響を与えることから、対象者が上場を維持したままこれらを実行した場合には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。対象者が、中期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な変革を機動的に行うためには、短期的な業績に左右されることなく変革に取り組む必要があり、かかる観点からRHグループの一員として中長期的視野に立った経営改革を進めていくことが対象者の企業価値の向上に資するものと考えられます。

また、対象者は、前述の初期的投資費用や構造改革費用に充てるための資金や、外部的要因による業績の変動に対応するための運転資金など機動的な資金調達が必要ですが、昨今の状況の下では、対象者が上場を維持していくことによる資金調達上のメリットを見出し難く、むしろ、上場に伴う資金調達の規制により、増資等による柔軟かつ機動的な資金調達を図ることが困難な状況にあります。このため、上記規制の伴わない状況のもとRHグループの一員として資金調達を図ることが資金調達の機動性を高める上でメリットがあるものと考えられます。

さらに、対象者は、平成16年にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式を上場しておりますが、近年、上場を維持するために必要な様々な実務上の負担（株主総会の運営、開示項目の増加への対応J-SOXへの対応、独立取締役の導入等）の増加や、それに伴う人件費等の費用の増加が見込まれており、上場維持コストの面からも上場維持のメリットに疑義が生じているものと考えております。

以上のような状況を踏まえ、RHLは、平成22年10月頃から、対象者の非上場化を視野に入れて対象者の経営改革について検討を開始し、平成23年1月末頃に対象者の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、公開買付けの手法により、共同公開買付者が対象者の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えてに至りました。このため、平成23年1月末頃より、対象者との間でも対象者の非公開化を前提とした本公開買付けについて協議・検討を行って参りました。そして、本公開買付けを実行するため、平成23年4月19日にはRHLが中国（香港）に保有していた法人について資金調達のためビークルとして利用すべく社名変更を行いTVULとし、さらに平成23年6月8日には共同公開買付者であるトラベラー・ホールディングスを設立いたしました。

その後、RHL及び対象者との協議、交渉並びに本取引に伴うメリットと対象者の普通株式の上場維持の意義等を総合的に勘案して、共同公開買付者は、平成23年9月14日に、本公開買付けを行うことを決定致しました。

共同公開買付者は、対象者の抜本的な改革を全面的に支援してまいります。対象者の現在の取締役は代表取締役会長である周泰鳳、取締役である清水明広及び後藤克彦ですが、本公開買付け後の当面の役員構成については、上記三名がいずれも、本公開買付け後も対象者の取締役として、その職務にあたることと予定されております。また、対象者の監査役につきましても、同様に、本公開買付け後も対象者の監査役として、その職務にあたることと予定されております。将来的な役員構成を含む今後の経営体制については、今後、対象者と協議しながら決定していく予定です。RHグループ全体で形成された経営ノウハウ及び高い資金調達力、さらには、RHLが香港進出5年間で蓄積した中国ビジネスのノウハウ、信頼できるパートナー等とのコネクションを活用して、将来的には海外証券市場に上場することも視野に入れながら、新たな組織体制の確立や大胆な事業再構築を含む戦略転換を実現するなど、対象者の総合的な企業価値向上を目指します。

共同公開買付者及び対象者は、以上の諸事情を勘案し、RHグループ及び対象者の今後の経営方針について慎重に協議、交渉及び検討を重ねた結果、対象者を非公開化すべきとの認識を共有し、本公開買付けの実施を決定するに至っております。

### (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

#### ① 独立した第三者算定機関からの株式算定書の取得

##### (a) 普通株式

公開買付者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるGPCより株式価格算定書を取得し、参考としております。

GPCは、対象者の株式価値を算定するに際して、対象者より提出された事業計画等を検証のうえ、DCF法による算定、対象者が上場会社であることから、最近における株価及び取引量並びに対象者の業績に関する直近の状況を鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所JASDAQ市場における基準日現在（平成23年6月30日）の株価並びに当該基準日までの1か月、3か月及び6か月における株価終値平均値を基にした時価総額に基づく算定を行うとともに、DCF法、時価総額及び時価純資産法により算出される数値を幾何平均し、これらの算定方法による数値を総合考慮することにより、株式価値の算定を行っております。なお、対象者の業績の実績値については、平成23年6月30日までの数値が公表されておりますので、DCF法における過去の対象者の業績についてはかかる公表された実績値を用い、またDCF法における算定と平仄を合わせるため、時価総額に基づく算定の基準日も平成23年6月30日としております。

将来収益獲得能力に基づき企業価値を評価する手法であるDCF法については、平成24年から平成28年の5年間の事業計画の最終事業年度である平成28年の計画値が永続するものと仮定し、自己資本コスト（利率及び危険率（リスクプレミアム）に基づき算出されるコスト）と他人資本コスト（追加借入利率）に基づいて算出した割引率5.016%により事業計画値を現在価値に割引計算された数値に、基準日現在で保有する余剰資金と有利子負債を加減算することにより算出されております。静的な企業価値算出方法である時価純資産法に関しては、取締役会にて承認された基準日現在の貸借対照表上の純資産額に、保有不動産に係る不動産鑑定評価に基づき把握された評価損益を加味して算出しております。なお、幾何平均とは、各算出数値の積の立方根にて求められる平均方法です。

株式価値算定書によると、対象者の1株当たりの株式価値について、DCF法では112円から137円、時価総額に基づく算定では82円から117円とされております。そして、上記手法はいずれも合理的な理論・理由に基づく算定方法であるため、最終的に、対象者の1株当たりの株式価値については、2種の評価結果の最大値と最小値の範囲内であるとして、82円から137円が1株当たり株式価値の算定結果として示されております。なお、DCF法の仲値である124円、対象者の基準日現在（平成23年6月30日）の株価（終値）である87円及び時価純資産法に基づき算出された171円を幾何平均した数値を中間値とし、一定の変動幅を考慮して算出する方法も参考情報として用いておりますが、かかる方法によれば対象者の1株当たりの株式価値は110円から135円とされており、上記最大値及び最小値の範囲に収まるため、上記の算定の妥当性を裏付けております。なお、共同公開買付者は、GPCから、新株予約権に関する算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である1株当たり118円は、かかる株式価値算定書の82円から137円という算定結果を参考にしながら、過去の発行者以外のものによる株券等の公開買付けの事例において公開買付価格の設定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果も踏まえたうえで、最終的に決定したものです。

なお、本公開買付価格は、本書提出日の2営業日前である平成23年9月13日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値81円、過去1か月間の終値の平均値81.29円、3か月間の終値の平均値84.07円、6か月間の終値の平均値87.36円に対して、それぞれ、45.68%、45.17%、40.36%、35.08%のプレミアムを付した価格であります。

また、本公開買付価格は、本書提出日の直近の取引日である平成23年9月14日の大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の終値77円、過去1か月間の終値の平均値81.09円、3か月間の終値の平均値83.87円、6か月間の終値の平均値87.06円に対しては53.25%、45.52%、40.70%、35.54%のプレミアムを付した価格であります。

#### (b) 新株予約権

本新株予約権は、行使価格が128円であり、株式価値算定基準日現在での大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者株式の株価87円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることは見込めず、これを行使できないおそれがあります。

そこで、本新株予約権に係る本公開買付価格は、1個当たり1円とすることに致しました。

#### ② 対象者における第三者算定機関からの算定取得

本件対象者プレスリリースによれば、対象者は、共同公開買付者から提示された本公開買付価格に係る意思決定の過程における公正性を担保するための措置として、不当に恣意的な判断がなされないよう、対象者及び共同公開買付者から独立した第三者算定機関であるSPを選定し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年9月12日付け株式価値算定書を取得したとのことです。

SPは、対象者の株式価値算定に当たり必要な情報を収集・検討するため、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等について資料を取得し、説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の1株当たり株式価値の算定を実施したとのことであり、それぞれの手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値は以下の通りです。なお、対象者は、SPから、新株予約権に関する算定書は取得しておりません。また、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(i) 市場株価法

対象者の普通株式は、株式市場に上場しており、株価が直接参照可能であるため、市場株価法を採用しました。株式市場株価法では、平成23年9月9日を基準日として、大阪証券取引所JASDAQ市場における対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、異常値がないことを確認した上で、基準日の1株当たり出来高加重平均株価79円、直近1か月間の1株当たり出来高加重平均株価81円、直近3か月間の1株当たり出来高加重平均株価84円、直近6か月間の1株当たり出来高加重平均株価89円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を79円から89円までと分析しています。

(ii) DCF法

DCF法は、評価対象企業の将来キャッシュフローを基礎とするため、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させることが可能であることからDCF法を採用しました。DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を96円から189円までと分析しています。算定の前提となる対象者の事業計画については、平常値と異常値の平均が取られております。なお、東日本大震災による国内外の旅行者数の減少が見込まれるため、今期の業績にかかる公表値は前期に比べ低くなっております。

③ 利益相反を回避するための措置

共同公開買付者と対象者との利益相反を回避するため、上記の通り、共同公開買付者及び対象者は、それぞれ別個に、共同公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関から対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断にあたりこれを参考にしております。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役である周泰鳳氏は、RHL及びその子会社の役職員を兼務しており、清水明広氏は、RHLの完全親会社であるH&Rの子会社の役職員を兼務していることから、利益相反回避の見地から、本公開買付けに係る意見表明の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において共同公開買付者との協議及び交渉には一切参加していないとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、周泰鳳氏及び清水明広氏以外の対象者取締役が1名しかいないことに鑑み、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の公正さを確保し、透明性及び客観性を高めるべく、独立取締役会の決議により、中立かつ公正な第三者による第三者委員会を設けることとし、小磯孝二氏（石澤・神・佐藤法律事務所弁護士）、伊達伸一氏（弁護士法人北浜法律事務所東京事務所弁護士）、大原達朗氏（アルテ監査法人代表社員）の3名から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対し、本諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役に提出することを委嘱いたしました。

第三者委員会は、平成23年8月23日から同年9月13日まで5回にわたる会合を開催するとともに、対象者の取締役である清水明広氏、後藤克彦氏及び対象者の監査役である稲見憲男氏並びに共同公開買付者の関連会社の役員である小野沢隆氏にヒアリング及び質疑応答を行い、SPが作成した対象者株式価値算定書をはじめとする関係資料を精査する等、本諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

第三者委員会は、このような経緯のもとで、本諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討した結果、平成23年9月13日に、対象者に対し、本取引及び本公開買付けは、対象者の企業価値の向上が目的とされ、かつ、公正な手続きと対価の妥当性を通じた株主利益への配慮がなされており、対象者の意思決定が少数株主に不利益でないと認められる旨並びに、よって第三者委員会は本公開買付けに賛同し本取引を実行すること及びその条件は相当であると判断する旨を内容とする答申書を提出いたしました。

かかる答申を踏まえ、平成23年9月15日開催の対象者取締役会には周泰鳳氏及び清水明広氏を除く唯一の対象者取締役がその審議及び決議に参加し、本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであり、妥当であると判断し、本公開買付けに対し賛同の意見を表明し、対象者の普通株式については、対象者株主の皆様に応募することを推奨するとの旨、及び、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の判断に委ねると決議し、対象者の監査役である稲見憲男氏を除く監査役2名が上記の取締役会に参加し、その2名の監査役が異議がないとの意見を述べているとのこと。本新株予約権については、公開買付価格が1円とされておりますところ、本新株予約権は、行使価格が128円であり、平成23年9月14日現在でのJASDAQ市場における対象者株式の終値77円を大きく上回っております。このため、対象者提出の事業計画に鑑みて、共同公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得しても、今後も株式価値が行使価格を上回ることを見込めず、これを行使できないおそれがあります。このような状況に鑑みれば、対象者取締役会は、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、対象者の監査役である稲見憲男氏は、RHLの完全親会社であるH&Rの子会社の監査役を兼務しているため、利益相反回避の見地から、上記取締役会の上記賛同決議に関する審議及び決議には参加しておりません。

また、対象者では、上記の本公開買付けに係る議案の審議及び決議に先立って、利益相反のおそれのある上記取締役及び監査役を除く対象者の全役員に対して、本公開買付けを含む本取引の概要及び第三者委員会の答申内容について十分な説明がなされております。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

### 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード市場）						
月別	平成23年3月	平成23年4月	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月	平成23年8月	平成23年9月
最高株価	170	110	100	90	91	97	98
最低株価	62	87	83	79	86	70	76

(注) 平成23年9月については、9月14日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

#### (2)【大株主及び役員の所有株式の数】

##### ①【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（千株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

##### ②【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

#### (1)【対象者が提出した書類】

##### ①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第48期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月28日関東財務局長に提出

事業年度 第49期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月20日関東財務局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第50期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月8日関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

該当事項はありません。

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記①事業年度 第48期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年7月2日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記①事業年度 第49期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年6月21日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記②事業年度 第50期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）四半期報告書の訂正報告書）を平成23年8月29日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

5【その他】

該当事項はありません。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高(千円)	18,445,763	16,076,927	13,662,601	10,327,457	—
経常損益(千円)	279,592	△326,732	9,318	△440,877	—
当期純損益(千円)	366,164	△587,852	10,458	△530,333	—
純資産額(千円)	2,459,551	1,623,318	1,627,426	—	—
総資産額(千円)	9,876,915	7,567,682	7,216,111	—	—
1株当たり純資産額(円)	374.01	253.03	265.59	—	—
1株当たり当期純損益(円)	59.78	△95.93	1.71	△80.09	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	23.2	20.5	22.6	—	—
自己資本利益率(%)	16.8	△30.6	0.7	—	—
株価収益率(倍)	6.5	△2.2	46.9	△1.2	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△85,731	△331,861	158,774	△765,238	—
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	95,203	2,820	475,520	619,406	—
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△458,872	△913,001	20,818	△1,526,749	—
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	3,140,918	1,876,129	2,533,413	856,515	—
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	354 [355]	331 [319]	252 [300]	— —	— —

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高(千円)	13,699,211	12,796,286	11,541,397	10,112,260	12,169,955
経常損益(千円)	230,679	△362,638	19,185	△423,618	427,178
当期純損益(千円)	106,687	△570,066	349,656	△710,706	365,071
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—
資本金(千円)	807,500	807,500	807,500	858,700	858,700
発行済株式総数(千株)	6,628	6,628	6,628	7,428	7,428
純資産額(千円)	2,119,465	1,406,696	1,822,150	1,243,208	1,590,053
総資産額(千円)	8,721,147	6,811,389	7,551,154	4,618,803	3,824,674
1株当たり純資産額(円)	345.85	229.54	297.37	164.03	211.01
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	7.00 (—)	— (—)	7.00 (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損益(円)	17.42	△93.02	57.06	△107.33	49.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	24.3	20.7	24.1	26.4	40.9
自己資本利益率(%)	5.0	△32.3	21.7	△46.8	26.2
株価収益率(倍)	22.3	△2.3	1.4	△0.9	1.8
配当性向(%)	40.2	—	12.3	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	—	698,843
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	—	△8,844
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	—	△1,032,156
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	—	—	—	—	512,509
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	285 [265]	282 [252]	234 [245]	240 [237]	234 [308]

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 平成22年3月期は、同年3月25日以降連結子会社がなくなったことにより、連結貸借対照表を作成していないため、連結貸借対照表に該当する数値及び連結経営指標等の従業員数については記載しておりません。また、平成23年3月期は、連結財務諸表を作成していないため、連結経営指標等については記載しておりません。
3. 平成20年3月期の連結ベース及び提出会社の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期純損失が計上されており、また希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、平成22年3月期の連結ベース及び提出会社の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 平成21年3月期の連結ベース及び提出会社の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、平成19年3月期の連結ベース及び提出会社の潜在株式調整後1株当たり当期純利益並びに平成23年3月期の提出会社の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 提出会社の平成20年3月期及び平成22年3月期の配当性向は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成23年3月期の配当性向は、無配となったため記載しておりません。